

土木工事施工管理の統一事項

平成22年7月
(令和7年4月改定)
宮崎県県土整備部

目 次

序 ウィークリースタンス	序-1
--------------	-----

第 1 編 総則編

1. 工事請負契約から工事完成までの流れ	1-1-1
2. 監理技術者等	1-2-1
2.1 一般	1-2-1
2.2 建設業法で規定されている監理技術者等の資格	1-2-1
2.3 監理技術者等の配置	1-2-2
2.4 監理技術者等の工事現場における専任	1-2-2
2.5 現場代理人	1-2-4
2.6 現場技術者等の腕章の着用	1-2-4
3. 施工体制	1-3-1
3.1 総則	1-3-1
3.2 施工体制台帳・施工体系図	1-3-1
4. CORINSへの登録	1-4-1
4.1 登録対象工事	1-4-1
4.2 登録時期	1-4-1
4.3 登録に関する留意事項	1-4-1
4.4 工事契約コード	1-4-1
5. 建設業退職金共済制度	1-5-1
5.1 建設業退職金共済制度の掛金収納書	1-5-1
5.2 共済証紙受払簿	1-5-2
6. 工事の標示（工事看板）	1-6-1
6.1 標示板の大きさ等	1-6-1
6.2 標示内容	1-6-1

第 2 編 施工管理編

1. 一般事項	2-1-1
1.1 施工管理関係基準	2-1-1
1.2 主な工事書類一覧表	2-1-2
2. 施工計画書	2-2-1
2.1 施工計画書の目的	2-2-1
2.2 施工計画書の作成時期	2-2-2
2.3 施工計画書記載事項の内容	2-2-3
2.4 施工計画書作成の留意点	2-2-4
2.5 施工計画書作成要領	2-2-6
3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）	2-3-1
3.1 設計図書の照査	2-3-1

3.2	工事測量の成果（着手前測量）	2-3-1
4.	工事打合簿	2-4-1
4.1	目的	2-4-1
4.2	各事項の定義及び取扱上の留意点	2-4-1
4.3	作成要領	2-4-2
4.4	電子メール等での書類提出	2-4-4
4.5	作成例及び参考様式	2-4-5
5.	協議資料	2-5-1
5.1	関係官公庁協議資料	2-5-1
5.2	近隣協議資料（工事経過記録簿）	2-5-1
6.	工程管理	2-6-1
6.1	目的	2-6-1
6.2	工程管理上の留意点	2-6-1
6.3	作成要領	2-6-2
6.4	その他	2-6-2
6.5	週間工程表	2-6-2
7.	工事履行報告	2-7-1
7.1	工事履行報告	2-7-1
8.	品質・出来形・写真管理	2-8-1
8.1	品質管理	2-8-1
8.2	出来形管理	2-8-16
8.3	写真管理	2-8-29
9.	段階確認等	2-9-1
9.1	材料確認書	2-9-1
9.2	段階確認、立会事項	2-9-4
10.	材料関係	2-10-1
10.1	レディーミクストコンクリート	2-10-1
10.2	セメントコンクリート製品使用の取扱い	2-10-5
10.3	アスファルト混合物の取扱い	2-10-8
11.	安全管理	2-11-1
11.1	安全教育訓練等	2-11-1
11.2	事故報告	2-11-4
12.	再生資源	2-12-1
12.1	再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）	2-12-1
12.2	産業廃棄物管理表票（マニフェスト）	2-12-1
13.	i-Constructionの推進	2-13-1
13.1	i-Constructionの概要	2-13-1
13.2	具体的な取り組み及び適用される基準等について	2-13-1

1 4. 提出書類	2-14-1
14.1 提出書類様式	2-14-1
14.2 工事書類簡素化	2-14-1
14.3 工事書類簡素化一覧表	2-14-2
1 5. その他	2-15-1
15.1 支給品・発生品等	2-15-1
15.2 創意工夫	2-15-2
1 6. 特殊車両通行許可	2-16-1
16.1 特殊車両通行許可	2-16-1

序　ウィークリースタンス　編

土工工事施工管理の統一事項

ウィークリースタンス等の推進

1 目的

建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを求められている。

また、工事及び業務等の発注・施工（履行）、引渡しに当たり、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の主旨を踏まえ、受発注者双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すことを目的とする。

2 対象

宮崎県県土整備部が発注する全ての工事及び委託業務を対象とする。ただし、緊急施行工事や災害に関する業務など、災害対応等で緊急を要するものは除く。

3 取組内容

以下の取組事例を参考に、土日・深夜勤務等を抑制するため、受発注者が相互に連携しながら現場環境の改善を図ることとする。

ア 依頼日・時間及び期限に関すること

休日・ノー残業デーなどの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

イ 会議・打合せに関すること

(ア)勤務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間を設定しない（具体的な時間を設定）。

(イ)立会は遠隔臨場、打合せはWEB会議、書類提出は情報共有システム等の活用にも努めること。

ウ 勤務時間外の連絡に関すること

(ア)勤務時間外の連絡を行わない（情報共有システム及びメールを含む）。

(イ)受発注者間でノー残業デーの情報を共有すること。

エ ワンデーレスポンス

(ア)受注者からの質問や協議については、1日（24時間）を目安に回答することを原則とする。

(イ)回答が困難な場合には、受注者に回答が必要な期限を確認した上で「回答期限」を1日（24時間）以内に回答する。

(ウ)(イ)で回答した「回答期限」を超過することが明らかになった時点で、速やかに新たな「回答期限」を連絡する。

(エ)措置し得ない事項や重要な判断が必要な場合は、速やかに上司等に相談して回答する。

重要な判断が必要な場合は、事務所内の統一見解の確認や事業主管課に相談するなど、回答内容の確実性も重視する。

(オ)受発注者双方の間合せ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

オ その他

上記以外の項目についても、受発注者間において確認の上決定できるものとする。

4 進め方

ア 受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

工事に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

イ 発注者及び受注者は、工期に関するコスト意識を共有し、相互に連携・協力すること。

土工工事施工管理の統一事項

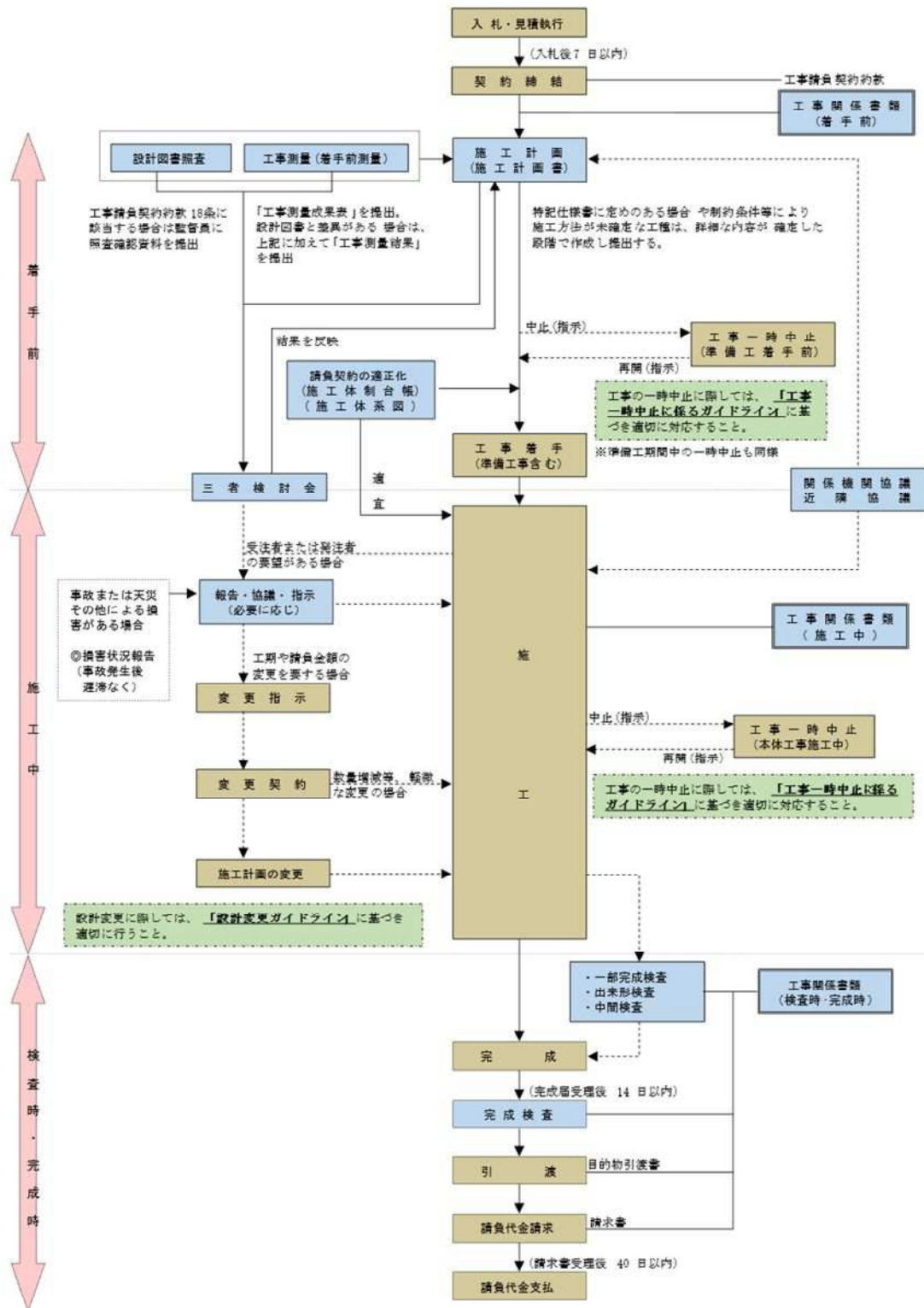
第1編 総則編

土工工事施工管理の統一事項

1. 工事請負契約から工事完成までの流れ

1.1 工事請負契約から工事完成までの流れ

【工事請負契約から工事完成までの流れ】



2. 監理技術者等

2.1 一般

建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。

また、建設業法第 26 条第 3 項及び建設業法施行令第 27 条において、公共性のある工作物等に関する重要な工事の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、法第 26 条第 3 項ただし書きにおいてその特例が設けられている。建設業法施行令第 27 条第 3 項に規定された密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が印字、貼付されたものを含む）を有する者またはこれと同等の資格を有する者であること。また「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。

現場代理人については、工事請負契約約款第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき監理技術者等の資格は、下記のとおり規定されている。

2.2 建設業法に規定されている監理技術者等の資格

許可を受けている業種		指定建設業（7業種）			その他（22工種）		
		土木一式、建築一式、電気、官、鋼構造物、舗装、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ。板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計		5,000 万円以上※1	5,000 万円未満※1	5,000 万円以上は契約できない	5,000 万円以上※1	5,000 万円未満※1	5,000 万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事※2であって、請負金額が4,500万円※3以上となる工事					
	監理技術者資格者証に必要性	必要	必要なし		必要	必要なし	

※1：建築一式工事の場合 8,000 万円

※2：①国または地方公共団体が注文者である施設または工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道または下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事（建設業法施行令第 27 条）

※3：建築一式工事の場合 9,000 万円

2.3 監理技術者等の配置

(1) 主任技術者

建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小、元請・下請に係らず、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。（建設業法第26条第1項）

(2) 監理技術者

特定建設業者は、請け負った工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならない。

(3) 特例監理技術者

監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、「監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）」として、主任技術者の要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者を当該工事現場毎に専任で置いた場合、監理技術者は「特例監理技術者」となり、2工事までの工事現場を兼務することができる。

(4) 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

(5) 監理技術者資格者証の携帯

公共工事における専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから、これらを選任しなければならない。

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者の中から選任しなければならない。選任された監理技術者は、資格者証の携帯が義務づけられ、発注者の請求があったときは資格者証を提示しなければならない。

(6) 監理技術者等の途中交代

建設工事の施工の確保を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について発注者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や次の場合等がある。（国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」）

- ① 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ② 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ③ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

いずれの場合であっても、監理技術者の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2.4 監理技術者等の工事現場における専任

(1) 監理技術者等の専任の基本的な考え方

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施

設若しくは工作物に関する重要な建設工事(※1)については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

(※1) 工事一件の請負代金の額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）ことができる場合は差し支えない。その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることもないよう配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

（２）監理技術者等の専任期間

元請けが、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」）

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（※２）
（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（※３）
（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

※2 現場施工に着手する日が確定していない場合は、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

※3 検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者へ通知した日とする。

2.5 現場代理人

現場代理人は、建設業法で設置を義務付けているものではなく、公共工事標準請負契約約款に基づき設置される現場における受注者の任務を代行する者で、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等とは、概念的には別個のものである。

- (1) 発注者から直接工事を請け負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約約款第10条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならない。

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付けられている。しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」は常駐を要しない。

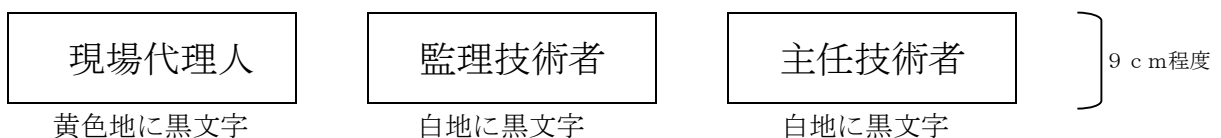
上記から、現場代理人は行うべき職務に支障がないのであれば、「実際に施工をしている場所に作業期間中常に滞在」を求めているわけではない。

また、監理技術者等と同様に、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、発注者の了解があれば可能である。

- (2) 現場代理人は、工事の施工上支障ない場合にあっては、主任技術者（または監理技術者）を兼務して差しつかえない。

2.6 現場技術者等の腕章の着用

- (1) 現場における責任の自覚と意識の高揚、並びに現場作業員及び一般住民からみた責任者の明確化を目的として実施する。
- (2) 対象者は、現場代理人と監理技術者または主任技術者とする。
- (3) 腕章の仕様は下記のとおりとする。また、着用箇所は腕の見やすい場所を原則とする。
なお、腕章の他に名札も着用することが望ましい。
- (4) 現場代理人が監理技術者また主任技術者を兼務する場合は現場代理人の腕章を着用する。



※文字は、3 c m程度

3. 施工体制

3.1 総則

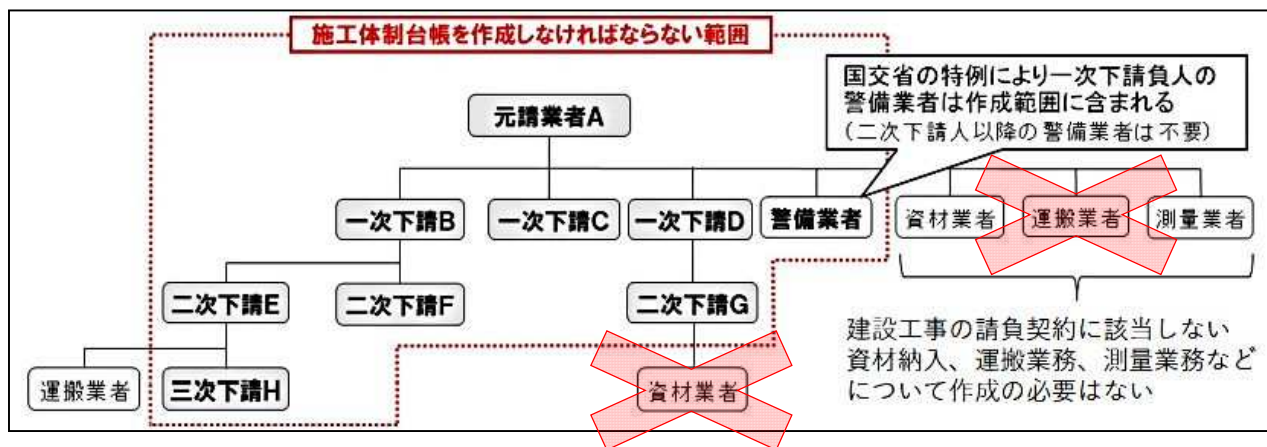
建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳及び施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、施工体制台帳及び施工体系図については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条及び第 15 条の 2 により、受注者は施工体制台帳の写しを発注者に提出し、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないとされている。

3.2 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳について、建設業法施行令第 7 条の 4 に土木工事にあっては下請契約の請負代金の総額が 4,000 万円、建築一式工事にあっては 6,000 万円以上の場合に作成することとなっているが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条により、公共事業において下請契約を締結した場合はその金額によらず施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならないとされている。

施工体制台帳及び施工体系図に記載すべき内容として、元請・下請に係る事項の外、国土交通省の特例により一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期を定めている。（二次下請人以降の警備業者は不要）



4. CORINSへの登録

土木工事共通仕様書 第1編1-1-6 コリンズ (CORINS) への登録より、受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、登録機関：日本建設情報総合センター (JACIC) に登録申請しなければならない。なお、登録完了後に登録機関から発行される「登録内容確認書」については、発注者への提示は不要である。

4.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

4.2 登録時期

受注時： 契約後、土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内

変更時： 変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内（変更日を含めない）

完成時： 完成検査完了後、土・日曜日、祝日等を除き 10 日以内（完成日を含めない）

訂正時：適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

4.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター（JACIC）のホームページを参照すること。
(<https://cthp.jacic.or.jp/>)

4.4 工事契約コード

工事契約コードは、工事契約毎に識別するため、発注番号（工事管理システム）、主管課コード及び所属コードを順につけることで統一する。

[illegible]

左から年号、発注番号、事業主管課コード、所属コードを入力し、間にハイフンを入れる。

- ① 発注年度の元号（アルファベット）
- ② 発注年度の和暦（2桁の数字）
- ③ 発注番号（4桁）
- ④ 主管課コード（5桁）
- ⑤ 所属（発注機関）コード（5桁）
- ⑥ 空白

5. 建設業退職金共済制度

5.1 建設業退職金共済制度の掛金収納書

土木工事共通仕様書第1編 1-1-48 保険の付保及び事故の補償において、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に発注者に提出しなければならないと規定している。

また、共済証紙（電子申請の場合は退職金ポイント）を追加購入したときは、工事完成時までに建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に提出しなければならないが、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、書面により発注者に申し出るものとする。なお、受注者は、掛金収納書を所定の様式に添付後、契約担当課へ提出するものとする。

建設業退職金共済制度の掛金収納書の様式については、「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式（令和元年九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項）」を使用する。

ダウンロード先は、宮崎県ホームページの「トップ」→「しごと・産業」→「公共事業・建築・土木」→「技術基準」→「建設技術情報（土木工事共通仕様書等）」

(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shigoto/kokyojigyo/joho.html>)

の様式を使用する。

建設業退職金共済制度の掛金収納書

(記入用)

(発行者) 原

生 所
(発行者) 商号又は名称
代表者氏名

印

建設業退職金共済組合計銀購入票

下記のとおり証紙を購入したので当該会収納書を添付して郵送します。

工 号		工 期	
発約年(月) 日	令和()年()月()日	発約金額	
建設業計銀購入金額	¥		
建設業計銀会収納書 (発約者から建設者用)			

(注) 1. 発約する時に当該組合は、中小企業主の取られる掛金は、
 大半が国庫に納められる場合は青色
 2. 余額に、空白を有することなく、充分に記入する。と。
 3. 発約又は引換によりその及び訂正部分からよく記載すること (附式(注))

5.2 共済証紙受払簿

建設業退職金共済証紙（電子申請の場合は退職金ポイント）は、「共済証紙受払簿」（電子申請の場合は「就労実績報告作成ツール」で作成した貼付状況報告書）等により管理する。なお、掛金収納書提出の際に共済証受払簿等の添付は不要だが、発注者が提出を求めることがある。

共済証紙受払簿の様式は、以下よりダウンロードが可能である。

建設業退職金共済事業本部 (<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>) → 「ダウンロード」 → 「各種申請書」 → 「25. 証紙受払簿 (様式第 030 号)」

[illegible]

6. 工事の標示（工事看板）

工事を行う場合は、必要な工事標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を設置するものとする。

なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-26 施工管理 第3項には以下のように規定されている。

3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。

6.1 標示板の大きさ等

標示板の大きさや文字の配置等については、別表1によるものとする。

6.2 標示内容

（1）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

なお、標示内容については、標示板の工事内容の標示例一覧（別表3）を参考にすること。

（2）工事期間

現場で実際に施工を行う工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

ただし、道路工事等、現状交通に支障を与える工事の場合には、実際に支障を与える工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示する。

なお、工期が翌年度にわたるため入札公告と契約書記載の工期が異なる場合は、入札公告の工期を記載するものとする。

（3）工事種別

別表3を参考にして、工事の種別により標示する。

（4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（5）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（6）問合せ先

工事に関する情報の問合せ先を標示するものとする。

（7）週休2日工事

週休2日工事である旨を標示するものとする。

（8）国土強靱化対策工事

国土強靱化対策工事については、標示板の中に「国土強靱化対策工事」と明示するものとする。

別表 1

140cm	114cm
	ご協力をお願いします 「週休2日」実施工事 道路の拡幅を 行っています 令和○年○月○日まで 時間帯 ○○:○○~○○:○○ 道路改良工事 発注者 宮崎県○○土木事務所 ○○○○担当 電話 0000-00-0000 施工者 ○○○○建設株式会社 電話 0000-00-0000 ※ 工事に関するお問合せは発注者まで

別表 1 備考

- (1) 色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間、「工事に関するお問合せは発注者まで」については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cm とする、
- (3) 標示板の大きさは幅 114 cm、高さ 140 cm を基本とする。ただし、これにより難しい場合には監督員との協議により変更できるものとする。



別表 3

標示板(工事看板)の工事内容の標示例一覧

工事種別	主たる工事内容	標示板の工事内容の標示例
道路工事	新設のトンネル工事	新しいトンネルをつくっています
	トンネルの補修工事	トンネルの補修を行っています
	舗装の新設工事	道路の舗装を行っています
	舗装の補修・打換工事	道路の舗装をなおしています 振動対策のため舗装補修を行っています
	道路の拡幅工事	道路の拡幅を行っています
	道路のバイパス工事	新しい道路をつくっています
	交差点改良工事	交差点の改良工事を行っています 右(左)折レーンの設置を行っています
	落石対策工事	落石を防ぐ工事を行っています
	法面補修工事	道路の法面をなおしています
	側溝補修工事	道路の側溝をなおしています
	防護柵補修工事	ガードレールをなおしています
	その他道路維持工事①	〇〇(排水工、標識、照明灯、・・・)をなおしています
	その他道路維持工事②	〇〇(草刈、剪定、側溝清掃、路面清掃、・・・)を行っています
	沿道修景	道路植栽をきれいにしています
	電線共同溝工事	電線の地中化を行っています
	歩道の拡幅工事	歩道の拡幅を行っています
	歩道の新設工事	歩道の整備を行っています
	標識設置工事	標識の設置を行っています
	照明灯設置工事	照明灯の設置を行っています
	防護柵の新設工事	ガードレールの設置を行っています
	植栽工事	植栽を行っています
	橋梁工事	区画線設置工事
橋梁の架替工事		橋の架替えを行っています
橋梁の新設工事		新しい橋をつくっています
橋梁の補修工事		橋の補修を行っています
橋梁の塗装工事		橋の塗装を行っています
橋梁の耐震工事		地震対策のため橋の補強を行っています
仮橋設置工事		工事用の仮橋を設置(撤去)しています
公園工事	公園の新設工事	新しい公園をつくっています
	公園施設の設置工事	〇〇(園路、東屋、遊具、〇〇場、・・・)を(設置、整備)しています
	公園施設の補修工事	〇〇(園路、東屋、遊具、〇〇場、・・・)をなおしています
	植栽工事	植栽を行っています
	その他公園維持工事	〇〇(草刈、剪定、清掃)を行っています
河川工事	河川改修工事	川の改修を行っています 川幅を広げています 川底を掘り下げています 川の堤防を高めています
	護岸の設置工事	川に護岸を設置しています
	護岸の補修工事	川の護岸をなおしています
	橋梁の架替工事	橋の架替えを行っています
	河川施設の設置工事	〇〇(排水機場、〇門、〇管、・・・)を(設置、整備)しています
	河川施設の補修工事	〇〇(排水機場、〇門、〇管、・・・)をなおしています
	河床の浚渫工事	川底にたまった土砂を取り除いています
	その他河川維持工事	〇〇(草刈、清掃、・・・)を行っています
	ダム施設改修工事	ダムの〇〇を(設置、整備)しています
ダム工事	ダム施設補修工事	ダムの〇〇をなおしています
	その他ダム施設維持工事	〇〇(草刈、剪定、・・・)を行っています
	ダムの流木除去工事	流木を取り除いています
	ダム貯水池末端付近浚渫工事	土砂を取り除いています
	養浜工事	砂浜を造成しています
海岸工事	消波工事	消波ブロックを設置しています
	海岸施設の設置工事	〇〇(離岸堤、護岸、突堤、・・・)を(設置、整備)しています
	海岸施設の補修工事	〇〇(離岸堤、護岸、突堤、・・・)をなおしています
砂防工事	砂防工事	土石流の被害を防ぐ工事を行っています
急傾斜工事	急傾斜地崩壊防止工事	がけ崩れの被害を防ぐ工事を行っています
地すべり工事	地すべり防止工事	地すべりの被害を防ぐ工事を行っています
港湾工事	港湾施設の設置工事	〇〇(岸壁、防波堤、荷さばき所、棧橋、・・・)を(設置、整備)しています
	港湾施設の補修工事	〇〇(岸壁、防波堤、荷さばき所、棧橋、・・・)をなおしています
	浚渫工事	港にたまった土砂を取り除いています
	埋め立て工事	土地の埋め立てを行っています
	ブロック製作工事	〇〇ブロックを製作しています
災害復旧工事	全工種	災害復旧工事を行っています 〇〇(具体的施設名)の復旧を行っています
道路占用工事	電気通信ケーブル関連工事	(電気、電話)設備の(新設、取替、移設、撤去)を行っています
	電柱移設工事	電柱の(新設、取替、移設、撤去)を行っています
	緊急補修工事(電気、電話)	(電気、電話)設備の緊急修理を行っています
	点検・補修工事(電気、電話)	(電気、電話)設備の(点検、修理)を行っています
	舗装復旧工事(電気、電話)	(電気、電話)設備の埋設跡の復旧を行っています
	管路工事(ガス、水道、下水道)	(ガス、水道、下水道)管の(新設、取替、移設、撤去)を行っています
	緊急補修工事(ガス、水道、下水道)	(ガス、水道、下水道)管の緊急修理を行っています
	点検・補修工事(ガス、水道、下水道)	(ガス、水道、下水道)管の(点検、修理)を行っています
	舗装復旧工事(ガス、水道、下水道)	(ガス、水道、下水道)管の埋設跡の復旧を行っています

注) 複数の工事内容が含まれる工事については、工事期間や規制機関が最も長くなる、主たる工事内容について記載する。

別表 4

工事種別一覧表

工事種別	工事内容、事業名等	標示する工事種別
道路工事	主たる工種が新設のトンネル工事	トンネル工事
	主たる工種が新設の舗装工事	舗装工事
	舗装補修工事、舗装打換工事	舗装修繕工事
	主たる工種が新設の道路改良工事	改良工事
	県単道路維持工事	道路維持工事
	防災対策工事、橋梁の耐震工事	道路防災工事
	歩道橋工事、歩道工事、標識工事、道路情報板工事、道路照明工事	交通安全工事
	電線共同溝工事	電線共同溝工事
	植栽工事等（道路保全課主管）	沿道修景工事
	植栽工事（改良工事に伴う植栽）	植栽工事
	植栽を除く修景施設工事（街路事業）	修景工事
橋梁工事	主たる工種が新設の橋梁工事	橋梁工事
	橋梁の補修工事	橋梁補修工事
公園工事	都市公園整備事業においては、右記のうち該当するものを選定	修景施設・休養施設・遊戯施設・運動施設・教養施設・便益施設・管理施設整備工事、園路整備工事、広場整備工事
下水道工事	管路布設工事	管路工事
	マンホールポンプ設置工事	ポンプ設置工事
河川工事、ダム工事	広域河川改修工事、水防災対策工事、総合河川整備工事、県単工事（改良等）	改修工事
	県単河川修繕工事、公共河川修繕工事	修繕工事
	治水ダム建設工事、河川総合開発工事	建設工事
	ダム周辺環境整備工事	周辺環境整備工事
	堰堤改良工事	改良工事
	河川環境整備工事	周辺環境整備工事
	救急内水対策工事	内水対策工事
海岸工事	海岸侵食対策工事（河川課所管事業）	海岸工事
	海岸環境整備事業等（港湾課所管事業）	
砂防工事	通常砂防事業、火山砂防事業、自然災害防止砂防事業、災害関連緊急砂防事業、砂防修繕事業、砂防調査事業、災害弱者緊急砂防事業、臨時県単砂防事業等	砂防工事
急傾斜工事	急傾斜地崩壊対策事、急傾斜地崩壊防止事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊事業等	急傾斜工事
地すべり工事	地すべり対策事業、特定緊急地すべり対策事業、災害関連緊急地すべり対策事業、地すべり修繕事業等	地すべり工事
港湾工事	港湾改修事業、港湾環境整備事業、総合補助事業等	港湾工事
全工事	道路、橋梁、河川、砂防、海岸、港湾急傾斜、地すべり施設等災害復旧工事及び災害関連、災害助成工事等	災害復旧工事

第2編 施工管理編

土工工事施工管理の統一事項

1. 一般事項

1.1 施工管理関係基準

施工管理に関する関係基準を以下に示す。

基 準 名
● 土木工事共通仕様書 ● 区画線設置工事共通仕様書 ● 植栽工事共通仕様書
● 土木工事施工管理基準 ● 出来形管理基準及び規格値 ● 品質管理基準 ● 写真管理基準
● 港湾工事共通仕様書及び施工管理基準 - 港湾工事共通仕様書 - 港湾工事出来形管理基準 - 港湾工事品質管理基準 - 港湾工事写真管理基準
● 土木工事施工管理の統一事項 : (本書)
● 示方書等 (コンクリート標準示方書、道路橋示方書等) ● 指針等

1.2 主な工事書類一覧表

作成 時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
							発注者	受注者	提出	提示	その他
工事着手前	契約図書	契約書	1-1	宮崎県工事請負契約約款	—	—	○				
			1-2	工事請負契約書	—	様式第1号		○	○		
		設計図書	2	共通仕様書・共通特記仕様書	—	—	○				
			3	特記仕様書	—	—	○				
			4	発注図面	—	—	○				
			5	現場説明書	—	—	○				
			6	質問回答書	—	—	○				
	契約関係書類	7-1	現場代理人等(変更)通知書	約款第10条1項	様式第5号・第5号の2 (約款第10条関係)		○	○			
		7-2	略歴書	約款第10条1項 入札実施要領第15	別紙(様式第5号)		○	○			
		8	請負代金内訳書	約款第3条第1項 仕様書(環境)第3編1-1-2 仕様書(県土)第3編1-1-2	様式第2号の2 (約款第3条関係)		○	○			
		9	工程表	約款第3条1項	様式第2号 (約款第3条関係)		○	○			
		10	建設業退職金共済掛金収納書	H11.6.30土木部長通知 仕様書(環境)第1編1-1-40 仕様書(県土)第1編1-1-48	—		○	○			
		11	建退共証紙受払簿	H11.6.30土木部長通知	—		○		○		
		12	工事請負代金前金払請求書	約款第34条第1項	様式第11号 (約款第32条、第34条、 第37条関係)		○	○			
		13	VE提案書	共通特記第2章入札条件	別記様式第1号		○	○			
		15	下請負工事に関する状況報告書	指導要綱第9条1項	別記様式第1号		○	○			
		16	下請負人選定理由書	指導要綱第9条2項	様式第2号		○	○			
		17	建設資材購入通知書	約款第7条の2第1項	様式第3号の2 (約款第7条の2関係)		○	○			
		18	契約の保証	契約の保証に関する取扱要領 約款第4条	—		○	○			
	その他	19	再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-21 施工計画書の作成要領5-16 統一事項第2編12.1	—		○	○			
		20	再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-21 施工計画書の作成要領5-16 統一事項第2編12.1	—		○	○			
		21	登録内容確認書 (旧:工事カルテ受領書)	仕様書(環境)第1編1-1-5 仕様書(県土)第1編1-1-6 統一事項第1編4	—		○			○	
		22	「占有物」に係る報告	共通特記第1章総則	—		○	○			

作成 時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
							発注者	受注者	提出	提示	その他
工事着手前	1 施工計画	① 施工計画	23	施工計画書	仕様書(環境)第1編1-1-4 仕様書(県土)第1編1-1-5 施工計画書の作成要領 統一事項第2編2	—		○	○		
			24	設計図書の照査確認資料	約款第18条1項 仕様書(環境)第1編1-1-3 仕様書(県土)第1編1-1-3 統一事項第2編3.1 照査ガイドライン	—		○	○		
			25	工事測量成果表 (仮BM及び多角点の設置)	仕様書(環境)第1編1-1-37 仕様書(県土)第1編1-1-45 統一事項第2編3.2	—		○	○		
			26	工事測量結果 (設計図書との照合)	仕様書(環境)第1編1-1-37 仕様書(県土)第1編1-1-45 統一事項第2編3.2	—		○	○		
			27	施工体制台帳	仕様書(環境)第1編1-1-10 仕様書(県土)第1編1-1-11 統一事項第1編3	—		○	○		
			28	施工体系図	仕様書(環境)第1編1-1-10 仕様書(県土)第1編1-1-11 統一事項第1編3	—		○	○		
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	29	監督員指示書	仕様書(環境)第1編1-1-2 仕様書(県土)第1編1-1-7 統一事項第2編4.2.1	—	○				
			30	工事打合せ簿	仕様書(環境)第1編1-1-2 仕様書(県土)第1編1-1-2 統一事項第2編4	様式-2		○	○		
	3 施工状況	③ 施工管理	31	関係官公庁協議資料	仕様書(環境)第1編1-1-35 仕様書(県土)第1編1-1-43 統一事項第2編5.1	—		○		○	
			32	近隣協議資料	仕様書(環境)第1編1-1-35 仕様書(県土)第1編1-1-43 統一事項第2編5.2	—		○	○		
			33	材料確認書	仕様書(環境)第2編1-2 仕様書(県土)第2編1-2 統一事項第2編9.1	様式-4		○	○		
			34	材料納入伝票	仕様書(環境)第2編1-2 仕様書(県土)第2編1-2	—		○		○	
			35	段階確認書	仕様書(環境)第3編1-1-6 仕様書(県土)第3編1-1-4 施工管理基準(環境)第6章 統一事項第2編9.2	様式-5		○	○		
			36	現地調査・立会書	仕様書(環境)第3編1-1-6 仕様書(県土)第3編1-1-4 施工管理基準(環境)第6章 統一事項第2編9.2	様式-6		○	○		
			37	休日及び夜間作業届	仕様書(環境)第1編1-1-36 仕様書(県土)第1編1-1-44 統一事項第2編4.4	様式-1		○	○		
		④ 安全管理	38	安全教育訓練実施資料	仕様書(環境)第1編1-1-26 仕様書(県土)第1編1-1-32 統一事項第2編11.1	—		○		○	
			39	安全管理関係書類 (KY活動、新規入場者教育等)	施工管理基準(環境)第1章 統一事項第2編11.1	—		○		○	
			40	工事故速報	仕様書(環境)第1編1-1-29 仕様書(県土)第1編1-1-35 統一事項第2編11.2	—		○	○		
			41	工事故報告書	仕様書(環境)第1編1-1-29 仕様書(県土)第1編1-1-35 統一事項第2編11.2	—		○	○		
			42	工事災害通知書	約款第29条1項 仕様書(環境)第1編1-1-38 仕様書(県土)第1編1-1-46	—		○	○		
		⑤ 工程管理	43	工事履行報告書	約款第11条 仕様書(環境)第1編1-1-24 仕様書(県土)第1編1-1-29 施工管理基準(環境)第2章 統一事項第2編7.1	様式-3		○	○		
			44	週間工程表	統一事項第2編6	—		○	○		
			45	実施工程表	施工管理基準(環境)第1章 施工管理基準(県土)5 統一事項第2編6	—		○		○	
		⑥ 管品質	46	工事材料使用願	共通特記第5章施工	別添様式-3		○	○		
	中間前払金		47	工事請負代金中間前払認定請求書	約款第34条第54項	様式第12号の2 (約款第34条関係)		○	○		
			48	工事請負代金中間前払認定調書	約款第34条第54項	様式第12号の3 (約款第34条関係)		○	○		
			49	工事請負代金中間前払請求書	約款第34条項	様式第11号 (約款第32条、第34条、第37条関係)		○	○		

土工工事施工管理の統一事項

作成 時期	種 別			No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
								発注者	受注者	提出	提示	その他
施 工 中	既済部分 検査			50	既済部分検査請求書	約款第37条2項	様式第13号 (約款第37条関係)		○	○		
				51	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	約款第37条2項 仕様書(環境)第1編1-1-21 仕様書(県土)第1編1-1-24	—		○	○		
				52	工事請負代金部分払請求書	約款第37条5項	様式第11号 (約款第32条、第34条、第37 条関係)		○	○		
	完済部分 検査			53	指定部分完成届	約款第38条	様式第8号の2 (約款第38条関係)		○	○		
				54	指定部分引渡書	約款第38条	様式第10号の2 (約款第38条関係)		○	○		
				55	請求書(指定部分完済払金)	約款第38条	様式第11号 (約款第32条、第34条、第37 条関係)		○	○		
	部分使用			58	部分使用協議・承諾書	約款第33条1項	様式第12号 (約款第33条関係)		○	○		
	工期延期			59	工期変更協議書	約款第21条 約款第22条	様式第7号 (約款第23条関係)	○	○	○		
	工事中止			60	工事中止(再開)通知書	約款第20条1項 約款第20条2項	様式第6号 (約款第20条関係)	○		○		
		支給品	支給品	61	支給品受領書	約款第15条3項	様式ー7		○	○		
				62	支給品精算書	仕様書(環境)第1編1-1-16 仕様書(県土)第1編1-1-18	様式ー8		○	○		
	契 約 関 係 書 類	支給品	貸与品	63	貸与品借用書	約款第15条3項	様式ー9		○	○		
				64	貸与品返納書	約款第15条3項	様式ー10		○	○		
		建設機械	65	建設機械使用実績報告書	仕様書(環境)第3編1-1-5 仕様書(県土)第1編1-1-19	—		○	○			
			66	建設機械借用・返納書	約款第15条3項	様式ー16		○	○			
		現場発生品		67	現場発生品調書	仕様書(環境)第1編1-1-17 仕様書(県土)第1編1-1-20	様式ー11		○	○		
		仲裁合意		68	仲裁合意書	約款第60条	様式第14号 (約款第60条関係)		○	○		
	工 事 関 係 書 類	その他		69	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	仕様書(環境)第3編1-1-7 仕様書(県土)第3編1-1-5	—		○	○		
				70	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	建設副産物等要領第3 仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-21 統一事項第2編12.2	—		○		○	
工 事 完 成 時	契 約 関 係 書 類	契 約 関 係 書 類	71	工事完成届	約款第31条1項	様式第8号 (約款第31条関係)		○	○			
			72	工事目的物引渡申出書	約款第31条4項	様式第10号 (約款第31条関係)		○	○			
			73	工事請負代金請求書	約款第32条1項	様式第11号 様式第11号の2 様式第11号の3		○	○			
工 事 完 成 時	工 事 関 係 書 類	工 事 書 類	74	出来形管理総括表	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-26 統一事項第2編8.2	—		○	○			
			75	測定結果一覧表(出来形)	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-26 統一事項第2編8.2	—		○	○			
			76	出来形管理図表 (出来形合否判定総括表)	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-26 施工管理基準(環境)第3章 統一事項第2編8.2	—		○	○			
			77	品質管理総括表	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-26 統一事項第2編8.1	—		○	○			
			78	測定結果一覧表(品質)	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-26 統一事項第2編8.1	—		○	○			
			79	品質管理図表	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-26 施工管理基準(環境)第4章 統一事項第2編8.1	—		○	○			

土工工事施工管理の統一事項

作成 時期	種別		No.	書類名称	書類作成の根拠	標準様式	書類作成者		受注者書類作成の位置付け		
							発注者	受注者	提出	提示	その他
工事 完成時	工事 関係 書類	工事 書類	80	工事写真	仕様書(環境)第1編1-1-23 仕様書(県土)第1編1-1-26 施工管理基準(環境)第6章 写真管理基準(県土)2-4 統一事項第2編8.3 建設副産物等要領第3	—		○	○		
			81	創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	仕様書(環境)第3編1-1-16 仕様書(県土)第3編1-1-10	様式-14		○	○		
		工事完成図書	82	工事完成図	仕様書(環境)第1編1-1-19 仕様書(県土)第1編1-1-22	—		○	○		
		その他	83	再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-21 統一事項第2編12.1	—		○	○		
			84	再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	仕様書(環境)第1編1-1-18 仕様書(県土)第1編1-1-21 統一事項第2編12.1	—		○	○		
			85	再生骨材供給確認書	共通特記第5章施工	別添様式-1		○	○		
			86	再生加熱アスファルト混合物 供給状況確認書	共通特記第5章施工	別添様式-2		○	○		
			87	仮設鋼材の在庫(保有)状況確認書	特記第2章施工条件	様式-13		○	○		
			88	排ガス対策型建設機械等の在庫証明書	仕様書(環境)第1編1-1-30 仕様書(県土)第1編1-1-36	別紙2		○	○		
			89	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	仕様書(環境)第1編1-1-12 仕様書(県土)第1編1-1-14	—	○	○	○		

※ 工種等によっては、別途作成が必要な書類がある場合があります。法律や各種基準等の定めに従って、適正に作成してください。また、書類の簡素化で作成や提出が不要になったものは別途示すガイドライン等に従ってください。

2. 施工計画書

2.1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-5（施工計画書）第1項に、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に**提出**しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について指示するものではない。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工 事 概 要 （表紙等で当該工事固有のものと判別できれば記載不要）
- (2) 計 画 工 程 表 （週休2日の計画を含む）
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 施 工 方 法 （仮設備計画、工事用地等を含む）
- (5) 施工管理計画
- (6) 安 全 管 理
- (7) 緊急時の体制及び対応
- (8) 交 通 管 理
- (9) 環 境 対 策
- (10) 現場作業環境の整備
- (11) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (12) そ の 他

※令和7年3月の工事書類簡素化により、「指定機械」の記載は不要となっている。

さらに、「監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事及び当初設計額250万円未満の工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

最低限記載が必要な事項は下記によるものとする。

- (1) 計画工程表
- (2) 現場組織表
- (3) 施工方法
- (4) 安全管理
- (5) 緊急時の体制及び対応
- (6) 交通管理
- (7) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

この他、第2項には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。」

また、第3項には「監督員から指示された事項についてさらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は不要である。

なお、一連の変更経緯全てを含め、一つの施工計画書としてとりまとめたものは作成不要とする。

2.2 施工計画書作成の時期

施工計画書の提出は、着手前測量実施後に設計照査を行い、工事内容が確定されてから作成し、提出する。ただし、準備工に測量・伐開・除根・除草・整地などの作業を伴う場合は、事前に必要最小限の項目について施工計画書を作成し提出しなければならない。

【準備工の着手前に提出が必要な項目】

- (1) 現場組織表
- (2) 施工方法（準備工のみ）
- (3) 安全管理
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

（工事書類簡素化ガイドライン（令和7年3月 改定）

2.3 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記載事項		内 容
工事概要		表紙に工事名等記載して、施工計画書が当該工事固有のものと判別できれば、工事概要及び工事内容の記載は不要
計画工程表		横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
現場組織表		現場の組織、編成。命令系統、業務分担
指定機械		指定機械の記載は不要
主要船舶・機械		主要船舶・機械の記載は不要
主要資材		主要資材の記載は不要
施工方法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施工管理計画	工程管理	実施工程の手法・管理方法
	品質管理	品質管理計画表
	写真管理	写真管理計画表
	出来形管理	出来形管理計画表
	段階確認	段階確認計画表
	品質証明	品質証明計画表
安全管理		安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針
緊急時の体制及び対応		事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制
交通管理		交通管理、交通処理
環境対策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書
その他		契約図書及び監督員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。

※維持工事等簡易な工事及び当初設計額 2 5 0 万円未満の工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。

2.4 施工計画書作成の留意点

2.4.1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

2.4.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

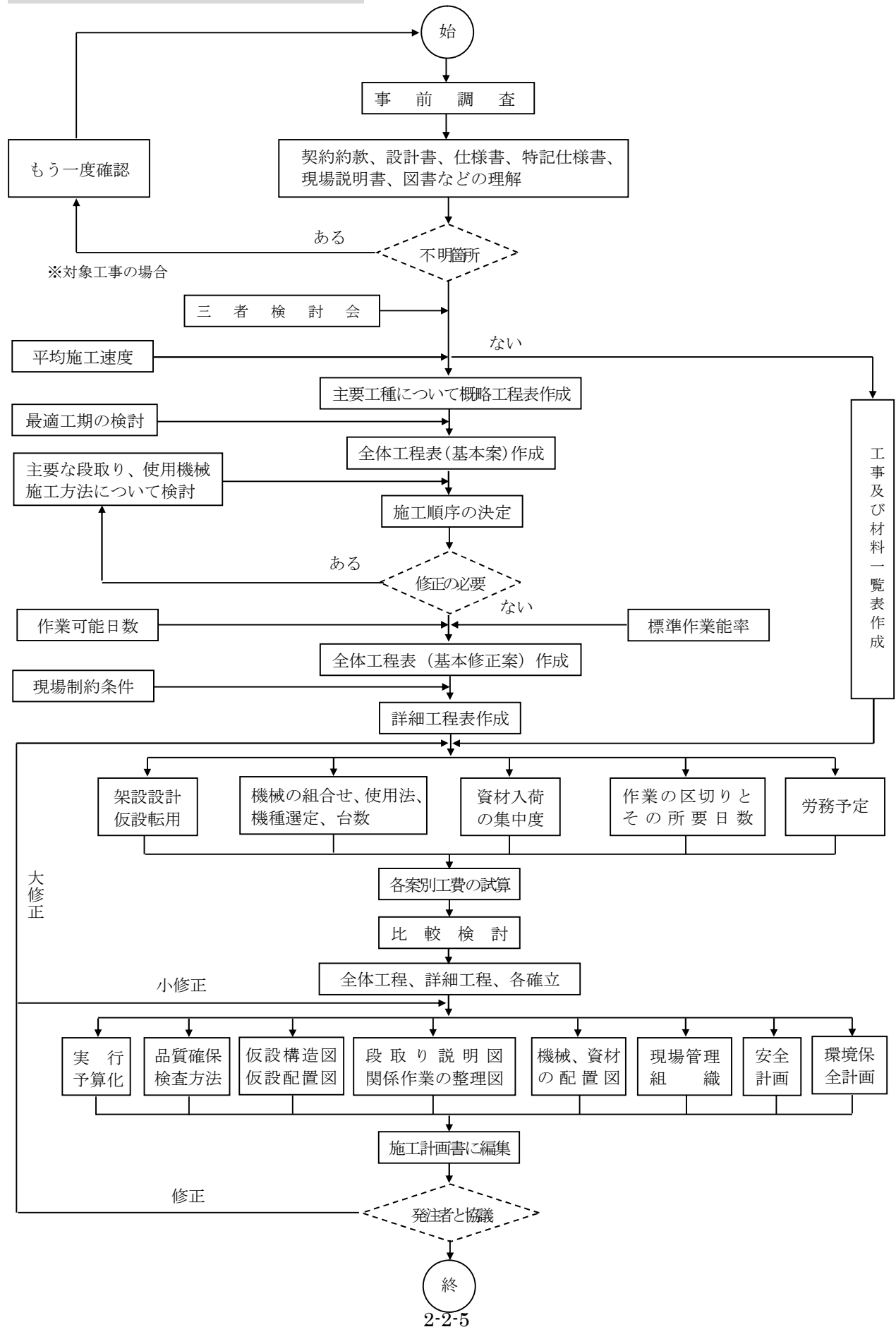
現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的かつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a) 合理的な分割施工
 - (b) 仮設の独自性
 - (c) 作業の規格化・標準化
 - (d) 新技術・新工法の採用
 - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b) 地域社会への貢献
 - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
 - (d) エネルギー利用の効率化
 - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

2.4.3 施工計画書作成フロー図（参考）



2.5 施工計画書作成要領

2.5.1 工事概要

表紙に工事名等記載して、施工計画書が当該工事固有のものと判別できれば、工事概要及び工事内容の記載は不要。

なお、単価抜設計書の写しの提示・提出も不要。

(工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月1日改定） P 6）

施工計画書

令和〇年〇〇第〇〇号
〇〇工区〇〇〇〇工事

令和〇年〇月

(株)●●建設



工 事 概 要	
工 事 名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇地先～〇〇県〇〇市〇地先
積 算 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契 約 年 月 日	平成〇年〇月〇日
工 期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発 注 者	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受 注 者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

工 事 内 容						
工事区分	工 種	建 別	細 別	単 価	数 量	備 考
道路改良	土工	基礎工	鉄型松工	式	1	
					23	
	築造工	1号築造工	鉄骨杭打設	本	40	
					25	
	舗装工	2号築造工		㎡	200	
					700	
	舗装工	ブロック積工		㎡	700	
					700	
	舗装工	上層舗装工		㎡	700	
					700	
	舗装工	表層工		㎡	700	
	舗装工	底層工		式	1	

表紙等で当該工事固有のものと判別できれば記載不要

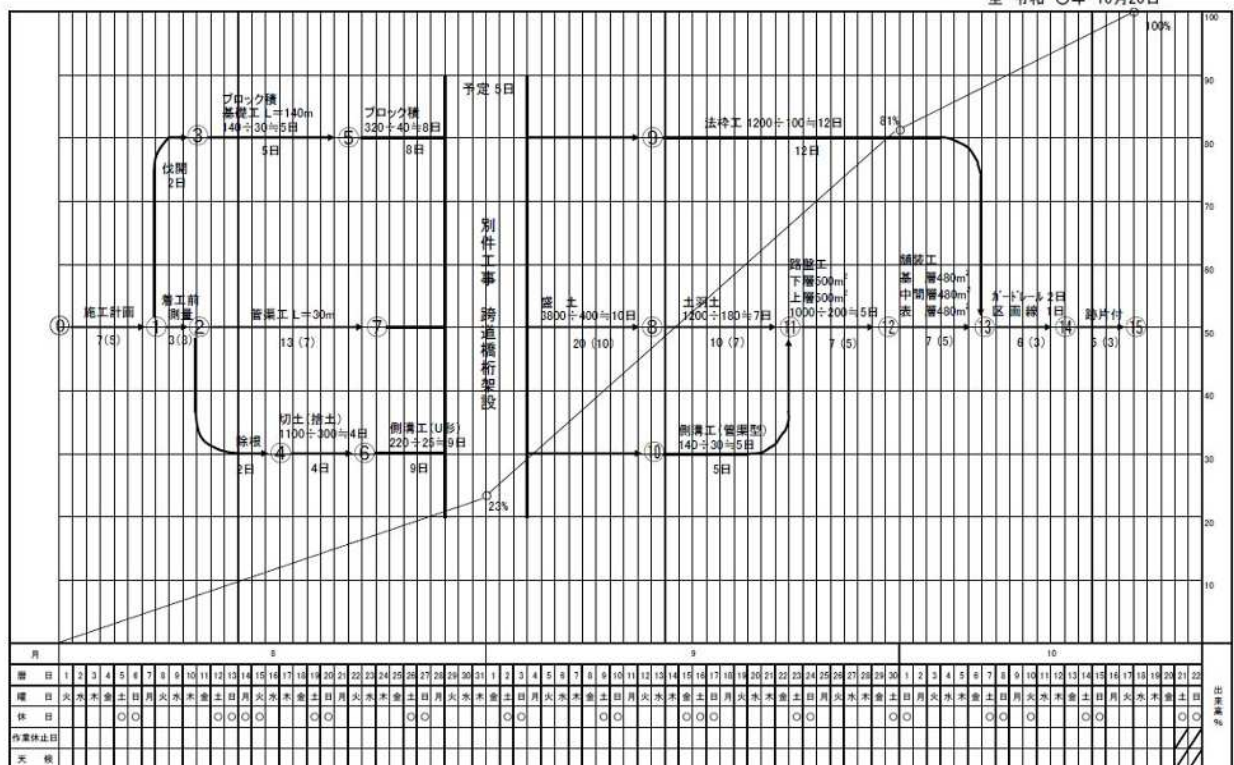
2.5.2 計畫工程表

1. 計画工程表はネットワーク・バーチャート等で作成し、各種別または細別ごとの作業開始・終了がわかるように記載する。
2. 工程表は、それぞれの作成方法・特性を充分理解し、該当工事に適した様式で作成する。
3. 作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。
4. 作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。

【作成例：ネットワーク工程表】

〇〇〇工事計画工程表

工期 自 令和〇年 8月 1日
至 令和〇年 10月20日



2.5.3 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。

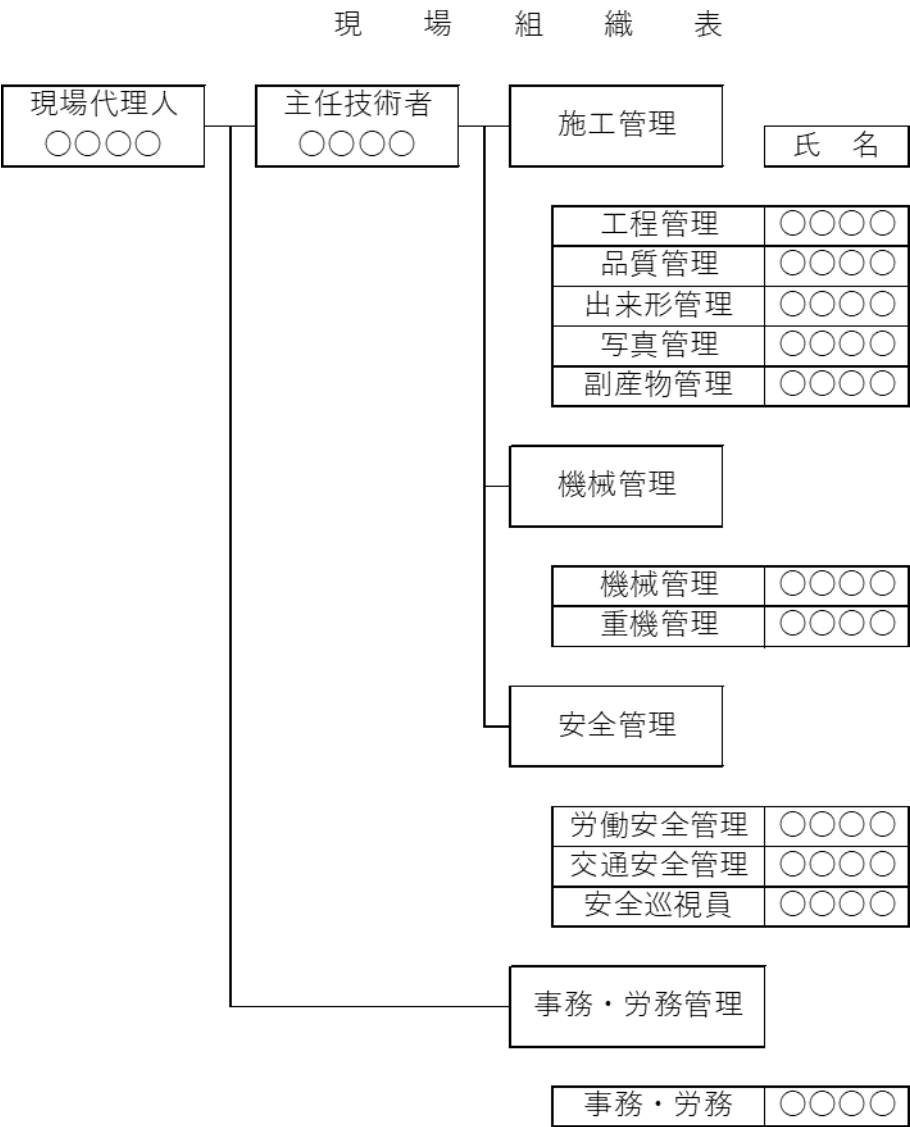
2. 現場組織表に連絡先の記載は不要。

3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。

4. 施工体制台帳の提出を義務づけられた工事（下請契約を行う全ての公共工事）以外は施工体系図を記載する。

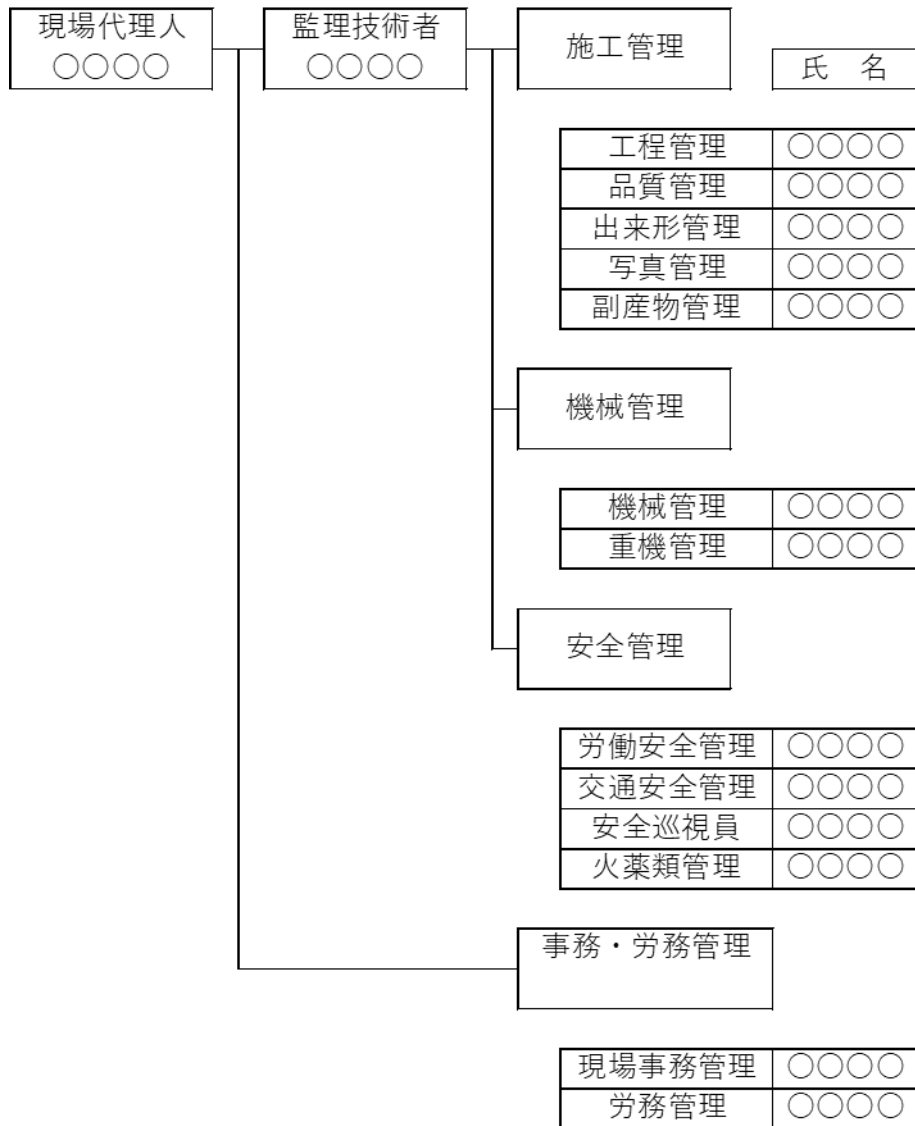
5. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。

【記載例：専任の主任技術者】

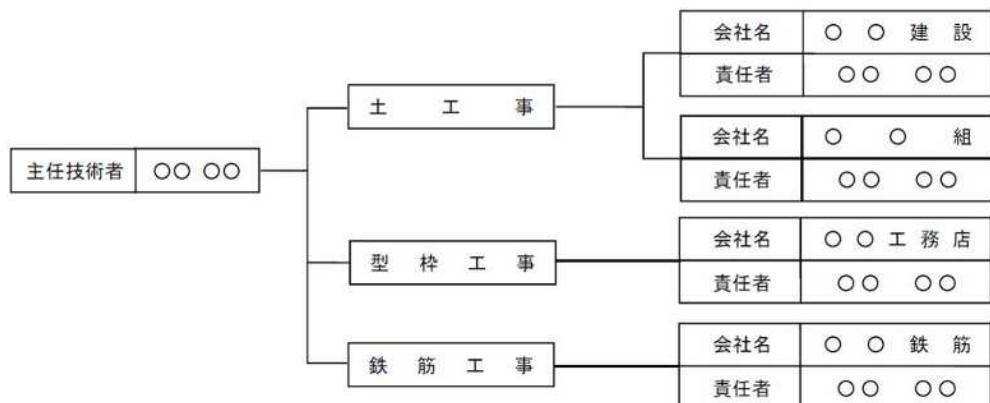


【記載例：専任の監理技術者】

現 場 組 織 表



【記載例：施工体系図（施工体制台帳の提出を義務付けられた工事を除く）】



2.5.4 指定機械

指定機械とは、設計図書（共通仕様書、特記仕様書、図面等）で使用することを指定されている機械のことである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-36 環境対策 において、表1-1に示す機械を使用する場合、及びトンネル坑内作業において表1-2に示す機械を使用する場合には、「排出ガス対策型」の使用が指定事項となることから指定機械として扱う。

その他、設計図書（特記仕様書等）で施工機械が指定されている場合には、規格に適合する建設機械を使用しなければならない。

これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

※受注者は、施工計画書への「指定機械」の記載は不要とするが、「施工方法」には、これまでどおり使用する機械名・規格を記載する。監督員は、指定した機械の使用を現場で確認する。

（工事書類簡素化ガイドライン（令和7年3月 改定））

表1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式）・ブルドーザ・ 発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニ ット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシー ンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニ ットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハン マ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、 アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサー キュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工 機、全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラ、 タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以 上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス 基準が定められている自動車で、有効な自動車 検査証の交付を受けているものは除く。

表1-2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～ 260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス 基準が定められている大型特殊自動車及び小 型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自 動車検査証の交付を受けているものは除く。

2.5.5 施工方法

工種(注¹)ごとの作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・渇水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械の機種、規格

★(注¹)：記載対象工種は(1)～(6)を標準とする。

- (1) 主要な工種
- (2) 設計図書で指定された工法
- (3) 土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- (4) 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- (5) 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- (6) そ の 他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

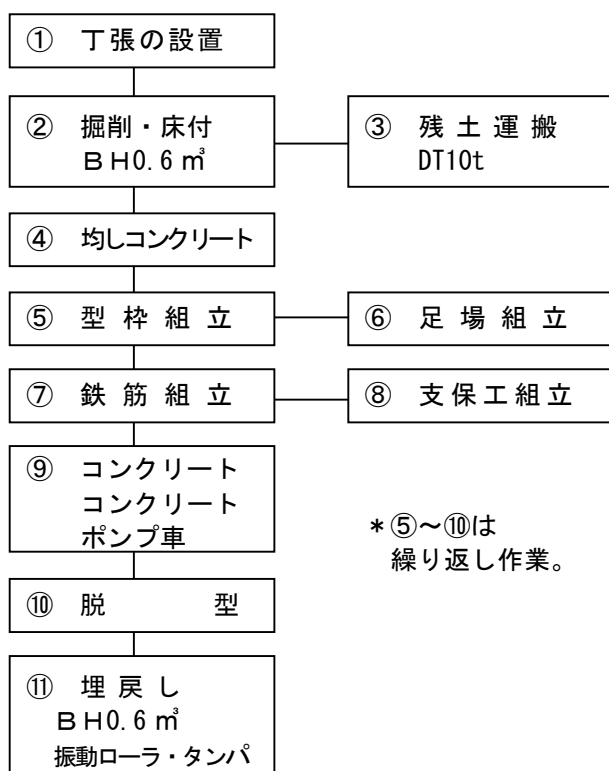
- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するもののうち、事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：函渠工作業フロー】

基本事項

施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならない、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。



- ② 作業では、No.5付近に、N T Tの回線ケーブルが埋設されているので、試掘を実施し、確認のうえ作業を行う。
- ③ 運搬路に一部通学路があるので、作業時間帯の確認を行う。
- ⑤ 型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。
- ⑥ 組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
- ⑧ 作業手順の確認
組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
- ⑨ コンクリート打設高は〇〇m／1回とし、頂版は側壁打設後、1～2時間経過後打設する。
- ⑩ コンクリート強度の確認
脱型に必要なコンクリート強度を試験により推定し、強度を確認後脱型する。

2.5.6 施工管理計画

(1) 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別または細別ごとの実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し○%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。またそれ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

「施工管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。（受注者と監督員で協議が必要）
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例：品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m ³	1000m ³ /回	5回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR 試験	700m ³	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回但し 1500m ³ 未満3回	3回	試験成績表 成果一覧表	
		ブルフローリング	700m ³	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	500m ³	荷卸し時	3回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
		塩化物含有量 試験	500m ³	打設日1日につき2 回ただし、午前の試 験結果が規制値の1 ／2以下の場合は午 後の試験を省略でき る。	3回	試験成績表	

(3) 出来形管理計画

「施工管理基準」を参照し、出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督員で協議が必要)

【記載例：出来形管理計画】

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40m に 1 箇所 No. 20、No. 22 No. 24、No. 26 合計 4 箇所	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表		
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形管理図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形管理図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計 6 箇所	
	側溝本体工	基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40m に 1 箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 16+8.0 合計 5 箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
	コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表		

(4) 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督員の承諾を得て取扱を定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭（本数・断面寸法・長さ）
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮 影 項 目
1	各種保安施設の設置状況
2	安全訓練等の実施状況
3	交通誘導員交通整理状況
4	機械・器具点検状況
5	安全パトロール状況
6	イメージアップ安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施 工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR 試験	〃	1回	土質毎1回	
	施 工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		ブルフローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施 工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		ブルフローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カルバート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		整正状況	No. 21	整正後	1回	各層毎500mに1回	
		仕上り厚さ	No. 21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No. 21、23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カルバート工	基礎砕石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均しコンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

(5) 段階確認計画

「土木工事共通仕様書」及び本編の「9.2.5 段階確認一覧」を参照し、段階確認計画を記載する。

段階確認計画に施工予定時期の記載は不要。

(工事書類簡素化ガイドライン (令和3年8月1日改定) P. 8)

【記載例：段階確認計画】

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	○月○日～○月○日	
既製杭工	P C パイル (中 掘)	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	

2.5.7 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

（1）安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

（2）労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

（3）労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

（4）第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

（5）爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

（6）その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任及び救護、技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

安全管理組織表に連絡先の記載は不要。ただし、「緊急時の体制及び対策」には、事故・災害等に対応するための連絡先の記入が必要。

(工事書類簡素化ガイドライン (令和3年8月1日改定) P.8)

【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 10人以上50人未満

安全衛生推進者 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇
	車両運行管理者	〇〇 〇〇
	重機安全管理者	〇〇 〇〇
	安全巡視員	〇〇 〇〇

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 50人以上100人未満

安全管理者 〇〇 〇〇	衛生管理者	〇〇 〇〇
	産業医	〇〇 医院
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇
	車両運行管理者	〇〇 〇〇
	重機安全管理者	〇〇 〇〇
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	火薬消費管理者	〇〇 〇〇
	安全巡視員	〇〇 〇〇

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織(一般工事)

→ 下請混在組織(特定工事)*1

労働者数 → 50人以上100人未満※2

→ 30人以上

統括安全衛生管理者 (準ずる者※2) 〇〇 〇〇	安全衛生責任者	〇〇 〇〇
		〇〇 〇〇
元方安全衛生委員会 (準ずる者※2) 〇〇 〇〇	産業医	〇〇 医院
	労務安全管理者	〇〇 〇〇
	車両運行管理者	〇〇 〇〇
	重機安全管理者	〇〇 〇〇
	安全巡視員	〇〇 〇〇

※1 特定工事・・・ずい道等の建設の仕事・圧気後方による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

※2 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について(平成5年3月31日、基発第209号の2)により、労働者数10～49名の場合は、“総括安全衛生責任者に準ずる者”、“元方安全衛生責任者に準ずる者”を配置。

4. その他

安全管理活動及び安全教育・訓練計画を記載する。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも出来る。

【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順及び体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

【記載例：安全教育・訓練計画】

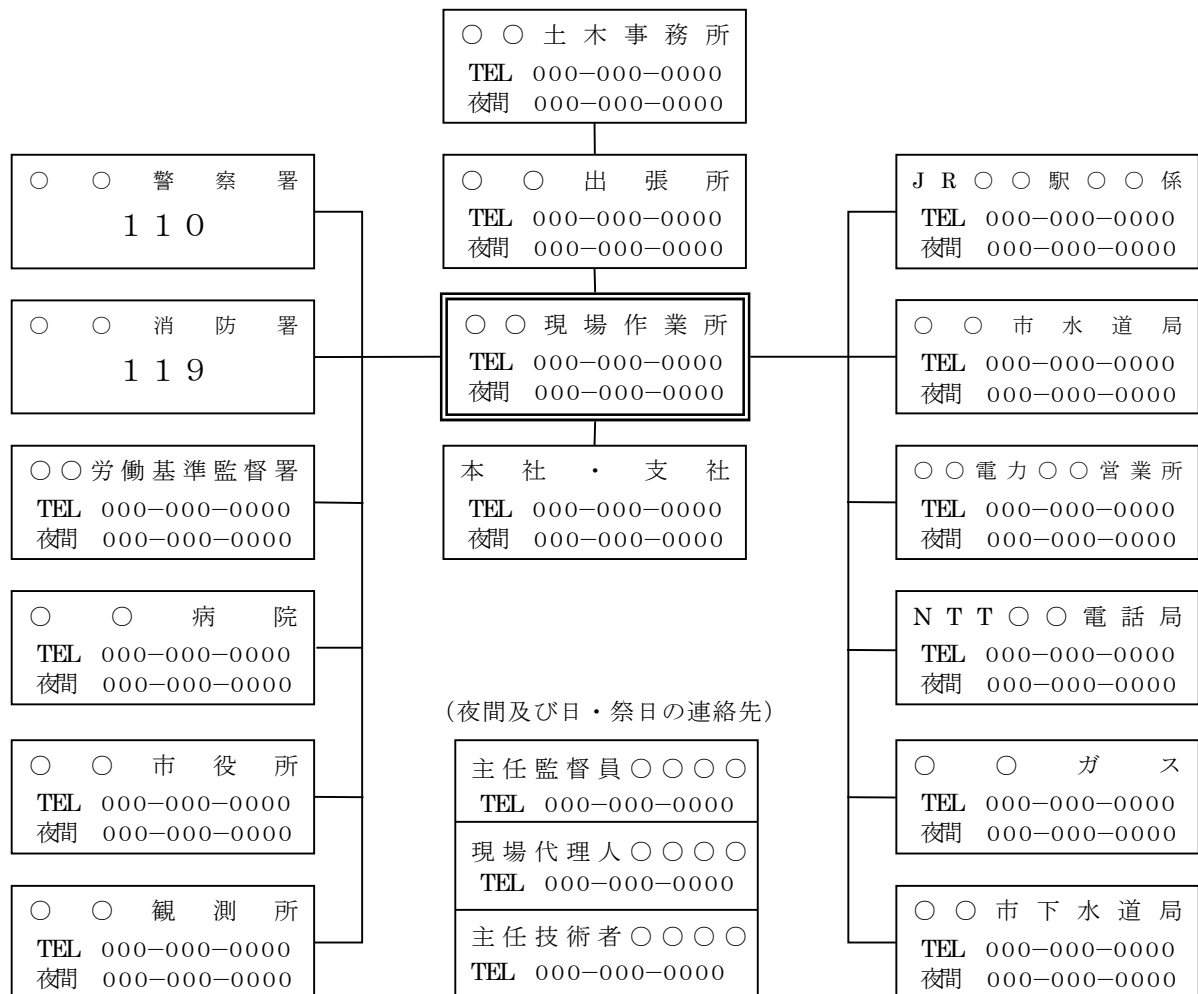
月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策 ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価 ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ②主任技術者からの進捗状況の説明及び今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

2.5.8 緊急時の体制及び対応

1. 事故または災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表

災害対策責任者 〇〇 〇〇	副災害対策責任者 〇〇 〇〇	災害対策員	〇〇 〇〇
		災害対策員	〇〇 〇〇
		情報連絡係	〇〇 〇〇
		車両・重機係	〇〇 〇〇
		防護係	〇〇 〇〇

2.5.9 交通管理

土木工事共通仕様書第1編 1-1-40 交通安全管理 に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通整理員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事用道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の材料または設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
 - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
 - ② さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
 - ③ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
 - ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
 - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。

2.5.10 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

2.5.11 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮 設 関 係
- ② 安 全 関 係
- ③ 営 繕 関 係
- ④ 現場環境改善対策の内容
- ⑤ その他必要事項

2.5.12 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

なお、詳細は 12. 再生資源の項目を参照のこと。

2.5.13 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ 情報セキュリティに関する対策
- ④ その他

3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着手前測量）

3.1 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第1編 1-1-3 設計図書の照査等 第2項に、「契約約款第18条第1項から第5項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない」と規定されている。設計図書の照査範囲を超える資料の作成は、工事請負契約約款第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

工事請負契約約款第18条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

上記のような該当する事実がある場合、照査内容の確認をする手段として、工事着工前に必要に応じて三者検討会を開催する。

三者検討会とは、工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図るもので、共通特記仕様書により示される。

開催については、受注者または発注者の要望があれば開催するものとし、受注者は照査後質問書（必要に応じて質問の根拠となる資料含む）を発注者に提出すること。

3.2 工事測量の成果（着手前測量）

3.2.1 目的

土木工事共通仕様書第1編 1-1-45 工事測量 第1項に、下記のとおり規定されている。

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない・・・後略。

測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も要な作業である。

3.2.2 実施上の留意点

- (1) 管理内容は土木工事共通仕様書第1編 1-1-45 工事測量 に基づく、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2) 測量は「国土交通省公共測量作業規程（平成28年）」に基づいて実施する。
- (3) 近接する他の工事がある場合は、仮BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。
- (4) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その成果を設計図に朱色で記入し、監督員に提出し指示を受けなければならない。

- (5) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地幅杭、仮BM、工事用多角点及び重要な工事用測量標は、監督員の承諾を得なければ移設してはならない。

3.2.3 実施要領

(1) 仮BMの設置

国土地理院が設置している水準点から水準測量を行い仮BMを設置することを原則とする。水準測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督員の指示を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は100mに1箇所程度設けると、施工にあたって便利である。

(2) 中心線測量

監督員の指示する基準点またはI・Pに基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭（B C、E C、K A、K E）は保護杭または引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。

(3) 縦断、横断測量

仮BMの設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。

縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地幅にも影響を来すので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督員と協議する。

(4) 用地境界確認

上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。

用地境界杭が亡失または移動している場合は、監督員に報告すると共に、地権者の立会を得て再設置を行う。

(5) 管理項目に対する成果品

① 仮BMの設置

測量成果表

仮BM設置箇所見取図、写真

② 中心線測量

測量成果表

役杭等と引照との関係を示す見取図

③ 縦断、横断測量

縦断図

横断図

④ 用地境界の確認

用地杭調書

【作成例】

測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事

○○年○○月○○日

・BM. No.1～No.2のチェック

測定者 ○○○○

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No.1	1.898	83.223		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.663	83.439	1.447	81.776	
TP2	1.785	80.249	4.975	78.464	
TP3	0.711	76.167	4.793	75.456	
TP4	1.022	75.865	1.324	74.843	
TP5	0.256	74.009	2.112	73.753	
TP6	0.209	71.356	2.862	71.147	
TP7	0.198	67.343	4.211	67.145	
TP8	0.036	62.826	4.553	62.79	
TP9	0.983	59.136	4.673	58.153	
TP10	1.428	57.65	2.914	56.222	
TP11	2.995	59.042	1.603	56.047	
TP12	4.41	60.16	3.292	55.75	
TP13	2.392	60.675	1.877	58.283	
BM. No.2	0.37	60.675	0.37	60.305	BM. 2. 60.307m
TP13	1.663	59.946	2.392	58.283	
TP12	3.015	58.765	4.196	55.75	
TP11	1.148	57.194	2.719	56.046	
TP10	3.552	59.773	0.973	56.221	
TP9	4.831	62.982	1.622	58.151	
TP8	4.731	67.519	0.194	62.788	
TP7	4.779	71.921	0.377	67.142	
TP6	3.2	74.343	0.778	71.143	
TP5	2.642	76.394	0.591	73.752	
TP4	2.106	76.949	1.551	74.843	
TP3	3.865	79.718	1.096	75.853	
TP2	4.44	82.905	1.253	78.465	
TP1	1.384	83.156	1.133	81.772	
BM. No.1			1.836	81.32	BM. 1. 81.325m
備 考	$81.325 - 81.320 = 5\text{mm}$ $10\text{mm}\sqrt{S} = 10\sqrt{0.6} = 7.746\text{mm} > 5\text{mm}$				
	∴OK				

項 目 \ 区 分	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	$2\text{mm}\sqrt{S}$	$5\text{mm}\sqrt{S}$	$10\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$40\text{mm}\sqrt{S}$
概知点から概知点までの 閉 合 差	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$15\text{mm}\sqrt{S}$	$25\text{mm}\sqrt{S}$	$50\text{mm}\sqrt{S}$

(注) Sは観測距離(片道、km単位)とする。

測 量 成 果 表

工事名 〇〇地区改良工事

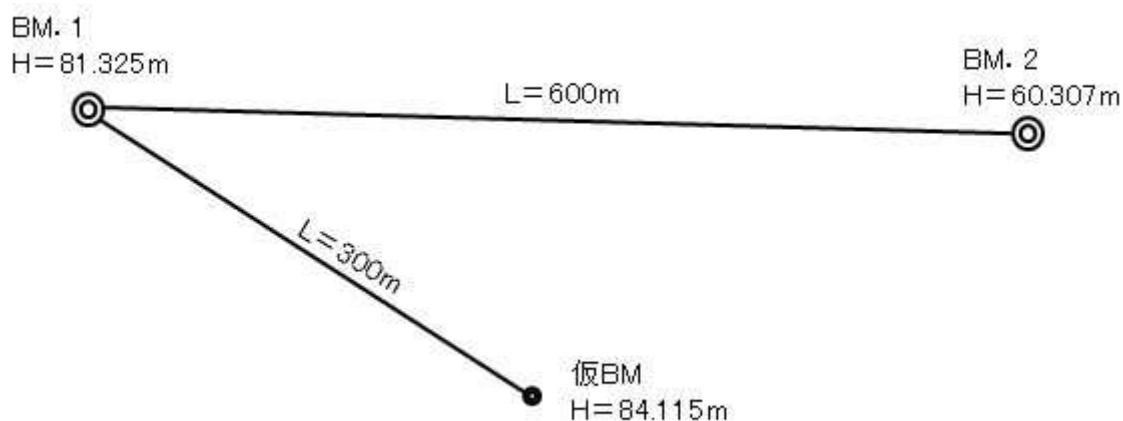
〇〇年〇〇月〇〇日

・仮BM設置

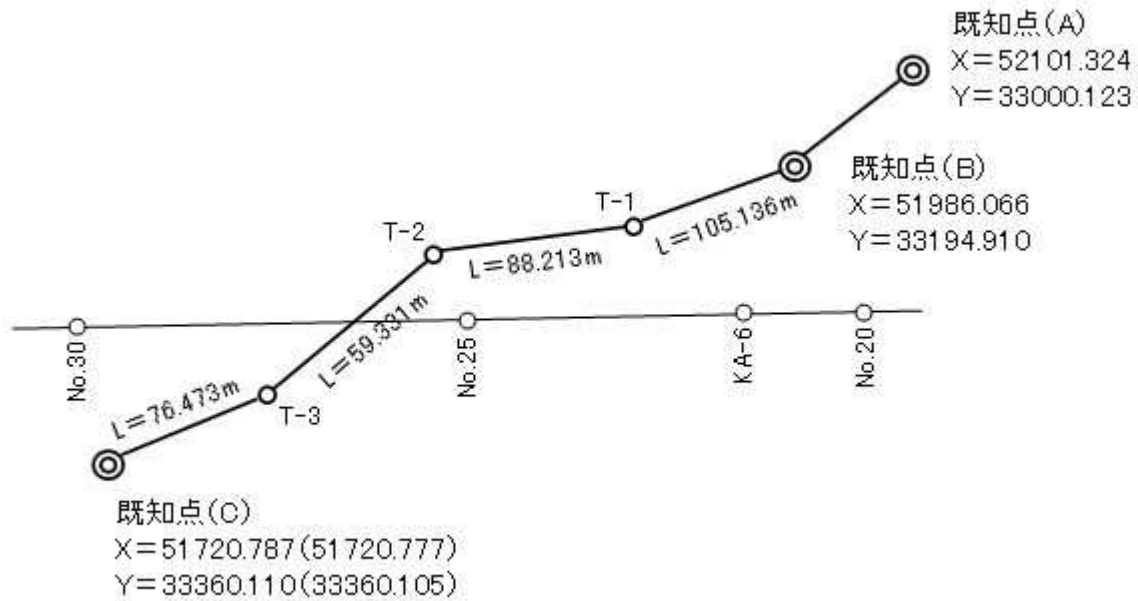
測定者 〇〇〇〇

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No.1	1.384	82.709		81.325	BM. 1. 81.325m
TP1	1.006	82.162	1.553	81.156	
TP2	0.637	80.314	2.485	79.677	
TP3	4.331	84.087	0.558	79.756	
TP4	2.229	85.948	0.368	83.719	
TP5	0.467	85.473	0.942	85.006	
仮BM	1.209	85.324	1.358	84.115	
TP5	0.976	85.983	0.317	85.007	
TP4	0.33	84.051	2.262	83.721	
TP3	1.111	80.857	4.295	79.756	
TP2	2.873	82.552	1.188	79.679	
TP1	1.685	82.843	1.394	81.158	
BM. No.1			1.515	81.328	BM. 1. 81.325m
備 考	$81.328 - 81.325 = 3\text{mm}$ $10\text{mm}\sqrt{S} = 10\sqrt{0.3} = 5.477\text{mm} > 3\text{mm}$				
	∴OK				

見 取 図



中心線測量



() 書きは実測値

- ① 既知点 (B) から既知点 (A) までの単路線方式による基準点間のチェックを行う。

水平距離の閉合差

実測距離	$\Delta X = 51720.777 - 51986.066$	$= -265.289$
	$\Delta Y = 33360.105 - 33194.910$	$= 165.195$
既知距離	$\Delta X = 51720.787 - 51986.066$	$= -265.279$
	$\Delta Y = 33360.110 - 33194.910$	$= 165.200$
閉合差	$X = -265.289 - (-265.279)$	$= -0.01$
	$Y = 165.195 - 165.200$	$= -0.005$
	$\sqrt{(-0.01^2 + -0.005^2)}$	$= 0.011180$

配布点数 4

許容範囲 $15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N \Sigma S}$

$$\Sigma S = 105.136 + 88.213 + 59.331 + 76.473 = 329.153\text{m}$$

$$15 + 10\sqrt{4 \times 0.329} = 216\text{mm}$$

$$11\text{mm} < 216\text{mm}$$

$\therefore$ OK

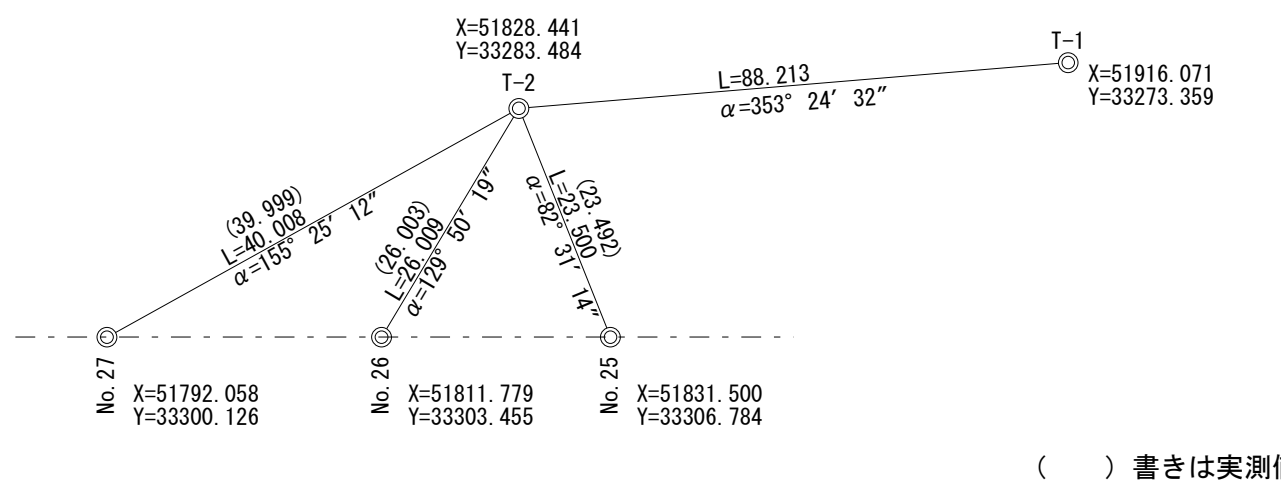
結合多角方式、閉合多角方式、単路線方式における点検計算の許容範囲

(公共測量作業規定より抜粋)

点検項目		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角・ 単路線	水平位置の 閉合差	10cm+2cm√NΣS	10cm+3cm√NΣS	15cm+5cm√NΣS	15cm+10cm√NΣS
	標高の閉合差	20cm+5cmΣS/√N	20cm+10cmΣS/√N	20cm+15cmΣS/√N	20cm+30cmΣS/√N
閉合多角	水平位置の 閉合差	1cm√NΣS	1.5cm√NΣS	2.5cm√NΣS	5cm√NΣS
	標高の閉合差	5cmΣS/√N	10cmΣS/√N	15cmΣS/√N	30cmΣS/√N
標高差の正反較差		30cm	20cm	15cm	10cm

(注) N:辺数 ΣS:路線長(km)

- ② 新点、T-1 ～ T-3 を設置する際に、B ～ C 間の誤差を補正する。
③ 新点、T-1 ～ T-3 により中心線をチェックする。



較差の許容範囲は、次表の定めるとおりとする。(公共測量作業規定より抜粋)

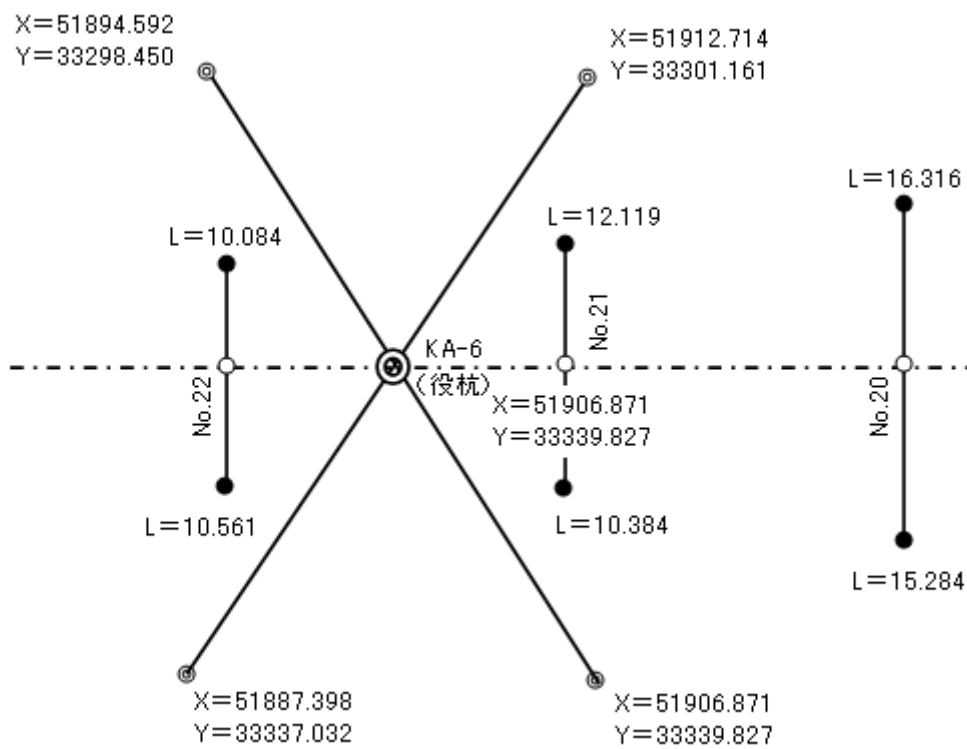
距離	20m未満	20m以上	摘 要
平地	10mm	S/2,000	Sは点間距離 の計算値
山地	20mm	S/1,000	

No. 25 23.500－23.492＝0.008
S／2000＝23.500／2000＝0.012
0.008<0.012 ∴OK

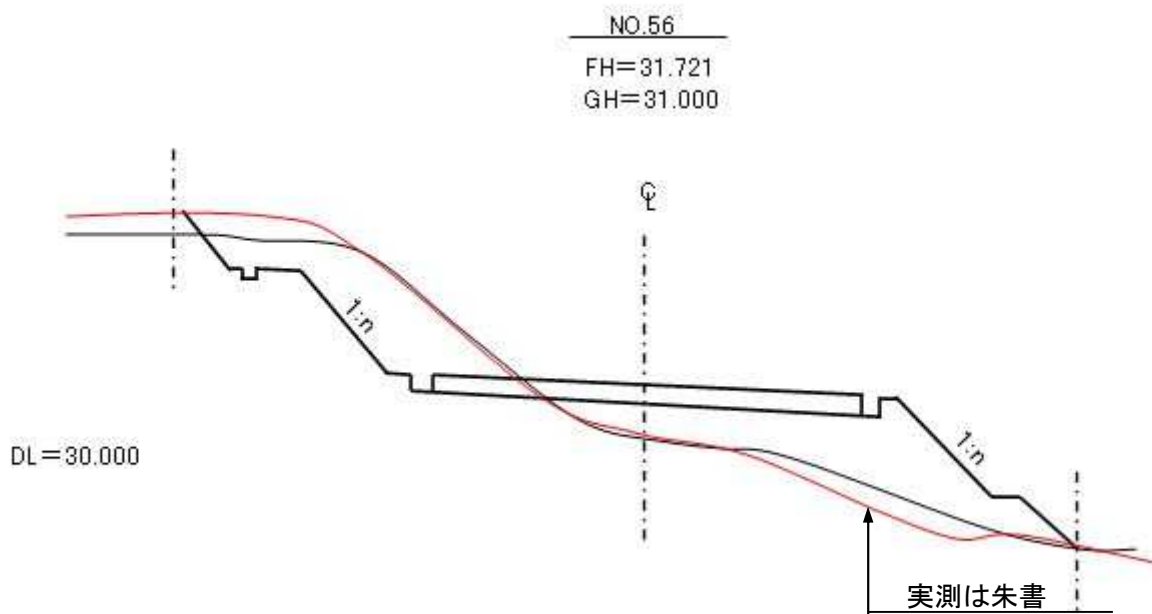
No. 26 26.009－26.003＝0.006
S／2000＝26.009／2000＝0.013
0.006<0.013 ∴OK

No. 27 40.008－39.999＝0.009
S／2000＝40.008／2000＝0.020
0.009<0.020 ∴OK

- ④ 役杭及び測点杭は、工事の支障のない所に引照杭を設置する。必要に応じて座標を求めるものとする。



横 断 測 量



4. 工事打合簿

4.1 目的

土木工事共通仕様書、区画線設置工事共通仕様書、植栽工事共通仕様書に、指示等各事項の処理内容が規定されている。また、工事請負契約約款にも同様に規定されている。そこで本章は、各事項の定義、書類作成上の具体的な留意点、作成要領、作成例等を取りまとめたものである。

4.2 各事項の定義及び取扱上の留意点

4.2.1 指 示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第14項に、「**指示**とは、契約図書の定めに基づき監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工事内容の変更等について指示書により受注者に通知される。受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を確認のうえ、指示書に承諾印を押して監督員に回答する。

口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-7 監督員 第2項に「監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。」と規定されている。

4.2.2 協 議

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第16項に、「**協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。

実務上は受注者から工事打合簿により監督員に協議される場合が多い。

協議件数の大半は、設計図書と工事現場の状態の不一致等による協議である。この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事が多いので、十分なる現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合簿に明確に記述して協議を行わなければならない。

4.2.3 通 知

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第20項に、「**通知**とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」と定義されている。

4.2.4 承 諾

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第15項に、「**承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。

工事打合簿により監督員に申し出なければならない。

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入すると共に、必要な関係資料を添付する。

4.2.5 報 告

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第19項に、「**報告**とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等の他、修補指示の内容と修補完了等の結果であり、工事打合簿により監督員に報告される。この場合遅滞なく、かつ的確に報告しなければならない。

4.2.6 提 出

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第17項に、「**提出**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。

提出事項は、施工計画書等書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響を来すので留意する。

4.2.7 提 示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第18項に、「**提示**とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。

4.2.8 連 絡

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第21項に、「**連絡**とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。

4.2.9 納 品

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第22項に、「**納品**とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。

4.3 作成要領

- (1) 様式については、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設技術情報）の「(4) 提出書類の様式集」を参考とする。
- (2) 表題を冒頭に記入する。表題は短文でかつ、本文内容を表現できる文面が好ましい。
- (3) 本文については、受信者または第三者が判断を誤らず容易に理解できるよう、正確に、簡潔に、要領よくまとめなければならない。

文面の内容としては、

- ・位置等（場所名、測点番号、構造物番号等）
- ・工種等（工種名、材料名、管理資料名等）
- ・現状等（現地状況、施工状況等）
- ・問題点（契約約款、特記仕様書、共通仕様書等から発議を必要とする内容）
- ・対策または処置内容
- ・対策または処置立案の理由

- ・ 発議を必要とした仕様書等の規定条項の全部または一部の組合せによって構成する。
- (4) 本文で表現できない場合は別紙または別図によって詳細に記述する。
- (5) カタログまたは試験成績表を添付する場合は、該当部分を赤線で囲む等明示すると共に、その内容の照査を十分行う。

4.4 電子メール等での書類提出

4.4.1 休日及び夜間作業届

休日・夜間作業届は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。

なお、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-44 施工時期及び施工時間の変更 では、「受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない」と規定されている。

「休日及び夜間作業届」は、緊急を要しない場合にも事前に電子メール等により監督員に連絡すれば提出は後日でもよいものとし、後日有効な書面と差し換える。また、まとめて（1ヶ月程度）提出することも可能とする。

週間工程表を作成する工事については、週間工程表内に休日・夜間作業をする作業日、作業時間、作業内容、理由を記載し、事前に監督員に提出すれば、休日及び夜間作業届の提示・提出は不要とする。

（工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月1日改定） P. 31）

なお、休日及び夜間作業届の様式については、下記のとおり。

様式-1

〇〇年〇〇月〇〇日

休日及び夜間作業届

工事名：

受注業者：(株)〇〇建設

NO	提出日	休日及び夜間作業の内容			
		作業日	作業時間	作業内容	理由
1	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	(例) 8:00~17:00	〇〇〇〇	〇〇〇〇のため。

総括監督員	主任監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

※受注者は、メールで書類提出を行う場合には、メール標題に次の例により記載する。

（記載例）【休日作業届】(株)〇〇建設 宮崎太郎

※まとめて（1ヶ月程度）提出できる。

※「後日有効な書面と差し換えるものとする。」とは、中間検査及び完成検査前を目安に、受注者が様式下段に押印したものを、改めて書面で提出するものである。

4.5 作成例及び参考様式

※下記、_____ の根拠条項は必ず明記すること。

(1) 協議

【湧水の発生について】

No.〇～No.〇における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあり、別図のとおり地下排水管の施工が妥当と思われますので、土木工事共通仕様書第〇編共通編〇－〇－〇第〇項に基づき協議します。

【水替えについて】

第〇号函渠の基礎床掘の結果湧水が多く、設計上の潜水ポンプ口径〇〇mm〇台では別紙写真（排水作業１時間及び２時間後の状況）のとおり排水困難である為、別紙計算書により口径〇〇mm〇台を追加使用いたしたく、特記仕様書第〇条に基づき協議します。

(2) 承諾

【仮 B M (No.〇) の移設について】

設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮 B Mが支障となりますので、土木工事共通仕様書第〇編〇－〇－〇第〇項に基づき移設について承諾願います。
なお、移設位置は別図のとおりです。

(3) 提出

【施工計画書について】

土木工事共通仕様書第〇編〇－〇－〇第〇項に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。

(4) 報告

【地元住民からの苦情について】

No.〇〇（右）付近に居住されている〇〇〇〇氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第〇編〇－〇－〇第〇項に基づき報告します。

【工事検査の指導・助言等と対応結果について】

工事検査における講評の結果、指導・助言、修補指示の内容と修補完了等の結果を土木工事共通仕様書第〇編〇－〇－〇第〇項に基づき、別紙のとおり報告します。

5. 協議資料

5.1 関係官公庁協議資料

土木工事共通仕様書第1編 1-1-43 官公庁等への手続等 第1, 2項には以下のように規定されている。

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との**連絡**を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督員への事前の報告は不要である。ただし、諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その資料を監督員へ提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は提出するものとする。

5.2 近隣協議資料（工事経過記録簿）

土木工事共通仕様書第1編 1-1-43 官公庁等への手続等）の第7, 8項には以下のように規定されている。

7. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に**連絡**の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
8. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

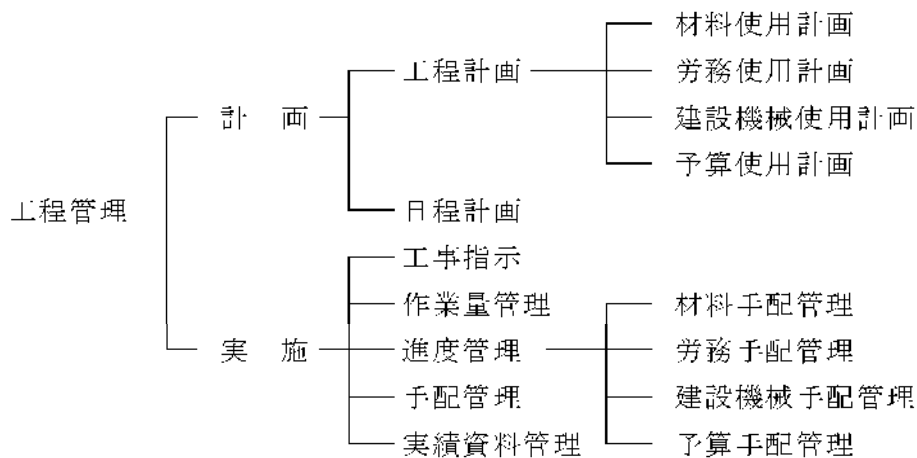
なお、監督員から提出の請求があった場合は提出しなければならない。

6. 工程管理

6.1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各单位作業を有効に組合せて各单位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



6.2 工程管理上の留意点

- (1) 工程表は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）あるいは斜線式工程表により作成する。他に曲線式工程表があるが、単独ではなく事項作成例に示すとおり、上記各工程表との併用で作成される場合が多い。工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択して管理する必要がある。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。
- (3) 工程の計画に当たっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程がかい離した場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。
- (5) 作成に当たっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

1) 工事及び作業の制約

- ① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
- ② 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
- ③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
- ④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

2) 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画

3) 施工順序

4) 労務、機械の使用計画

- 5) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6) 工事期間の作業可能日数の算定

6.3 作成要領

(1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

(2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するか of 具体的日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬または月ごとの単位で示した日程計画及び工事の内容や重要度に応じてある単位期間ごとに日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

(5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、中間検査など特記すべき事項を記入する。
- 3) 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祭日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

6.4 その他

- (1) 実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるもので、監督員への提出は必要とせず、監督員・検査員の請求があった場合は提示する。なお、週休2日工事の確認資料とする場合は、「週休2日工事」実施要領に基づく取扱いとする。

6.5 週間工程表

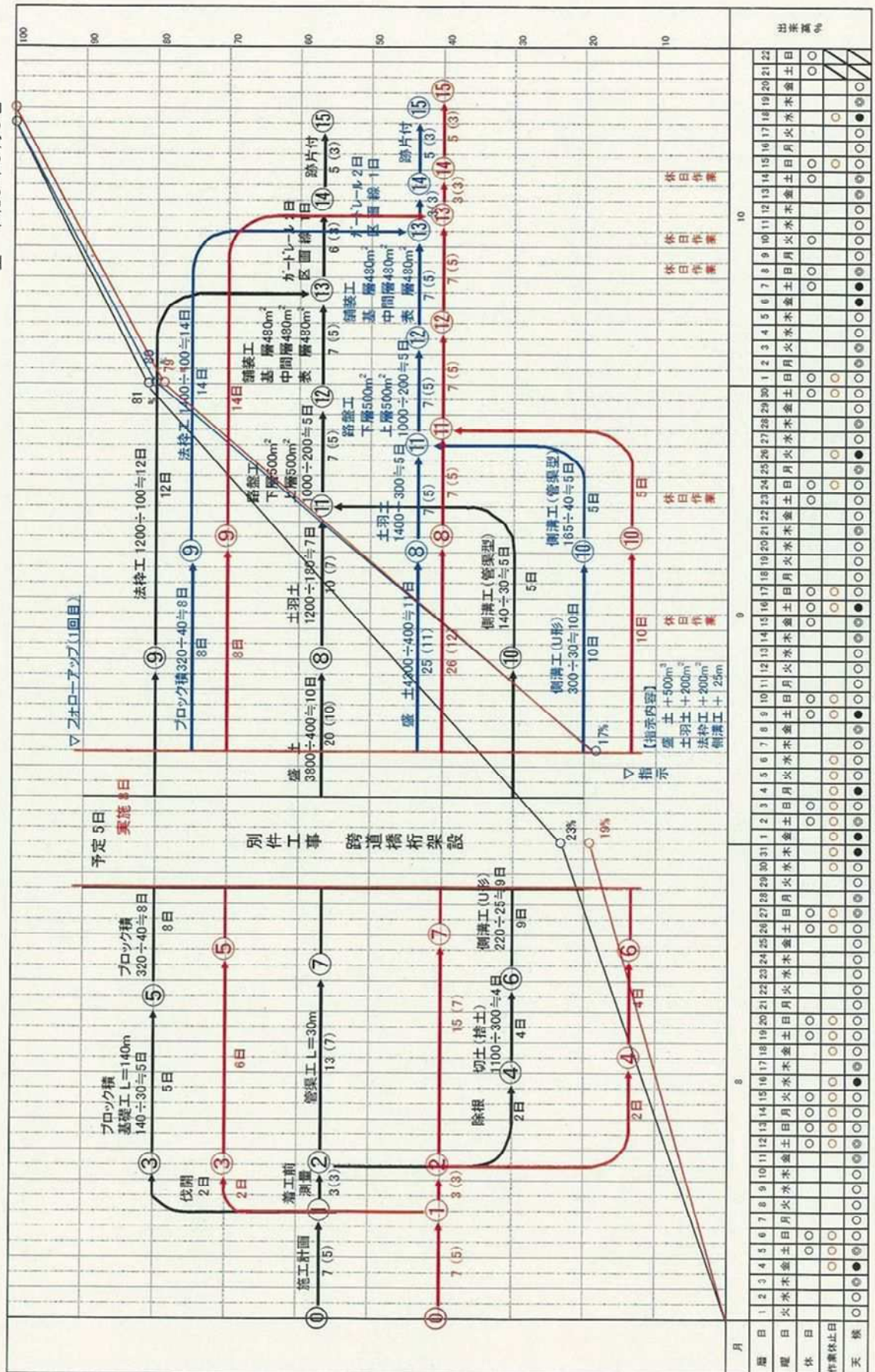
- (1) 週間工程表は、監督員と受注者との打ち合わせにより、必要と判断した場合のみ作成、提出する。(工事完成時の再提出は不要)
- (2) 週間工程表の提出は、電子メール等での提出ができる。

(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.35)

○○○工事計画工程表

工 期

自	令和〇年〇月〇日
至	令和〇年〇月〇日



7. 工事履行報告

7.1 工事履行報告

7.1.1 目的

工事請負契約約款第 11 条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に**報告**しなければならない。」と規定されている。

本章は、工事履行報告書の作成要領を取りまとめたものである。

7.1.2 作成上の留意点

- （１）工事履行報告書は、受注者が出来高算定資料を基に作成し、当該月の進捗を翌月の初めまでに速やかに監督員に**提出**する。
- （２）工事履行報告書の用紙規格はA－4 縦とする。
- （３）完成図書としての改めでの提出は不要とする。
- （４）月別進捗状況写真の撮影や実施工程表、出来高算定資料の提出は不要
(工事書類簡素化ガイドライン（令和３年８月１日改定） P.33)
- （５）週間工程表で工事進捗を報告している工事は、監督員と協議の上、工事履行報告書の提出を省略できる。

(工事書類簡素化ガイドライン（令和７年３月 改定))

7.1.3 作成上要領

- （１）施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- （２）出来高算定資料で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。なお、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

7.1.4 作成例

工 事 履 行 報 告 書

(株)〇〇建設

工事名	〇〇地区〇〇工事		
工期	令和〇年5月7日 ～ 令和〇年3月25日		
日付	令和〇年3月1日 (2 月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
〇〇年5月	3	2	
6月	11	9	
7月	19	18	
8月	27	25	
9月	42	39	
10月	58 (55)	55	工程変更
11月	73 (69)	69	
12月	82 (79)	73	
□□年1月	90 (88)	88	
2月	96 (96)	96	
3月	100 (100)		
(記事欄)			

総 括 監督員	主 任 監督員	現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

8. 品質・出来形・写真管理

8.1 品質管理

8.1.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、または各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

なお、電気設備工事や機械設備工事等についても、同様に品質管理資料を作成し、管理するものとする。

8.1.2 品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値は、別途、「土木工事施工管理基準」及び「品質管理基準」を参照のこと。

8.1.3 品質管理上の留意点

(1) 計 画

- 1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。
 - ① 品質管理総括表
 - ② 測定結果一覧表（品質管理図表が作成不要の場合も必要。品質管理図表の様式使用可）
 - ③ 品質管理図表（測点数が 10 点未満の場合は作成不要）
- 2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験または測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。
- 3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。
- 4) 試験または測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出または承諾が必要であるので、共通、特記仕様書を熟読のうえ対処する。
- 5) 「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。
- 6) 品質管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムを作成する必要はない。

（工事書類簡素化ガイドライン（令和 3 年 8 月 1 日改定） P.35）

(2) 管 理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験または測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因を究明し、対策を講ずる。

8.1.4 作成例

品質管理総括表

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	盛土・路床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初および土質の変化した時	1	1	—	—	—	2.106	
		〃	最適含水比	〃	1	1	—	—	—	9.3	
		CBR試験		〃	1	1	12以上	—	—	13.4	
		現場密度の測定	現場密度	500m ³ につき1回	5	5	—	1.993	1.936	1.969	
		〃	含水比	〃	5	5	—	4.7	5.2	4.88	
		〃	締固め度	〃	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路盤工	下層路盤	締固め試験	最大乾燥密度	施工前	1	1	—	—	—	2.223	
		〃	最適含水比	〃	1	1	—	—	—	5.6	
		修正 CBR 試験		〃	1	1	20%以上	—	—	50.5	
		土の液性限界・塑性限界試験		〃	1	1	塑性指数 PI:6 以下	—	—	NP	
		ふるい分け試験		〃	1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の測定	締固め度	10,000m ² 毎に1ロット	3	3	γ_{dmax} の 93%以上 X_{10} 95%以上 X_5 96%以上 X_3 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コンクリート	21N/mm ²	ス ラ ン プ		午前、午後 2 回	5	5	±2.5cm	12.5	12.0	12.6	
		空 気 量		〃	5	5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		〃	5	5	21N/mm ² ×0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		〃	5	5	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

コンクリート圧縮強度成果一覧表

(σ28)

工事名 ○○地区構造物設置工事

請負者 ○○建設㈱

18-8-40

測定者 ○○ ○○○

番号	供試体 採取日		第4週 強度試験日		測定値			計 Σ	平均値 $\bar{X}$	移動 範囲 R_s	摘 要
					X_1	X_2	X_3				
1	9	3	10	1	23.5	24.0	23.4	70.9	23.6	—	1号モタレ式擁壁 (フーチング)
2	9	5	10	3	22.2	22.8	22.6	67.6	22.5	1.1	〃
3	9	9	10	7	23.3	23.7	22.6	69.6	23.2	0.7	1号モタレ式 (立上り)
4	9	13	10	11	23.8	23.5	24.1	71.4	23.8	0.6	3号モタレ式 (フーチング)
5	9	16	10	14	22.6	22.4	22.6	67.6	22.5	1.3	重力式擁壁
6	9	19	10	17	24.0	24.4	24.1	72.5	24.2	1.7	1号モタレ式 (立上り)
19	11	28	12	26	21.7	21.8	21.9	65.4	21.8	0.2	〃
20	11	28	12	26	21.4	21.2	21.2	63.8	21.3	0.5	重力式擁壁
21	12	1	12	29	22.2	21.4	21.5	65.1	21.7	0.4	2号モタレ式 (立上り)

移動範囲 max=24.2

min=21.3

 $\bar{X}=22.65$ $R_s=0.57$

コンクリート管理データシート											
工 事 名		〇〇地区構造物設置工事						期	自	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
品質特性		圧縮強度 (18)		コンクリート		18-8-40 (σ 28)		間	至	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
測定単位		N/mm ²		日標準量		40m ³		請 負 者		〇 〇 建設㈱	
規格 限界	上限値	-		試 料	大 き さ	1 回 3 試料		現場代理人		〇 〇 〇 〇	
	下限値	18			間 隔	1 日 1 ~ 2 回 (午前、午後)		測 定 者		〇 〇 〇 〇	
設 計 基準強度		180		呼び強度		18		作 成 者		〇 〇 〇 〇	
採取 月日	試験 番号	測 定 値			計 Σ	1 回 の 試 験 の 平均値X	3 回 の 試 験 の 平均値X	検査方法			
		a	b	c				(1) $\bar{X} \geq \text{呼び強度} \times 0.85$ (2) $\bar{X} \geq \text{呼び強度}$			
9.3	1	23.5	24.0	23.4	70.9	23.6	23.1	18×0.85 23.6N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 合格			
9.5	2	22.2	22.8	22.6	67.6	22.5		22.5N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
9.9	3	23.3	23.7	22.6	69.6	23.2		23.2N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
計						69.3		23.1N/mm ² ≥ 18.0N/mm ² 〃			
9.13	4	23.8	23.5	24.1	71.4	23.8	23.5	23.8N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
9.16	5	22.6	22.4	22.6	67.6	22.5		22.5N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
9.19	6	24.0	24.4	24.1	72.5	24.2		24.2N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
計						70.5		23.5N/mm ² ≥ 18.0N/mm ² 〃			
9.25	7	23.0	22.4	22.8	68.2	22.7	22.9	22.7N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
10.1	8	22.4	22.2	22.6	67.2	22.4		22.4N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
10.3	9	23.1	23.9	23.5	70.5	23.5		23.5N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
計						68.6		22.9N/mm ² ≥ 18.0N/mm ² 〃			
10.5	10	24.0	23.7	23.3	71.0	23.7	23.4	23.7N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
10.8	11	23.5	24.1	23.7	71.3	23.8		23.8N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
								22.7N/mm ² ≥ 15.3N/mm ² 〃			
								23.4N/mm ² ≥ 18.0N/mm ² 〃			

1 週強度の場合は工場実績に置ける推定式による。

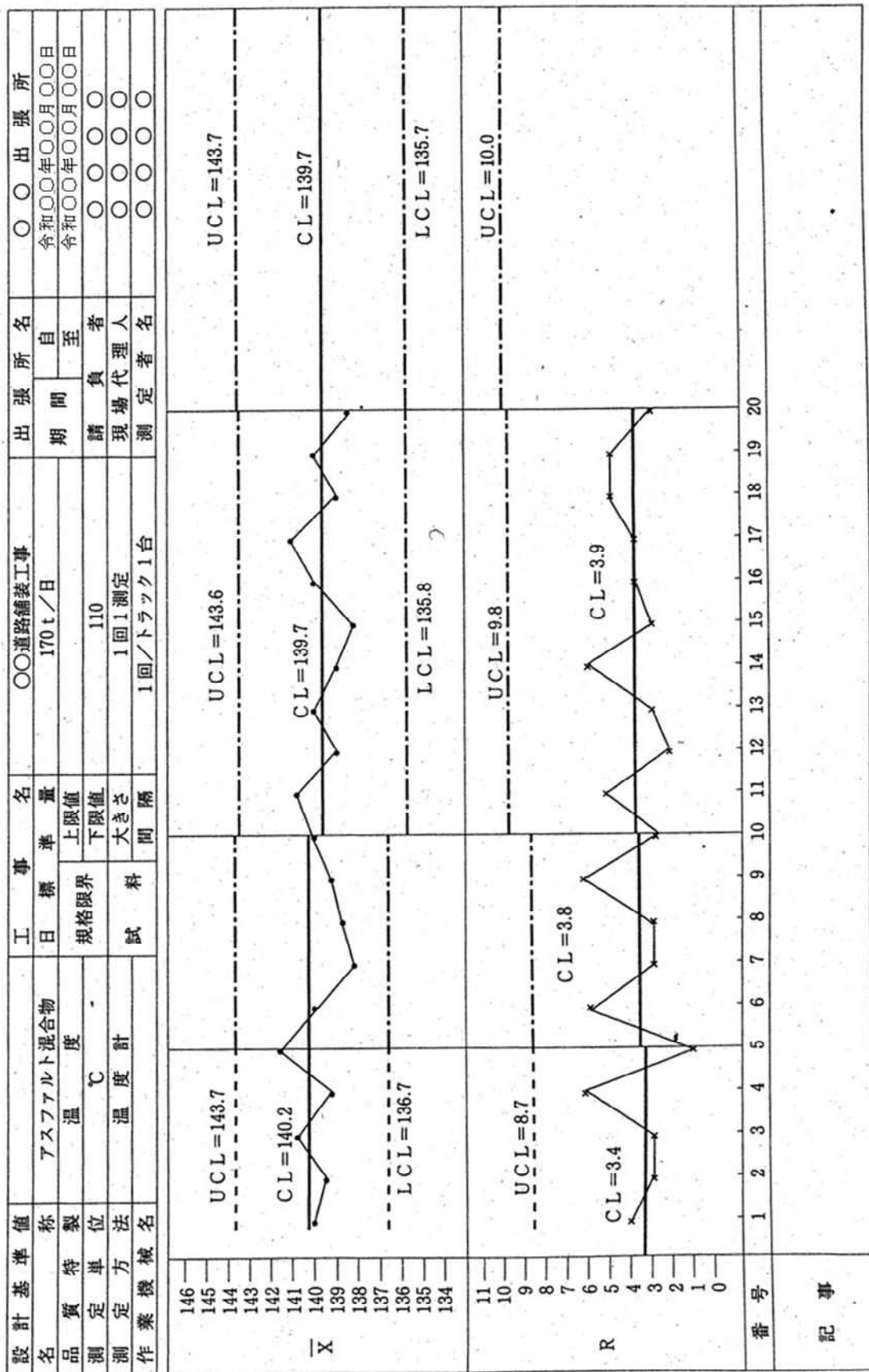
X-R 管理データシート(1)

名 称	アスファルト混合物		工 事 名	〇〇道路舗装工事		期 間	自令和〇〇年〇〇月〇〇日	
品 質 ・ 特 性	温 度		出 張 所 名	〇〇出張所			至令和〇〇年〇〇月〇〇日	
測 定 単 位	℃		日 標 準 量	170 t/日		請 負 者	〇〇 〇〇	
規 格	上限値		試 料	大きさ	1 回 1 測定	現 場 代 理 人	〇〇 〇〇	
限 界	下限値	110		間 隔	1 回/トラック 1 台	測 定 者	〇〇 〇〇	
設 計 基 準 値			作 業 機 械 名			測 定 者	〇〇 〇〇	

月 日	組の 番号	測 定 値					計 Σ X	平均値 X̄	範囲 R	$\bar{X} \pm A, \bar{R} = 140.2 \pm 1.02 \times 3.4 = 143.7 \sim 136.7$ $D, \bar{R} = 2.57 \times 3.4 = 8.7$					
		X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅									
	1	138	142	140			420	140.0	4	$\bar{X} \pm A, \bar{R} = 140.2 \pm 1.02 \times 3.4 = 143.7 \sim 136.7$ $D, \bar{R} = 2.57 \times 3.4 = 8.7$					
	2	141	139	138			418	139.3	3						
	3	139	142	141			422	140.7	3						
	4	143	138	137			418	139.3	6				平均	X̄=140.2	R̄=3.4
	5	142	141	142			425	141.7	1				累計	701	17
	小計							701.0	17				小計	701	17
	6	139	137	143			419	139.7	6	$\bar{X} \pm A, \bar{R} = 139.7 \pm 1.02 \times 3.8 = 143.6 \sim 135.8$ $D, \bar{R} = 2.57 \times 3.8 = 9.8$					
	7	140	138	137			415	138.3	3						
	8	139	137	140			416	138.7	3						
	9	143	138	137			418	139.3	6				平均	X̄=139.7	R̄=3.8
	10	142	140	139			421	140.3	3				累計	1,397.3	3.8
	小計							696.3	21				小計	696.3	21
	11	138	142	143			423	141.0	5	$\bar{X} \pm A, \bar{R} = 139.7 \pm 1.02 \times 3.9 = 143.7 \sim 135.7$ $D, \bar{R} = 2.57 \times 3.9 = 10.0$					
	12	140	138	139			417	139.0	2						
	13	139	140	142			421	140.3	3						
	14	138	137	143			418	139.3	6						
	15	140	138	137			415	138.3	3						
	16	138	140	142			420	140.0	4						
	17	139	142	143			424	141.3	4						
	18	138	137	142			417	139.0	5						
	19	143	140	138			421	140.3	5				平均	X̄=139.7	R̄=3.9
	20	139	140	137			416	138.7	3				累計	2,794.5	78
	小計							1,397.2	40	小計	1,397.2	40			

記 事	n	d ₁	A ₁	D ₁
	2	1.13	1.88	3.27
	3	1.69	1.02	2.57

X - R 管理図

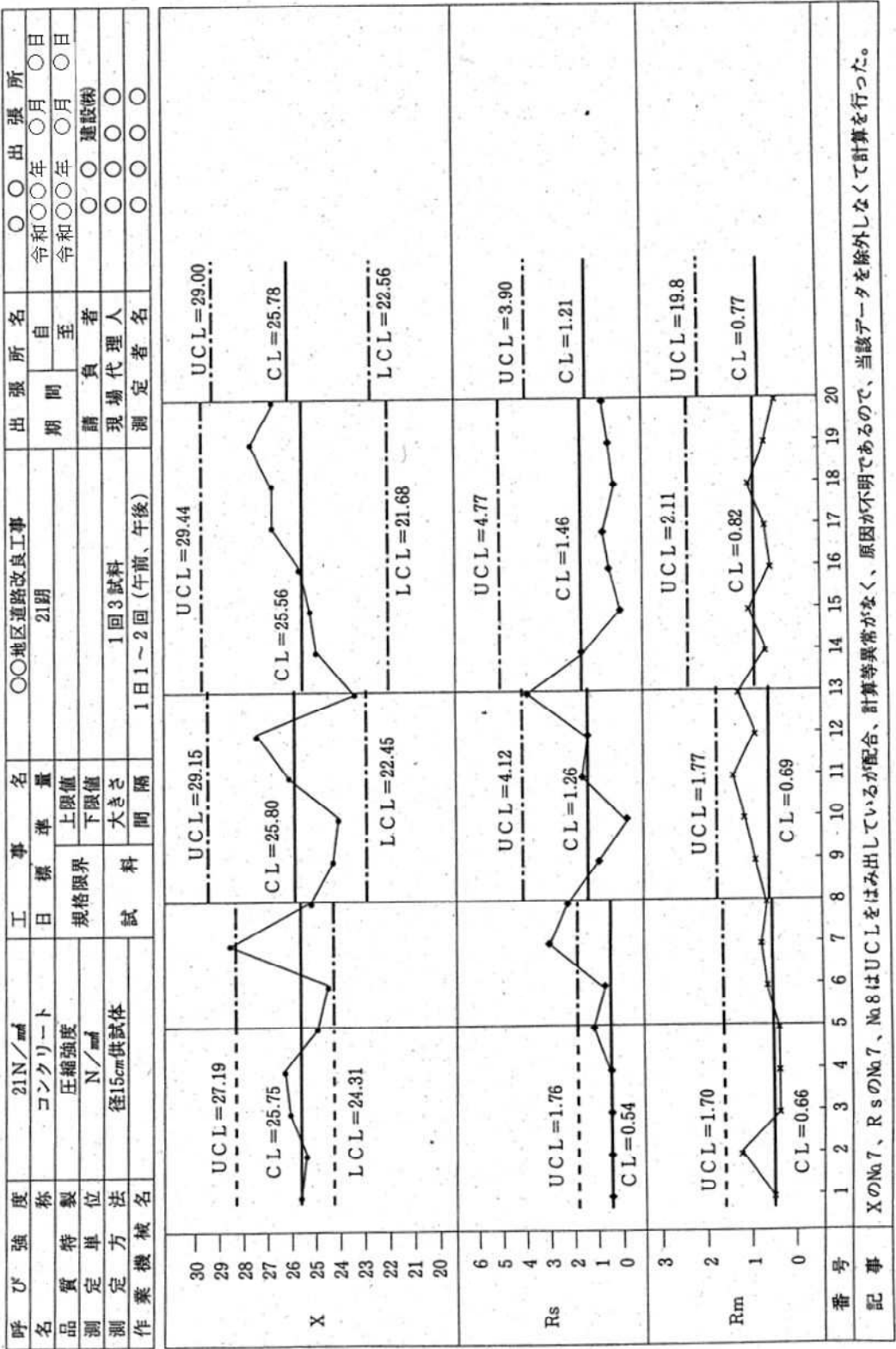


X-Rs-Rm管理データシート(2)

名 称	コンクリート	工 事 名	〇〇道路改良工事	期 間	自令和〇〇年〇〇月〇〇日
品質・特性	圧縮強度	出張所名	〇〇出張所		至令和〇〇年〇〇月〇〇日
測定単位	N/mm ²	日標準量	21m ³ /日	請 負 者	〇〇 〇〇
規格 限界	上限値 下限値	試料 間 隔	大きさ 1回/3試料 1日1~2回 (午前、午後)	現場代理人	〇〇 〇〇
設計基準値	210kg/cm ²			測 定 者	〇〇 〇〇
				測 定 者	〇〇 〇〇

月日	試験 番号	測 定 値				計 Σ	代表値 X	移動 範囲 R _s	測定値 内の範 囲R _m	統計値			
		a	b	c	d					X	R _s	R _m	
	1	25.6	26.2	26.0		77.8	25.93		0.6	$\bar{X} \pm E, \bar{R}_s = 25.75 \pm 2.66 \times 0.54$ $= 24.31 \sim 27.19$ $D, \bar{R}_s = 3.27 \times 0.54 = 1.76$ $D, \bar{R}_m = 2.57 \times 0.66 = 1.70$			
	2	25.4	26.1	25.0		76.5	25.51	0.42	1.2				
	3	26.2	25.7	25.8		77.7	25.90	0.39	0.5				
	4	26.5	26.0	26.2		78.7	26.23	0.33	0.5	平均	$\bar{X} = 25.75$	$\bar{R}_s = 0.54$	$\bar{R}_m = 0.66$
	5	24.9	25.3	25.4		75.6	25.20	1.03	0.5	累計	128.77	2.17	3.3
	小計					128.77	2.17	3.3	小計	128.77	2.17	3.3	
	6	24.0	24.5	24.7		73.2	24.4	0.80	0.7	$\bar{X} \pm E, \bar{R}_s = 25.8 \pm 2.66 \times 1.26$ $= 22.45 \sim 29.15$ $D, \bar{R}_s = 4.12 \quad D, \bar{R}_m = 1.77$			
	7	27.4	27.9	28.2		83.5	27.83	3.43	0.8				
	8	25.0	25.5	25.7		76.2	25.40	2.43	0.7				
	小計					77.63	6.66	2.2	累計	206.40	8.83	5.5	
	9	23.9	24.8	24.2		72.9	24.30	1.10	0.9	小計	77.63	6.66	2.2
	10	24.2	23.6	24.7		72.5	24.17	0.13	1.1	$\bar{X} \pm E, \bar{R}_s = 25.56 \pm 2.6 \times 1.46$ $= 21.68 \sim 29.44$ $D, \bar{R}_s = 4.77 \quad D, \bar{R}_m = 2.11$			
	11	25.7	26.3	26.9		78.9	26.30	2.13	1.2				
	12	27.1	27.9	27.8		82.8	27.60	1.30	0.8				
	13	23.0	24.2	23.3		70.5	23.50	4.10	1.2	平均	$\bar{X} = 25.56$	$\bar{R}_s = 1.46$	$\bar{R}_m = 0.82$
	小計					125.87	8.76	5.2	累計	332.27	17.59	10.7	
	14	25.1	25.3	24.6		75.0	25.00	1.50	0.7	小計	125.87	8.76	5.2
	15	24.2	25.3	25.2		74.7	24.90	0.10	1.1	$\bar{X} \pm E, \bar{R}_s = 25.78 \pm 2.66 \times 1.21$ $= 22.56 \sim 29.00$ $D, \bar{R}_s = 3.96 \quad D, \bar{R}_m = 1.98$			
	16	25.9	25.6	25.4		76.9	25.63	0.73	0.5				
	17	27.0	26.6	26.5		80.1	26.70	1.07	0.5				
	18	26.4	27.0	27.3		80.7	26.90	0.20	0.9	平均	$\bar{X} = 25.78$	$\bar{R}_s = 1.21$	$\bar{R}_m = 0.77$
	19	27.5	28.0	27.3		82.8	27.60	0.70	0.7	累計	515.53	22.96	15.4
	20	26.5	26.4	26.7		79.6	26.53	1.07	0.3	小計	183.26	5.37	4.7
	小計					183.26	5.37	4.7	小計	183.26	5.37	4.7	
記 事										n	d:	D:	E:
										2	1.13	3.27	2.66
										3	1.69	2.57	1.77

X - R_s - R_m 管理図



コンクリート品質管理工程能力図

(スランプ、空気量)

○○道路改良工事

試験番号		1	2	3	4	5	6		22	23	24	25			計	平均
試験月日		7/3	7/4	7/5	7/9	7/11	7/13		9/8	9/13	9/14	9/16				
気温	最高	29.3	28.6	29.6	27.3	29.6	28.8		30.0	29.0	28.3	29.0				
	最低	18.3	17.5	18.3	17.9	18.1	18.6		20.3	19.9	19.8	22.0				
気温管理図	+30															
	+20															
	+10															
	0															
	-10															
測定値	SL	9.0	9.0	8.5	8.0	7.5	8.5		8.0	7.5	7.0	8.5			200.5	8.0
	Air	4.6	4.5	4.4	4.3	4.3	4.4		4.2	4.8	4.5	4.7			110.0	4.4
スランプ管理図	+3.0															
	+2.0															
	+1.0															
	8cm															
	-1.0															
	-2.0															
空気量管理図	+1.5															
	4.5%															
	-1.5															
打設場所	1号モタレ式擁壁フーチング															
	“ 躯体															
	“ 躯体															
	2号モタレ式擁壁フーチング															
	“ 躯体															
	“ 躯体															
	重															
	力式擁壁															
	A ₁ 橋															
	台フーチング															
	A ₁ 橋															
	台躯体															
	A ₂ 橋															
	台フーチング															

コンクリート中の塩分測定表

No. _____

工 事 名 ○○地区道路改良工事
 請負業者名 ○ ○ 建 設 (株)
 測 定 番 号 ○ ○

測 定 者 氏 名	○ ○ ○ ○	試 験 番 号	測 定 値 (%) 又は測定器に よっては空欄	塩 分 量 (kg/m ³)
立 会 者 氏 名	○ ○ ○ ○	1		0.056
測 定 年 月 日	令和○○年○○月○○日	2		0.064
工 種	擁 壁 工	3		0.052
コンクリートの 種 類	標 準 品 21-8-20	計		0.172
コンクリートの 製 造 会 社 名	○○生コンクリート(株)	平均値 ＝ (測定値)		0.057
セメントの種類	高 炉 B			
測 定 器 名	○ ○ ○ ○			

コンクリート配合表 (kg/m³)

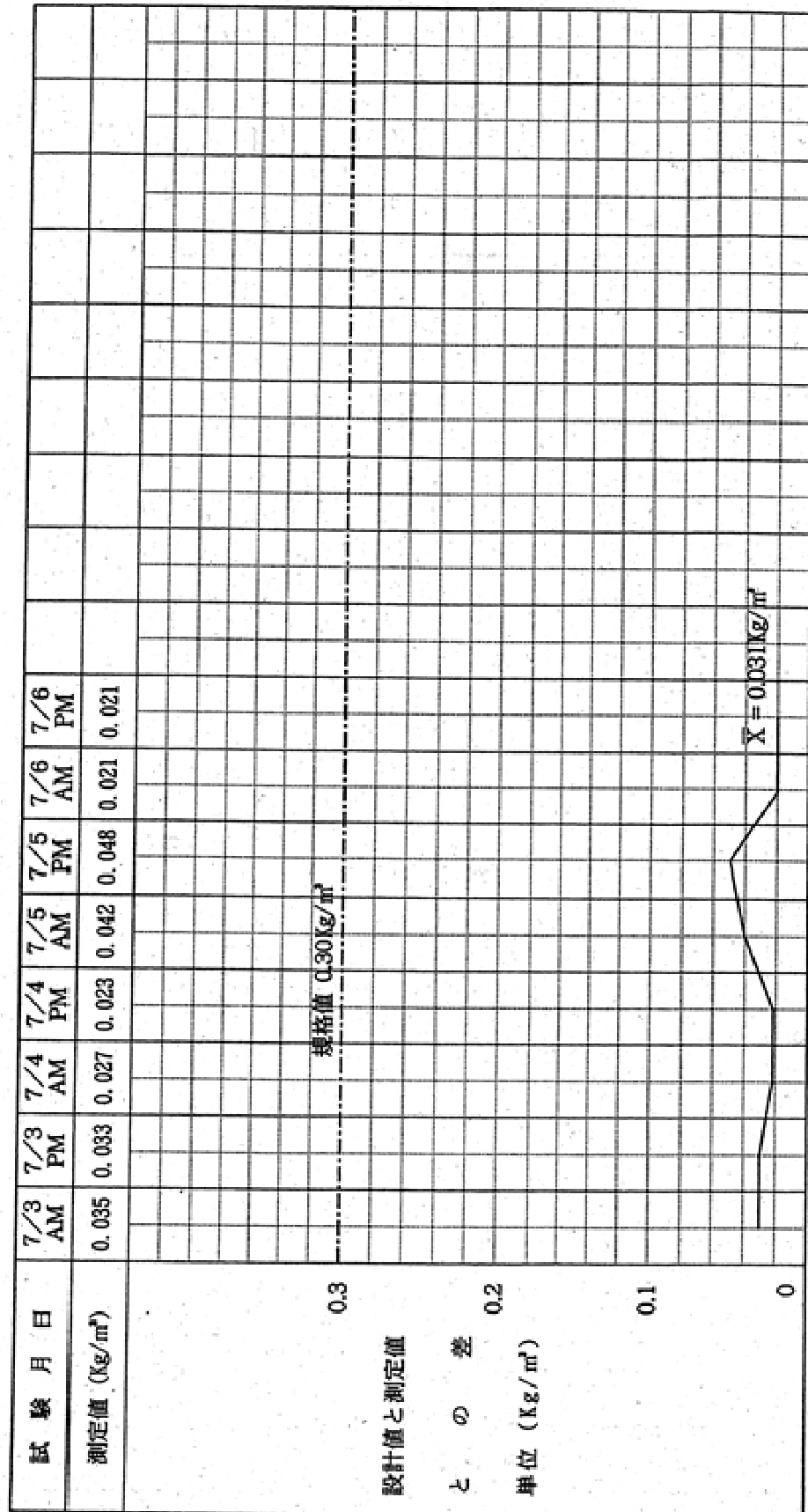
セメント	水	細骨材	粗骨材	混和材 (種類も記入)	水セメント比	細骨材率
286	163	849	1,109	715ml (A E 減水剤)	57%	46%

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

注) 塩分濃度を(%)で測定した場合は、次式で塩分量を求める
 塩分量 (kg/m³) = 単位水量 (kg/m³) × 測定値 ÷ 100

品質管理工程能力図

工事名	〇〇道路改良工事	工種	コンクリート工
請負者	〇〇建設	試験項目	塩化物含有試験
現場代理人	〇〇〇〇		1号測定
測定者	〇〇〇〇		



工事名 <u>〇〇地区舗装工事</u> 工事箇所 <u>〇〇〇〇</u> 試験月日 <u>令和〇〇年〇〇月〇〇日</u> 試験者 <u>〇〇〇〇</u>					
アスファルト混合物の温度					
測 点	初期転圧の温度	摘 要	測 点	初期転圧の温度	摘 要
No. 73	148				
No. 74	143				
No. 75	144				
No. 76	146				
No. 77	145				
No. 78	144				
No. 79	148				
No. 80	142				
No. 81	146				
No. 82	146				
No. 83	147				
No. 84	143				
No. 85	148				
No. 86	145				
No. 87	150				
No. 88	145				
No. 89	149				
No. 90	143				
No. 91	146				
Σ =	2768				
n =	19				
X =	145.7				

〇〇地区舗装工事

初 転 圧 温 度

測 点	No. 73	No. 74	No. 75	No. 76	No. 77	No. 78	No. 79	No. 80	No. 81	No. 82	No. 83	No. 84	No. 85	No. 86	No. 87	No. 88
左 側																
右 側	150															
	145.7															
	142															
測 点	No. 89	No. 90	No. 91													
左 側	150															
	145.7															
	142															
右 側																

〇〇地区舗装工事

採取コアー試験 総括表

基準密度=2,330

測 点	厚 さ (cm)				(cm)	(kg/m ³)	(%)
	X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	平均厚	密 度	締固め度
No. 74 (右)	5.2	5.1	5.1	5.2	5.15	2,317	99.4%
No. 80 (中)	5.0	5.0	4.9	4.8	4.92	2,268	97.3%
No. 87 (左)	5.8	5.9	5.9	5.6	5.80	2,278	97.8%
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
$\overline{X}_3$					5.29		98.2%

Max 5.9cm

Min 4.8cm

Max 99.4%

Min 97.3%

〇〇地区舗装工事

現場密度試験総括表

粒度調整路盤工

rdmax 2,110 (kg/m³)

測 点	含 水 比 (%)	乾燥密度 (kg/m ³)	締 固 め 度 (%)
No 73	7.0 %	2,062	97.7%
No 80	6.8 %	2,076	98.4%
No 90	7.3 %	2,052	97.3%

Max 7.3%
Min 6.8%
X 7.03%

Max 98.4%
Min 97.3%
X 97.8%

現場密度試験結果表

	No.73	No.80	No.90	
含 水 比 6.5%				<u>3=7.03%</u>
締 固 め 密 度 2,110 2,036 (96.5%)				<u>3=97.8%</u> (96.5%以上)

8.2 出来形管理

8.2.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する可否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後、明確に確認できるよう出来形（写真を含む）等の整理をすることが大切である。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解し、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

なお、電気設備工事や機械設備工事等についても、同様に出来形管理資料を作成し、管理するものとする。

8.2.2 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は、別途、「土木工事施工管理基準」及び「出来形管理基準及び規格値」を参照のこと。

8.2.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものである。出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表
- ② 測定結果一覧表（出来形管理図表が作成不要の場合も必要。出来形管理図表の様式使用可）
- ③ 出来形管理図表（測点数が10点未満の場合は作成不要）

（1）計画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置（測点、位置等）測定項目（基準高、高さ、幅、厚さ、延長等）及び管理の方法（出来形管理図、工程能力図）を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督員と受注者で協議を行い、規格等を適切に定める。

（2）測定

1）測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等（鉄筋、細竹、杭）で明確にしておく。

2）直接測量の原則

測量的方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

3）マーキング

測定位置に設計値を白色または黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、または屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。なお、景観に配慮すべき場合は、赤ペイントの使用を協議

すること。

4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

(3) 管理

1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「出来形管理基準及び規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではない。

2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長または高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、かつ設計数量を満足している場合は、監督員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積(張)の段割り

3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。なお、杭芯の設計の位置を現地に落とす必要は必ずしもなく、実測位置の座標を測定して設計値と比較するなどの方法でもよい。また規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積または延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開とおり、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

5) 出来形管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムを作成する必要はない。

(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.35)

(4) 管理図表作成要領

1) 出来形管理展開図

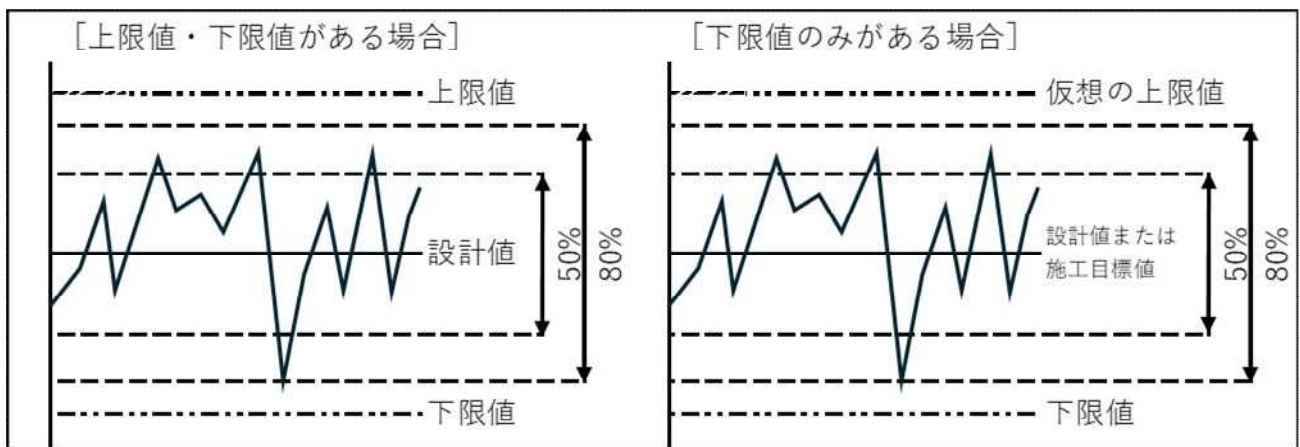
- ① 縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ② 測点番号を記入する。
- ③ 設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④ 断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤ 展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する

2) 設計図利用出来形管理図

- ① 設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書で記入する。
- ② それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3) 出来形管理図表

- ① 標準断面図を記入する。
- ② 規格値を記入する。
- ③ 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。
- ④ 出来形管理図表にグラフを表示する場合は、ばらつきの判定ができるよう、下図を参考として規格値の 50%及び 80%に相当する部分に線引きを行う。
- ⑤ 出来形管理基準において、下限値のみがある項目の場合、設計値(事前に監督員と協議して施工目標値を定めた場合は施工目標値)と下限値との差と同じ幅で仮想の上限値を設定して出来形管理図表を作成することで、ばらつきの判定ができるようにすることができる。



8.2.4 出来形管理図表作成例

出来形管理総括表

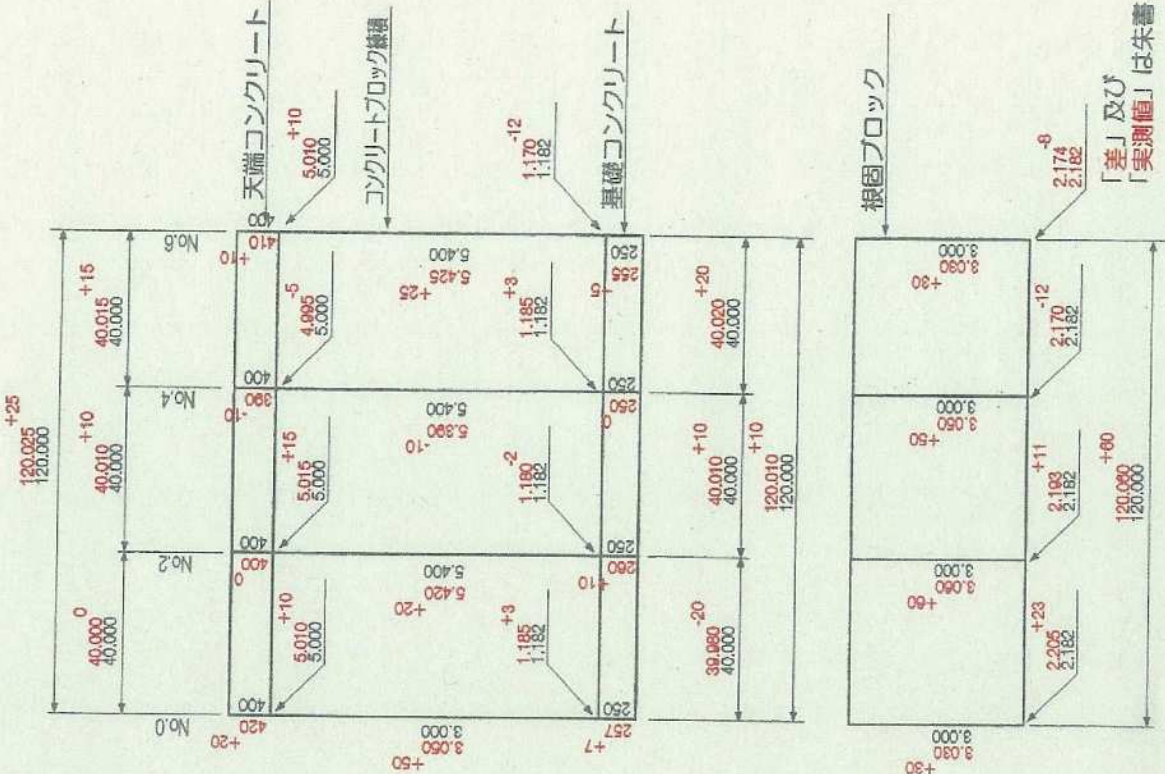
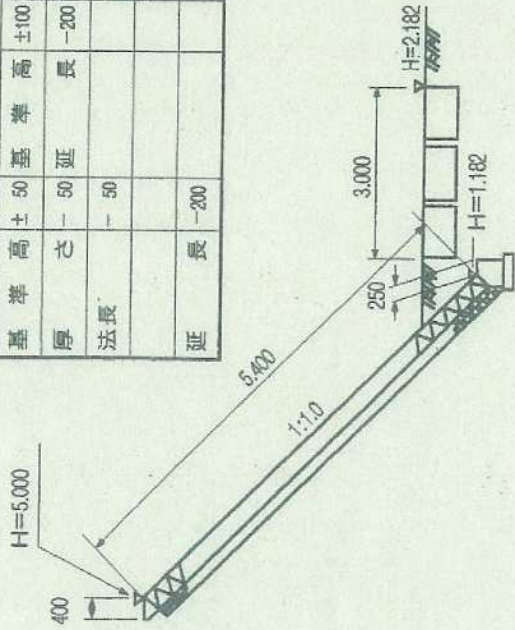
工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○ ○ ○ ○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘 要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	51	51	±50	+38	-41	-12.4	℄、右、左の3箇所
		幅		17	17	-100	+110	-20	+62.3	
		法長		34	34	-200	+160	-20	+90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	51	51	±40	+23	-31	-6.4	℄、右、左の3箇所
		厚さ		8	8	-45	+10	-5	+5.3	上下車線の2箇所
		幅		9	9	-50	+18	-14	+8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	設計値以上	+31	+13	+21	
		厚さ		8	8	設計値以上	+12	-6	+7	
		延長		1	1	-200	-	-	+130	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±30	+7	-9	+3	
		幅		8	8	-30	+4	-8	+2	
		高さ		8	8	-30	+11	-4	+8	
		延長		1	1	-200	-	-	+170	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	8	8	±50	+15	-6	+7	
		法長		8	8	-50	+17	+2	+10	
		厚さ(石積・張)		16	16	-50	+30	+10	+25	
		厚さ(裏込)		16	16	-50	+40	+20	+40	
		延長		1	1	-200	-	-	+160	

〇〇地区護岸工事出来型展開図

規格値 (mm)			
コンクリート張	根固ブロック		
基準高 ± 50	基準高 ± 100		
厚さ - 50	延長 - 200		
延長	- 50		
延長	- 200		

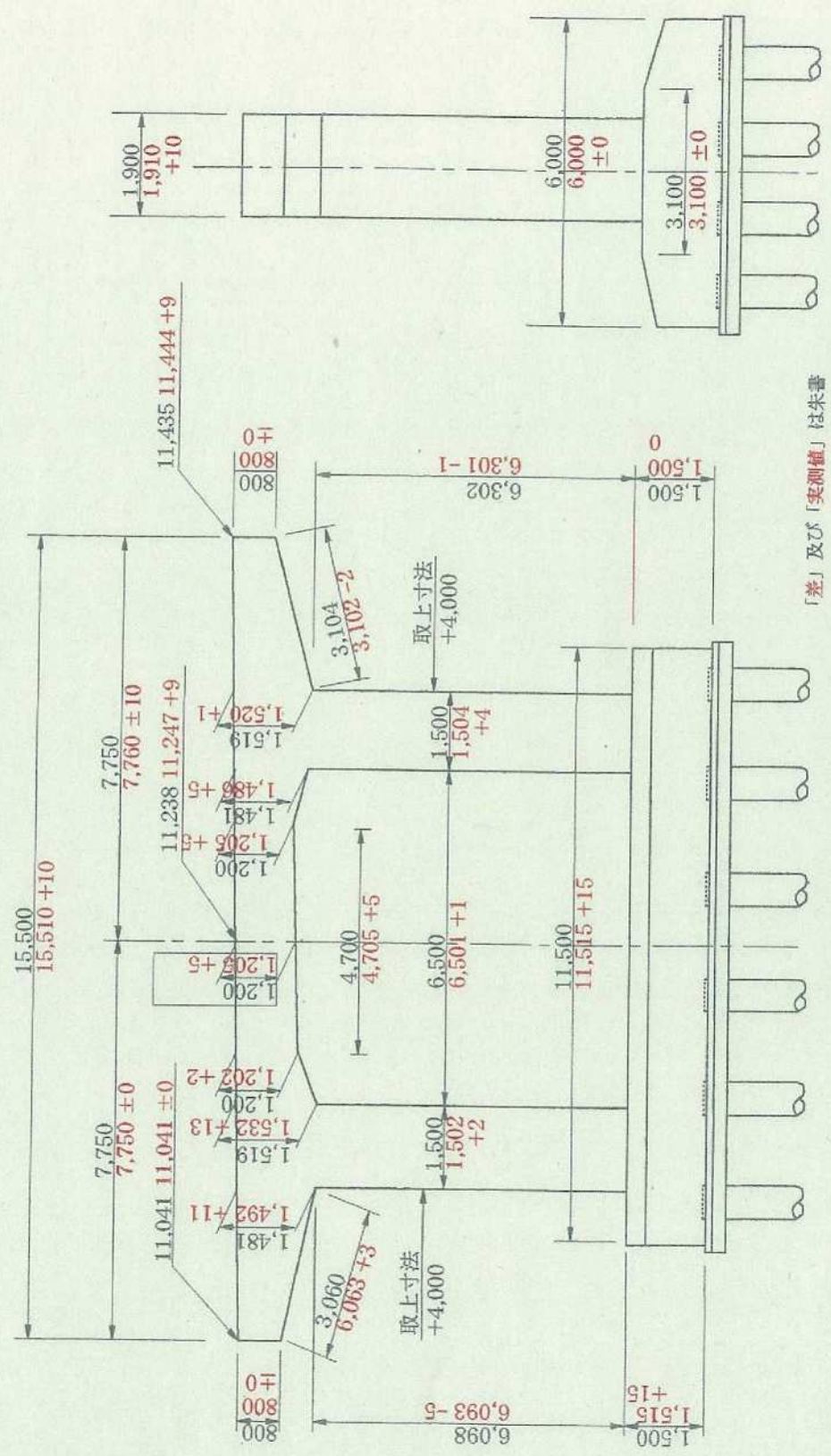




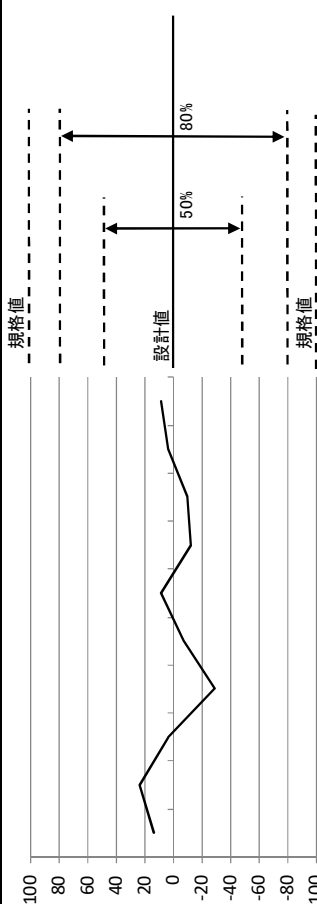
工事名○○橋下部工工事

P 1 橋 脚 出 来 形 図

規 格 値 (mm)		数 幅 (橋 軸 方 向)	
天 端	長	-50	高 さ
敷	長	-50	基 準
天端幅(橋軸方向)		-20	中 心 線 の ず れ



「差」及び「実測値」は朱書

出 来 形 管 理 図 表											
工 種 擁壁工											
種 別 コンクリートブロック積											
測定者											
略 図											
測 点											
設 計 値 と の 差	No. 1										
	No. 2										
	No. 3										
	No. 4										
	No. 5										
	No. 6										
	No. 7										
	No. 8										
	No. 9										
	No. 10										
											
測定項目	法 長 L		測定項目		法 長 L		測定項目		規格 値		
規格 値	-100 mm		規格 値		-100 mm		規格 値		規格 値		
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
平 均 値	5.106	5.107		No. 1	3.651	3.665	14				
最 大 値	5.112	5.083		No. 2	4.211	4.235	24				
最 小 値	4.769	4.773		No. 3	4.769	4.773	4				
最 多 値	4.769	4.773		No. 4	5.112	5.083	-29				
データ数				No. 5	5.161	5.154	-7				
標準偏差				No. 6	5.502	5.511	9				
				No. 7	5.567	5.555	-12				
				No. 8	5.632	5.622	-10				
				No. 9	5.697	5.701	4				
				No. 10	5.762	5.771	9				

※仮想の上限値を設定した場合の例

表	图	管理	形式	出来
表	图	管理	形式	出来

工 事 名 ○○地区改良工事

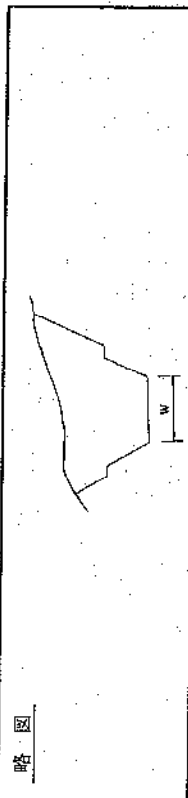
請負者○○建設

測定者 ○○○○

工種土工

種別	土
----	---

測定項目	幅
1. 幅	1. 幅
2. 幅	2. 幅
3. 幅	3. 幅
4. 幅	4. 幅
5. 幅	5. 幅
6. 幅	6. 幅
7. 幅	7. 幅
8. 幅	8. 幅
9. 幅	9. 幅
10. 幅	10. 幅
11. 幅	11. 幅
12. 幅	12. 幅
13. 幅	13. 幅
14. 幅	14. 幅
15. 幅	15. 幅
16. 幅	16. 幅
17. 幅	17. 幅
18. 幅	18. 幅
19. 幅	19. 幅
20. 幅	20. 幅
21. 幅	21. 幅
22. 幅	22. 幅
23. 幅	23. 幅
24. 幅	24. 幅
25. 幅	25. 幅
26. 幅	26. 幅
27. 幅	27. 幅
28. 幅	28. 幅
29. 幅	29. 幅
30. 幅	30. 幅
31. 幅	31. 幅
32. 幅	32. 幅
33. 幅	33. 幅
34. 幅	34. 幅
35. 幅	35. 幅
36. 幅	36. 幅
37. 幅	37. 幅
38. 幅	38. 幅
39. 幅	39. 幅
40. 幅	40. 幅
41. 幅	41. 幅
42. 幅	42. 幅
43. 幅	43. 幅
44. 幅	44. 幅
45. 幅	45. 幅
46. 幅	46. 幅
47. 幅	47. 幅
48. 幅	48. 幅
49. 幅	49. 幅
50. 幅	50. 幅
51. 幅	51. 幅
52. 幅	52. 幅
53. 幅	53. 幅
54. 幅	54. 幅
55. 幅	55. 幅
56. 幅	56. 幅
57. 幅	57. 幅
58. 幅	58. 幅
59. 幅	59. 幅
60. 幅	60. 幅
61. 幅	61. 幅
62. 幅	62. 幅
63. 幅	63. 幅
64. 幅	64. 幅
65. 幅	65. 幅
66. 幅	66. 幅
67. 幅	67. 幅
68. 幅	68. 幅
69. 幅	69. 幅
70. 幅	70. 幅
71. 幅	71. 幅
72. 幅	72. 幅
73. 幅	73. 幅
74. 幅	74. 幅
75. 幅	75. 幅
76. 幅	76. 幅
77. 幅	77. 幅
78. 幅	78. 幅
79. 幅	79. 幅
80. 幅	80. 幅
81. 幅	81. 幅
82. 幅	82. 幅
83. 幅	83. 幅
84. 幅	84. 幅
85. 幅	85. 幅
86. 幅	86. 幅
87. 幅	87. 幅
88. 幅	88. 幅
89. 幅	89. 幅
90. 幅	90. 幅
91. 幅	91. 幅
92. 幅	92. 幅
93. 幅	93. 幅
94. 幅	94. 幅
95. 幅	95. 幅
96. 幅	96. 幅
97. 幅	97. 幅
98. 幅	98. 幅
99. 幅	99. 幅
100. 幅	100. 幅

[illegible]

出来形管理図表

工事名 ○○橋下部工工事

請負者 ○○建設

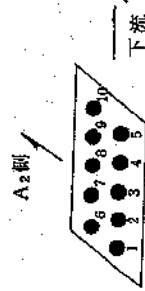
測定者 ○○〇〇

工種 橋梁下部工

種別 A: 橋台

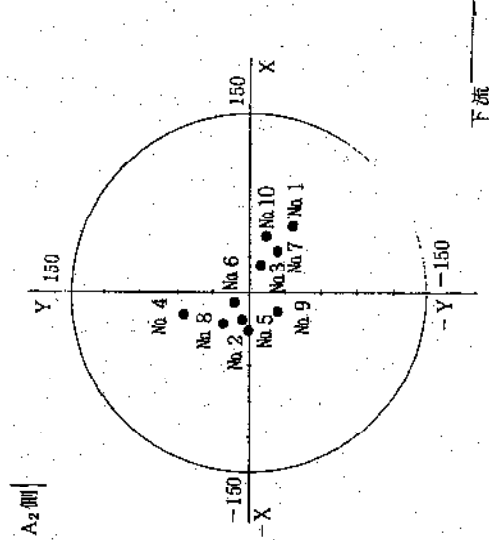
測定項目 基礎杭（偏心量、基準高）

略図



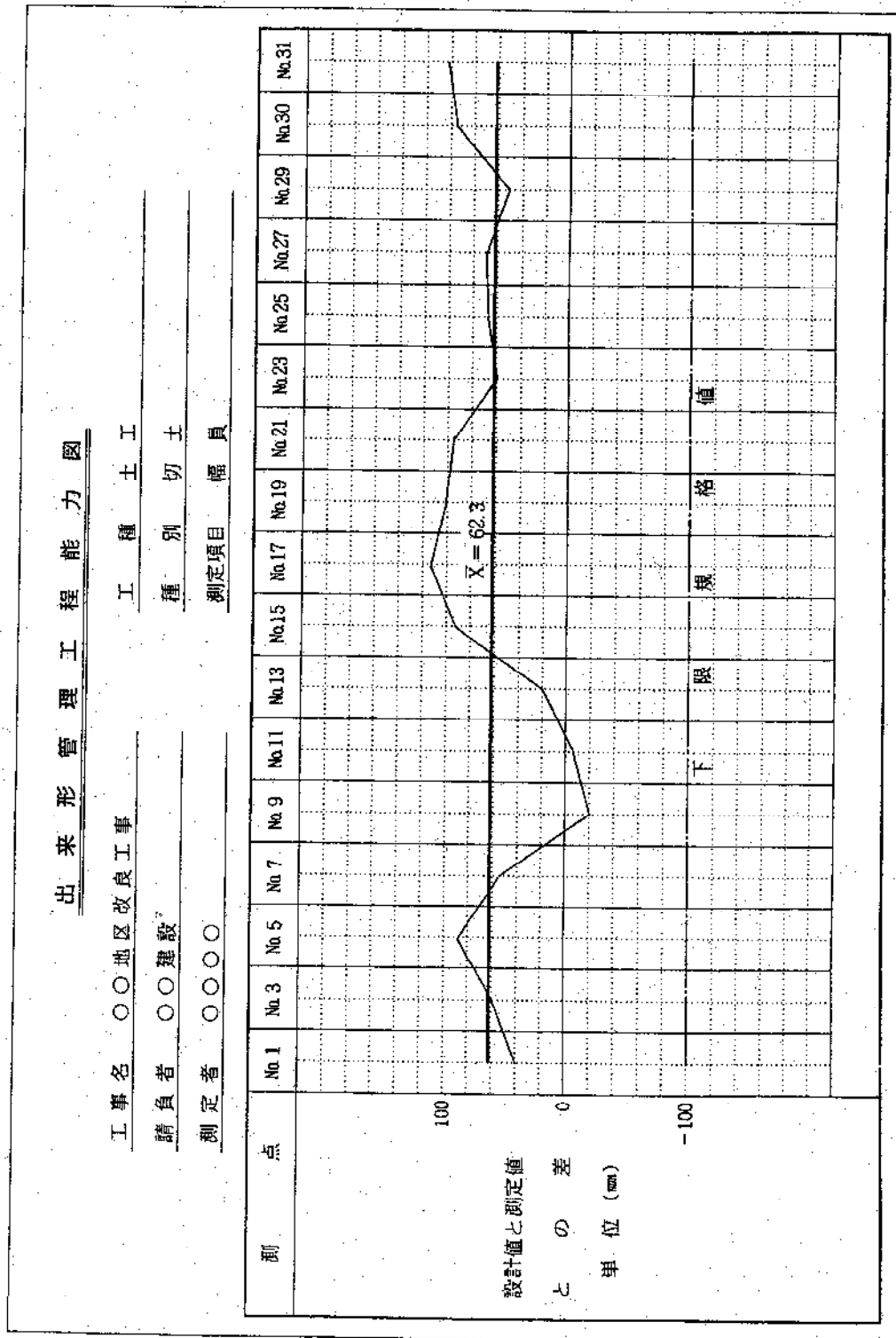
杭偏心図

単位 (mm)



下流

杭番号	偏心量			杭基準高	
	X	Y	I	設計値	実測値 差
No. 1	+90	-60	108	14.790	14.800 +10
2	-30	+10	32	"	14.783 -7
3	+40	-10	41	"	14.775 -15
4	-30	+90	95	"	14.793 +3
5	-50	0	50	"	14.813 +23
6	-10	+20	22	"	14.772 -18
7	+60	-30	67	"	14.760 -30
8	-40	+30	50	"	14.799 +9
9	-20	-40	45	"	14.823 +33
10	+80	-20	82	"	14.780 -10



出 来 形 管 理 図 表

工事名 ○○地区舗装工事

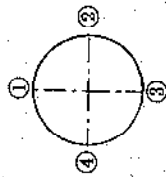
請負者 ○○建設

測定者 ○○○○

工 種 舗装工

種 別 表 層

測定項目 コア一厚さ



測 点	No.1 (左)	No.7 (中)	No.13 (右)	No.19 (左)	No.25 (中)	No.31 (右)	No.37 (左)	No.43 (中)	No.49 (右)	No.55 (左)	No.61 (中)	No.67 (右)	No.73 (左)
設 計 値	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
①	53	51	50	51	49	53	51	53	53	50	51	48	52
②	50	52	48	53	52	53	52	52	54	49	53	48	54
③	52	48	48	50	50	54	52	53	53	49	53	47	53
④	49	51	50	50	53	52	53	52	52	47	51	48	53
平 均 値	51	50	49	51	51	53	52	52	53	49	52	48	53
差	1	0	-1	1	1	3	2	2	3	-1	2	-2	3
設計値と実測値													
と の 差													
単 位 (mm)													
	下 限 規 格 値 (x)												
	下 限 規 格 値 (x)												

塗膜厚測定記録用紙

〇〇橋塗装工事

ロ ッ ト 番 号		(1)〔 A ₁ ～P ₁ 横桁 〕								
測 定 時 点		工事塗装後					目標塗装厚合計		130 μ m	
測 定 年 月		令和〇〇年〇〇月〇〇日					測 定 者		〇〇 〇〇〇	
測 定 位 置		測 定 値							$\bar{X} - X_i$	$(\bar{X} - X_i)^2$
		1	2	3	4	5	計	平均 $\bar{X}_i$		
1	CB-1 L W e b	155	160	150	145	150	760	152	- 2	4
2	〃	145	155	160	150	155	765	153	- 3	9
3	CB-4 L W e b	145	160	165	150	160	780	156	- 6	36
~~~~~										
23	CB-9 R W e b	150	145	160	135	160	750	150	0	0
24	〃	140	135	140	135	135	685	137	13	169
25	〃 U F 1 g	155	150	160	155	155	775	155	- 5	25
合 計								3750		1086
平均値 $\bar{X} = 1 / N \cdot \sum_{i=1}^N X_i = 3750 / 25 = 150 \mu m$						標準偏差 $S = ( 1 / N - 1 ) \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2 = 6.7 \mu m$				

## 8.3 写真管理

### 8.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

### 8.3.2 基準等

「写真管理基準」を参照のこと。

### 8.3.3 写真管理上での留意点

「写真管理基準」にある留意事項等のほか、特に留意すべき点は、下記のとおりである。

#### (1) 着手前及び完成写真

- ① 工事区間全体の状況が判るように撮影すること。ドローン等による空撮やパノラマ写真などを活用して全景を撮影する。
- ② 起終点位置や重要な中間点にはポール等を立てること。(丁張り設置後に撮影すると、計画も判然として効果的である。)
- ③ 着手前と完成写真は同一構図となるよう撮影する。

#### (2) 施工状況写真

- ① 各施工段階における施工機械等の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、規定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況写真を撮影するものであるが、その撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。
- ② 指定仮設物及び主要な仮設物並びに補修状況を撮影する。なお、火薬庫、電気設備については、当該施設周辺の地勢状況が判るように撮影する。
- ③ 工事現場においては設計図書と現地との不一致等の問題が種々発生するが、その対応策は設計変更の対象となる可能性も高いので、必要に応じて原因・状況・対策に即した撮影内容を監督員と協議して決定する。
- ④ できるだけ測点、周囲の地形・地物を背景に入れて、撮影目的物の位置を明瞭にするよう工夫する。また、やむをえず細部撮影をする場合は、位置が不明確になるため、遠・近の組写真となるよう工夫する。

#### (3) 使用材料写真

- ① 受注者が他から購入して使用する工事材料で、使用後において形状・寸法・数量が確認できないものについては現場搬入時に検収写真を撮影する。
- ② J I S マーク表示品については、規格及び J I S マーク等の表示を撮影するのみでよい。
- ③ 過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品については、材料の形状が分かる写真等を撮影するのみでよく、形状寸法の写真の撮影・提出は不要とする。

(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.40)

#### (4) 品質管理写真

品質管理の試験または測定を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

#### (5) 出来形管理写真

- ① 完成後測定可能な部分については、出来形管理状況がわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。なお、不可視部分や、完成後の工事で不可視部となる場合は省略できない。不可視部の定義は以下のとおりである。

- ・破壊しないと容易に確認または測定できない構造。(例：砕石基礎、コンクリート基礎、鉄筋、下層路盤等)
- ・工事途中の工種の終了時には明視できても、全工事完成後または次期発注工事で不可視となる構造。(例：高盛土が施工される小口径の管梁寸法、盛土等他工種の施工により不可視となる構造物の背面寸法、次期舗装工事が施工される場合の下層路盤施工幅寸法等)
- ・梯子等昇降器具または渡川器材等の仮設物を使用しないと容易に確認または測定できない構造(例：橋台、橋脚、擁壁、根固・水制工)
- ・その他構造等の特殊性により不可視となる部分の寸法。

(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.38)

- ②出来形写真にはその概ねの測定値が確認できる測定尺(箱尺、巻尺、リボンテープ、ノギス等)を使用する。リボンテープとスチールテープの併用や、測定値の接写は不要。  
なお、測定値がわかる写真の撮影は不要だが、測定結果は小黑板または写真の添え書きではっきり確認できるように記載しておく必要がある。

(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.37)

③不可視部

不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

- ④撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。

(6) 安全管理写真

標識等の設置状況及び交通誘導員等の配置状況写真は、万一事故が発生した場合は、原因調査資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置または配置状況が変わればその都度撮影を行っておく。また、必要に応じて夜間撮影も行っておく。

なお、安全管理写真(徐行や通行止めの看板等)の提出は不要とするが、監督員、検査員からの請求があった場合は提示するものとする。

(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.36)

(7) その他(公害、環境、補償等)

必要に応じて、事前調査写真を撮影しておく。

(8) 写真編集の不可

電子媒体に記録された工事写真(以下「デジタル写真」という。)については、写真編集等写真の信憑性を考慮し、いかなる編集(明るさの補正や回転等)も行ってはならない。

ただし、「工事のデジタル写真の小黑板情報電子化について」に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

(9) 仮設備写真

安全管理以外の看板(工事名等を記載した標示板等)、掲示物(施工体系図、建設業許可票等)、現場事務所の設置状況の写真撮影及び提出は不要とする。

(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.36)

(10) 施工写真(産業廃棄物の処理状況)

構造物撤去の写真管理は、マニフェストの数量を確認ができる全景写真並びに概ねの形状や寸法が確認できる状況写真を数枚撮影する。

産業廃棄物の処理に関する施工状況写真は、積込・積載状況の判る写真を撮影し、撮影頻度は、廃棄物の種類ごとに1サイクルとする。ただし、積載状況の判る写真は、過積載の有無を

確認できるよう、積載状況写真は積込み完了時の状況で撮影する。

なお、構造物取壊工の出来形管理は、数量算出のための寸法の測定とし、寸法写真の撮影・提出は不要。マニフェスト及び集計表で数量を管理する。

【撮影が必要な状況写真】

- ①積込み状況
- ②積載状況（積込完了時）
- ③産業廃棄物収集運搬車許可の表示が確認できる写真
- ④廃棄物の種類ごとに1サイクル撮影

（工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月1日改定） P.37）

(11) 品質・出来形確認写真

黒板の数量（設計値、実測値等）と施工管理図等の数量が確認できれば、写真帳の添え書きに設計値、実測値等の数値を記入する必要はない。

段階確認及び材料確認を臨場にて行う際に、併せて管理写真を撮影することができる。また、机上にて確認を行った場合、同じ写真を工事写真として再度提出する必要はない。

（工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月1日改定） P.43）

(12) 工事検査写真

工事検査写真の撮影及び提出は不要とする。

（工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月1日改定） P.42）

(13) 段階確認・立会写真

段階確認・立会写真は、段階確認書等に添付しているため、工事写真での提出は不要。

(14) その他

- 1) 出来形測定は、mm単位の測定が出来る測定尺（スチールテープ等）で行い、その結果を黒板に記載する。

出来形管理写真は、概ねの測定値が確認出来る測定尺を使った写真とする。

なお、概ねの測定値が写真で確認出来る測定尺とは、一般的には目盛りや数値が大きく示されている測定尺（リボンテープやクロスロッド等）である。但し、測定幅が狭い等、比較的近い距離から撮影でき、その写真において概ねの測定値が確認出来るのであれば、ノギス・巻尺・スチールテープ等も出来形管理写真として使用できる。

（測定・撮影例）

路盤工（幅）・・・測定：スチールテープ 写真：リボンテープ

現場打ち基礎工（幅・高さ）・・・ 測定：スチールテープ 写真：クロスロッド

- 3) 写真管理基準に基づき、必要事項（工事名、工種等、測点、設計寸法、実測寸法、略図）を記入した黒板を被写体とともに撮影する。黒板の文字が判別できない場合、黒板を入れることができない場合は、これらの必要事項を写真帳の添え書きに記載する。（詳細な実測寸法が黒板に記載されている数値または写真帳の添え書きで確認できるようにすること）



## 9. 段階確認等

### 9.1 材料確認書

#### 9.1.1 目的

土木工事共通仕様書第2編第1章第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む） 第1項には、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ**提出**しなければならない。

なお、JIS 規格品のうち JIS マーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等（以下、「JIS マーク表示品」という）については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」と規定されている。

また、第6項に「受注者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に**提出**し、監督員の確認を受けなければならない。」と規定されている。

共通仕様書及び監督員から検査（確認を含む）を指定された材料について作成する。

#### 9.1.2 実施要領

##### （1）指定材料の品質確認一覧表の運用について

「土木工事共通仕様書」の「指定材料の品質確認一覧」の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

##### （2）材料確認書の提出

- ① 施工計画打合せ時等で監督員と**協議**を行って、対象材料を決定しておく必要がある。
- ② 材料確認書により事前に監督員に願い出る。様式及び記入要領は別途作成例に示す。
- ③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。
- ④ 確認は搬入ごと、または使用前にまとめて行ってよい。
- ⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督員が記入する。
- ⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。

##### （3）材料確認の臨場確認

監督員は材料確認書により臨場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。

##### （4）材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を**提出**し、机上確認を受けることができる。

##### （5）写真管理

- ① 材料は、該当材料が判断できる写真とする。
- ② 材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。
- ③ 黒板には材料確認書に記入した材料名、品質規格、数量を記入して撮影する。

##### （6）その他

材料確認書は、原則として確認実施日ごとに**提出**するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）確認実施日があれば併記してもよい。

9.1.3 指定材料の品質確認一覧

指定材料の品質確認一覧

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメント コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	アスファルト混合物取扱要領により配合設計の承認を受けた混合物を除く
	場所打ぐい用 レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	



## 9.2 段階確認・立会事項

### 9.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約約款」に下記のとおり規定されている。

土木工事共通仕様書第3編 1-1-4 監督員による**確認**及び**立会**等 第1項から第7項には以下のよう規定されている。

- 1 受注者は設計図書に従って、監督員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- 2 監督員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、監督員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
- 4 監督員による**確認**及び**立会**の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。
- 5 受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の**立会**を受け、材料確認を受けた場合にあっては、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
  - (1) 受注者は、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
  - (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について**通知**があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
  - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督員へ**提出**しなければならない。
  - (4) 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督員に施工管理記録、写真等を**提出**し**確認**を受けなければならない。

また、立会については「工事請負契約約款」に下記のとおり規定されている。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
  - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、

監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

### 9.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認（遠隔臨場を含む）と机上確認があり、その取扱いも異なるので留意する。確認または立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響を来たすので確認・立会い計画を作成し計画的に願ひ出るよう留意する。

#### （1）定義

##### 1）立 会

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第35項に、「**立会**とは、**契約図書**に示された項目について、監督員が臨場によりその内容について**契約図書**との整合を確かめることをいう。」と定義されている。

##### 2）段 階 確 認

土木工事共通仕様書第1編 1-1-2 用語の定義 第36項に、「**段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。」と定義されている。

### 9.2.3 実施要領（段階確認）

#### （1）段階確認一覧表の運用について

別添「土木工事共通仕様書」に示す工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認の予定時期）を監督員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督員が定めるものとする。

#### （2）段階確認の報告

段階確認書により事前に監督員に**報告**する。様式及び記入要領は別途に示す。

#### （3）段階確認の臨場確認

- 1 監督員は段階確認書により段階確認予定を受注者に**通知**し、臨場時は、受注者から提示された資料（出来形、品質管理資料等）に基づき該当箇所の確認項目の**確認**を行う。

段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入すること。）

※受注者は必ず監督員が実測値等を記入できる管理資料（出来形、品質管理資料等）を臨場時に準備すること。

2) 受注者は、監督員が実測値等を記入した管理資料を段階確認書に添付し提出する。

(4) 段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し机上確認を受けることができる。

(5) 段階確認の遠隔臨場

1) 受注者は、工事契約後に監督員と協議の上、実施の可否を決定するものとする。

2) 実施に当たっては、「建設現場における遠隔臨場の実施要領」及び「建設現場における遠隔臨場の実施に関する取扱い」に基づき行う。

(6) 写真管理

1) 段階確認（臨場確認）の写真の撮影・提出は不要。ただし、監督員が机上で段階確認を行う場合は、監督員が机上で確認できる写真の撮影・提出が必要となる。

2) 監督補助員が臨場した場合や遠隔臨場で確認した場合も、監督員が臨場で確認した場合と同様に取り扱う。

(工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月1日改定） P. 17)

(7) その他

1) 段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期ごとに提出するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）複数の確認時期があれば併記してもよい。

2) 段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日ごとに実施日、確認者印を記入する。尚、監督補助員が臨場した場合も同様に、臨場者印を記入するものとする。

#### 9.2.4 実施要領（現地調査・立会）

(1) 現地調査・立会の依頼

現地調査・立会書により監督員に願い出る。確認・立会書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。様式は別途示す。

(2) 立会の実施

監督員は依頼により臨場し、施工等の**立会**を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督員が指示する工事施工の**立会**等である。

(3) 写真管理

監督員が現地調査・立会を行っている写真の撮影・提出は不要。

また、遠隔臨場を実施し、確認するのに十分な情報を得ることができた場合は、臨場による立会と同じ取扱いとする。

(工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月1日改定） P. 17)

## 9.2.5 段階確認一覧

## 段 階 確 認 一 覧

一般:一般監督  
重点:重点監督

1/3

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般:1回 / 1工事 重点:1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般:1回 / 1工事 重点:1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般:1回 / 1工事 重点:1回 / 100m
パーチカルドレン工	サンドドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回 / 200本 重点:1回 / 100本
	袋詰式サンドドレン ペーパードレン	施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回 / 200本 重点:1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回 / 200本 重点:1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般:1回 / 200本 重点:1回 / 100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般:1回 / 200本 重点:1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回 / 200本 重点:1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回 / 20本 重点:1回 / 10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回 / 150枚 重点:1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ 溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回 / 75本 重点:1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般:1回 / 10本 重点:1回 / 5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般:1回 / 10本 重点:1回 / 5本
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回 / 10本 重点:1回 / 5本

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回 / 3本 重点：全数
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄脊据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1構造物
		本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン)	支持層	
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回 / 1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
	基礎工、 根固工	設置完了後	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を 含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場 本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回 / 1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1構造物

種 別	細 別	確 認 時 期	監督職員 確認項目	監督職員 確認の程度
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般: 30%程度/1構造物 重点: 60%程度/1構造物
鋼 橋		仮組立完了時(仮組立 が省略となる場合を除く)	キャンバー、寸法等	一般: — 重点: 1回 / 1構造物
ホステンション(T)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレキャスト桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般: 5%程度/総ケーブル数 重点: 10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般: 10%程度/総ケーブル数 重点: 20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了 時(工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般: 30%程度/1構造物 重点: 60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打込本数及び 長さ	1回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般: 1回/構造の変化毎 重点: 3打設毎又は1回 / 構造の変化毎の頻 度の多い方 ※重点監督: 地山等級が D,Eのもの 一般監督: 重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回 / 200m以上臨場に より確認
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回 / 構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注) ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

・一般監督: 重点監督以外の工事

・重点監督: 下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、ロ 施工条件が厳しい工事、ハ 第三者に対する影響のある工事、

ニ その他

9.2.6 段階確認書作成例

様式－5

<span>段</span><span>階</span><span>確</span><span>認</span><span>書</span>     <span>施</span><span>工</span><span>予</span><span>定</span><span>表</span>							
年月日：							
下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。							
工事名      <span>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</span> <span>受注者名：</span>   <span>〇〇工事</span>		現場代理人名等：      印					
種	別	細	別	確認時期	施工予定時期	記	事

年月日：				
通 知 書				
下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。				
総括監督員名：				
確 認 種 別	確 認 細 別	確認項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日：				
確 認 書				
上記について、段階確認を実施し確認した。				
総括監督員名：     印				

## 9.2.7 現地調査・立会書作成例

様式－6

## 現地調査・立会書

総括 監督員	主任 監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

現地調査 ・ 立会事項

○○○○○○○○○○○○○○○  
工事名 ○○○○工事

年月日：_____

下記について 現地調査 ・ 立 会 を願いたい。

記

工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時		時

確 認 立 会 員		
実 施 日 時		時
記 事		



## 10. 材料関係

### 10.1 レディーミクストコンクリート

#### 10.1.1 製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料

土木工事共通仕様書の第1編 3-3-2（工場の選定）における「製造会社の材料試験結果」及び「配合の決定に関する確認資料」は、下記のものとする。

（1）材料試験結果

セメント、骨材、練り混ぜ水、混和材の試験成績表

（2）配合決定確認資料

配合計画書、配合計算書

ただし、コンクリート品質管理監査会議の監査に合格した工場のコンクリートを使用する場合には、「品質管理監査合格証の写し」と「レディーミクストコンクリート配合計画書」のみの提出とすることができる。

土工工事施工管理の統一事項

レディーミクストコンクリート配合計画書										No. _____	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日											
製造会社・工事名											
配合計画者名											
工 事 名 称											
所 在 地											
納 入 予 定 時 期											
本配合の適用期間 ^{a)}											
コンクリートの打込み箇所											
配 合 の 設 計 条 件											
呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランプ又はスランプフロー cm		粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類による記号					
セメントの種類		呼び方欄に記載	空気量		%						
骨材の種類		使用材料欄に記載	軽量コンクリートの単位容積質量		kg/m ³						
粗骨材の最大寸法		呼び方欄に記載	コンクリートの温度		最高・最低 ℃						
アルカリシリカ反応抑制対策の方法 ^{b)}			水セメント比の目標値の上限		%						
骨材のアルカリシリカ反応性による区分		使用材料欄に記載	単位水量の目標値の上限		kg/m ³						
水の区分		使用材料欄に記載	単位セメント量の目標値の下限又は目標値の上限		kg/m ³						
混和材料の種類及び使用量		使用材料及び配合表欄に記載	流動化後のスランプ増大量		cm						
塩化物含有量		kg/m ³ 以下									
呼び強度を保証する材齢		日									
使 用 材 料 ^{c)}											
セメント	生産者名			密度 g/cm ³		Na ₂ Oeq ^{d)} %					
混和材	製品名		種類	密度 g/cm ³		Na ₂ Oeq ^{e)} %					
骨材	No.	種類	産地又は品名	アルカリシリカ反応性による区分 ^{f)}	粒の大きさの範囲 ^{g)}	粗粒率又は実積率 ^{b)}	密度 g/cm ³		微粒分量の範囲 ⁱ⁾		
				区分	試験方法		絶対乾	表乾			
細骨材	①										
	②										
	③										
粗骨材	①										
	②										
	③										
混和剤①	製品名				種類			Na ₂ Oeq ^{j)} %			
混和剤②											
細骨材の塩化物物量 ^{k)}		%		水の区分 ^{l)}		目標スラッジ固形分立 ^{m)}		%			
回収骨材の使用状況 ⁿ⁾		細骨材		粗骨材							
配 合 表 ^{o)} kg/m ³											
セメント	混和材	水	細骨材①	細骨材②	細骨材③	粗骨材①	粗骨材②	粗骨材③	混和剤① ^{p)}	混和剤②	
水セメント比		%		水結合材比 ^{q)}		%		細骨材率		%	
備 考											

### 10.1.2 レディーミクストコンクリート品質証明書

品質管理基準において、セメントコンクリート施工時の品質管理試験で規定される「塩化物総量規制」、「スランプ試験」、「コンクリート圧縮強度試験」、「空気量測定」及び「コンクリート曲強度試験」の省略規定における、コンクリート工場（J I Sマーク表示認証工場）の品質証明書の様式は、別紙のとおり。

（品質管理基準 「塩化物総量規制」等の摘要欄記載内容）

- ・小規模工種で1工種あたりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。

小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）

骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。

用心鉄筋等、セパレータを有さない無筋構造物の場合は省略できる。

別紙

## レディーミクストコンクリート品質証明書

施工者				工事名			
製品の呼び方	-	-	-	JISの区分	01普通コンクリート・舗装コンクリート、02軽量コンクリート、03高強度コンクリート		

### 1. 設計規格

呼び強度 $S_L$		標準偏差 $\sigma$	$N/mm^2$	配合強度 $m^{(1)}$	$N/mm^2$
ASR抑制対策	A・B (Bの場合の抑制対策: )				
塩化物含有量	$kg/m^3$ 以下	工場規格値	$kg/m^3$ 以下		
その他	単位水量の上限値: $kg/m^3$ 以下、				

注⁽¹⁾ 配合強度は、JIS A 5308 4.1 a)の2式のうち、安全側を採用している。

### 2. 配合

粗骨材最大寸法MS (mm)	スランプト比 W/C (%)	水セメント比 W/C (%)	空気量 Air (%)	細骨材率 s/a (%)	水 W ( $kg/m^3$ )	セメント C ( $kg/m^3$ )	細骨材 S ( $kg/m^3$ )	粗骨材 G ( $kg/m^3$ )	混和剤 AD ( $kg/m^3$ )
±			±						

注^(*) 土木では示方配合、建築では計画配合という。

### 3. 製品検査結果

検査項目	1回目 試験値 $x_1$	2回目 試験値 $x_2$	3回目 試験値 $x_3$	3回の 平均値 $\bar{x}$	規格値及び許容差
採取年月日				-	-
強度( $N/mm^2$ ) ⁽³⁾					$x_1: 0.85S_L$ 以上、 $\bar{x}: S_L$ 以上
スランプト比 ⁽⁴⁾				-	±2.5
空気量 ⁽⁴⁾				-	±1.5
塩化物含有量( $kg/m^3$ ) ⁽⁴⁾				-	0.3以下

合否判定

注⁽³⁾ 強度は、直近における検査データの少ない場合は1回で判定し、ロット判定ができる検査データがある場合は、3回の平均値で判定する。

注⁽⁴⁾ スランプト比、空気量、塩化物含有量の判定は、直近における1回の試験値で判定する。

### 4. 管理実績⁽⁵⁾

検査項目	n	$\bar{x}$	$\sigma$	期間・その他
強度( $N/mm^2$ ) ⁽⁶⁾				( ~ )
スランプト比 ⁽⁷⁾				( ~ )
空気量 ⁽⁷⁾				( ~ )
塩化物含有量( $kg/m^3$ ) ⁽⁷⁾				( ~ )

注⁽⁵⁾  $n=20\sim25$ 程度のX-Rs管理図、推移図又はヒストグラム等のデータ量で集計する。なお、データが少ない場合は3か月程度でまとめる。以下、注⁽⁶⁾及び注⁽⁷⁾も同様に集計したもの。(以下、n:総数、 $\bar{x}$ :平均、 $\sigma$ :標準偏差)

注⁽⁶⁾ 強度検査のヒストグラム又は複数のロット判定の管理記録を集計したもの。

注⁽⁷⁾ スランプト比、空気量、塩化物含有量の推移図又はヒストグラムなどの管理記録を集計したもの。

備考:

JIS A 5308 認定番号

会社名及び工場名

住所

報告年月日 (平成 年 月 日)

印

## 10.2 セメントコンクリート製品の使用の取扱い

### 10.2.1 セメントコンクリート製品使用の取扱要領

#### セメントコンクリート製品使用の取扱要領

平成16年3月15日  
環境森林部自然環境課  
農政水産部農村計画課  
県土整備部技術企画課

#### 1 適 用

この要領は、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部所管の建設工事において、セメントコンクリート製品を使用する際に適用し、土木工事共通仕様書の「第2編材料編」第1章第2節「工事材料の品質及び検査（確認を含む）」に関する取り扱いを定めたものである。

#### 2 工場検査立会

県は、宮崎県土木コンクリートブロック協会及び宮崎県コンクリート製品協同組合（以下、「協会等」という。）から要請があった場合は、工事に使用されるセメントコンクリート製品の品質確保を図るため、協会等が定期的実施する工場検査に立会するものとする。

##### （1）工場検査

工場検査は、協会等が定める工場検査実施要領等に基づき実施するものとする。

なお、協会等は、工場検査実施要領等を変更した場合は、技術企画課長に報告しなければならない。

##### （2）工場検査立会書の交付

立会者は、上記工場検査に立会した場合には、協会等に工場検査立会書（別添1）を交付するものとする。

#### 3 「監督員に提出する資料」及び「監督員の確認」について

工事に使用する材料のうち、セメントコンクリート製品を使用する場合に、「監督員に提出する資料」及び「監督員の確認」については、次のとおり取り扱うものとする。

##### （1）監督員に提出する資料

受注者は、別添2の「提出資料一覧表」の製品区分により該当資料を監督員に提出するものとする。

##### （2）監督員の確認

土木工事共通仕様書「第2編材料編」第1章第2節第6項に記載されるJISマーク表示品以外のセメントコンクリート製品に関する「監督員の確認」とは、上記（1）の提出資料の確認及び材料確認願を受けて行う外観及び寸法等の確認である。

##### （3）現場に不良品が搬入された場合の取扱い

執行機関の長は、現場に搬入された製品に有害なひび割れ等損傷が認められ、受注者に製品の使用が不適当であると指示した場合は、当該建設工事を所管する各部の関係主幹課長（環境森林部にあっては自然環境課長、農政水産部にあっては農村計画課長、県土整備部にあっては技術企画課長）に速やかに報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(別添 1)

## 工場検査立会書

〇〇協会 殿

工場検査実施者	所属 〇〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇
工場検査対象先	〇〇工場
所在地	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇
工場検査日	令和〇年〇〇月〇〇日

貴殿が実施した上記工場検査に立会しました。

(立会者) 所属 〇〇〇〇  
氏名 〇〇 〇〇 (手書きサイン、印鑑不要)

※本書は、セメントコンクリート製品使用の取扱要領に基づき、工事に使用されるセメントコンクリート製品の品質確保を図るため、宮崎県土木コンクリートブロック協会及び宮崎県コンクリート製品協同組合が定期的実施する工場検査に宮崎県が立会したことを証明するものであり、現場に搬入する製品の品質を保証するものではありません。

※本書は、宮崎県発注工事に提出することを目的として作成しており、目的以外の使用はできません。

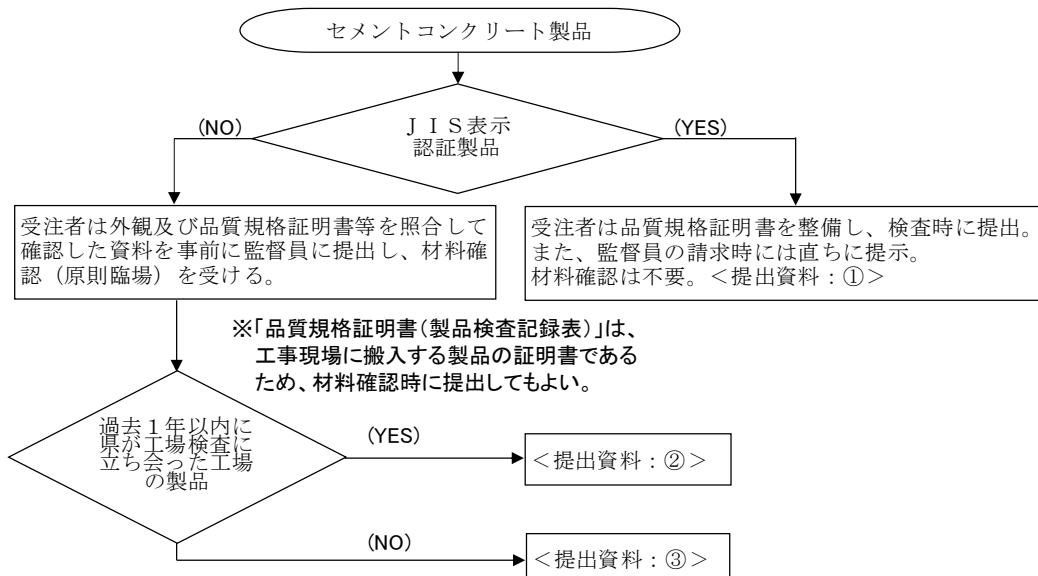
(別添2) 提出資料一覧表

提出資料	製品区分	JIS表示認証製品	JIS表示認証製品以外	
			過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品	左記以外の製品
		①	②(※5)	③
品質規格証明書(製品検査記録表)		○	○	○
協会等が発行する工場検査合格証			○(※6)	—
工場検査立会書			○(※3) (※6)	—
公的機関における過去6ヶ月以内の圧縮強度の試験成績表(※1)			提示(※4)	○(※7)
工場の品質管理体制の資料(※2)				○
過去6ヶ月以内の材料試験成績表	コンクリート示方配合表及び配合設計書(※5)			○(※7)
	材料試験成績書(セメント、骨材、混和材、鉄筋)(※5)			○(※7)
	アルカリシリカ反応試験成績表(※5)			○(※7)

- ※1 「公的機関」とは、国公立及び財団法人の試験機関、又は生コンクリート工業組合の共同試験場とする。ただし、監督員立会による工場での試験を行った場合はこれに替えることができる。
- ※2 「品質管理体制の資料」とは、品質管理規定、IQC資格証等の写しとする。
- ※3 県に協会等の工場検査への立会要請がなく、本書がない場合は③の取扱いとなる。
- ※4 当該資料は、各工場で保管するものとするが、材料確認時に製品の品質に疑義が生じた場合には、監督員は受注者に対し提示を求める。
- ※5 製品区分に「過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品」、提出資料に「公的機関における過去6ヶ月以内の圧縮強度の試験成績表」等とあるが、これらの期間の表現は、「過去1年」又は「過去6ヶ月」より以前に製造された製品の使用を妨げるものではなく、製品の使用は可能である。
- ※6 「過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品」を使用する際に提出する「協会等が発行する工場検査合格証」及び「工場検査立会書」は工場から出荷される時点での最新のものを提出する。
- ※7 「公的機関における過去6ヶ月以内の圧縮強度の試験成績表」及び「過去6ヶ月以内の材料試験成績表」は、品質規格証明書(製品検査記録表)のロット期間の最終日を基準日とし、基準日より過去6ヶ月以内の試験成績表とする。

【例】 ロット期間: H28.5.17～H28.9.30  
基準日: H28.9.30 } H28.9.30より過去6ヶ月以内の試験成績表を提出

<参考> セメントコンクリート製品使用の取扱フロー図



### 10.2.2 セメントコンクリート製品使用の留意事項

過去1年以内に県が工場検査に立ち会った工場の製品を使用する場合において、1年以上前に製造した製品を使用する場合の提出書類は、品質規格証明書（製品検査記録表）は検査ロット期間とセメントコンクリート製品の製造期間が同一のもの、協会等が発行する工場検査合格証と工場検査立会書は過去1年以内のものとする。セメントコンクリート製品は使用期限を定めておらず、過去に製造されたものも使用可能であり、工事材料使用願の有効期限等への記入も不要である。

### 10.3 アスファルト混合物の取扱い

アスファルト混合物については、舗装関係各種基準書や土木工事共通仕様書の他、アスファルト混合物取扱要領に基づくものとする。

配合設計については、混合物の種類ごとに空隙率や飽和度、安定度等の基準値を考慮したアスファルト量を設定する必要がある。また、舗装計画交通量に応じた供試体の突固め回数を選定する等、マーシャル安定度試験基準値に適合させる必要がある。アスファルト量や骨材の違いは、耐流動性や耐摩耗性に影響を与えるため、最適なアスファルト量と骨材配合を設定することが重要である。

再生加熱アスファルト混合物の配合設計については、設計針入度の調整を行う方法や設計圧裂係数を調整する方法があり、適切な配合設計を行うことが必要である。

## 1 1. 安全管理

### 11.1 安全教育訓練等

#### 11.1.1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和 47 年労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確率、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害を含めた労働災害防止に努めなければならない。

#### 11.1.2 安全管理上の留意点

##### 11.1.2.1 安全管理計画

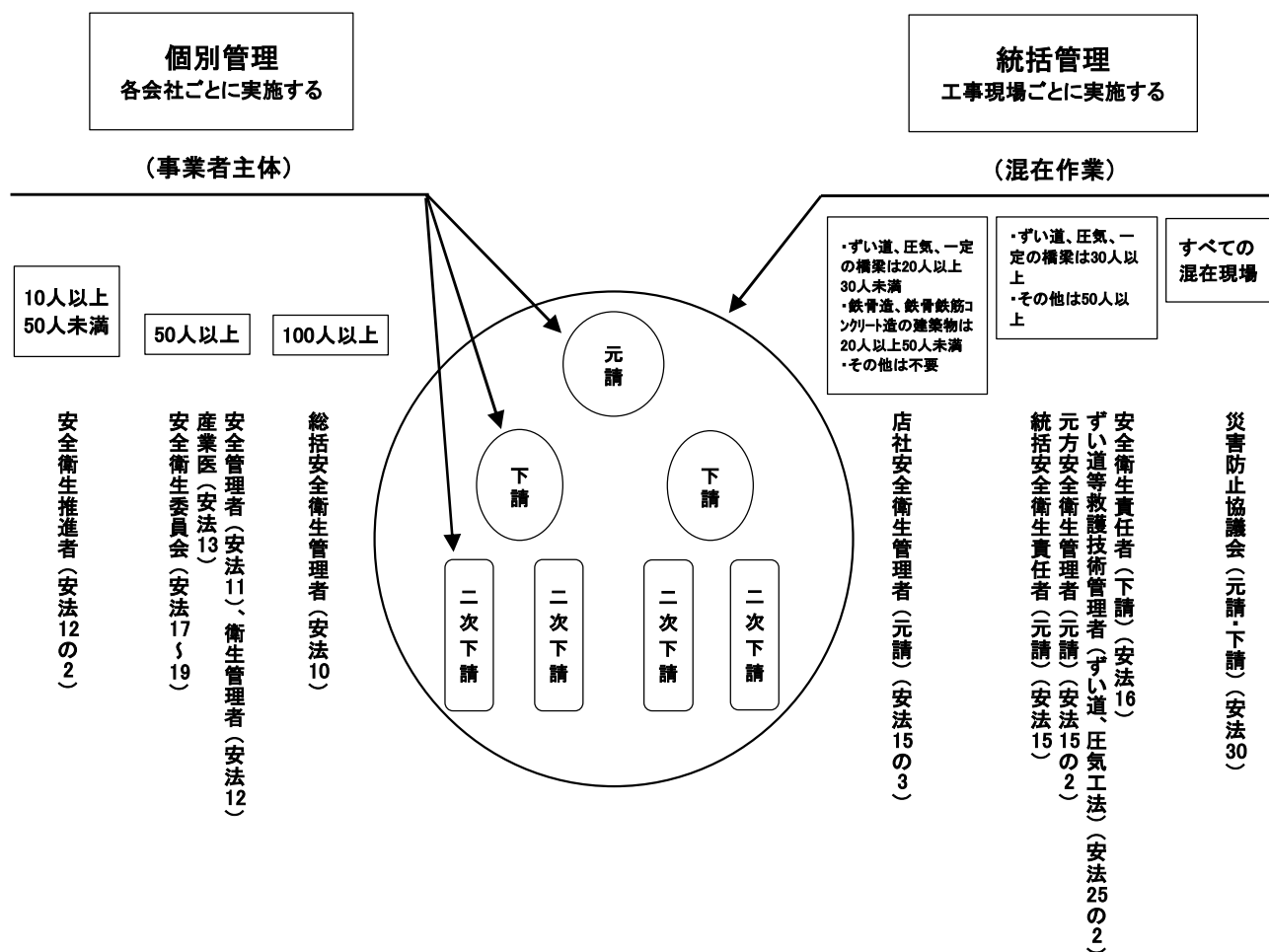
具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- （１）安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- （２）安全、衛生教育方針
- （３）安全教育訓練
- （４）仮設備工事の安全対策
- （５）工事作業の安全対策
- （６）工事車両の安全対策
- （７）通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

##### 11.1.2.2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、その管理組織は異なってくるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

## 安全衛生管理体制



※ 個別管理とは、会社ごとに実施するものであり、各会社の労働者数に応じて管理者等を設置する。各会社の労働者がそれぞれ異なる工事現場に従事する場合は、各会社に設置した管理者等が各現場の労働者の管理等を行う。表記の人数は、各会社に所属するすべての労働者数を示す。

※ 統括管理とは、工事現場ごとに実施するものであり、作業内容及び元請・下請を合わせた労働者数に応じて管理者等を設置する。各管理者等の後の(元請・下請)は、各管理者等を設置する請負者を示す。表記の人数は、同一場所の元請・下請を合わせた常時の労働者数を示す。

※ 混在作業とは、指揮命令系統の異なる労働者が安全上関連して混在的に行われる各作業のことで、「一の場合」に異なる事業者の労働者がそれぞれの事業者の指揮系統で同時に行う作業状態のことをいう。(労働基準局長通達(昭和47.9.18基発第602号))

※ 各管理者等の後の(安法)は、労働安全衛生法の条数を示す。

※ 詳細は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

### 11.1.2.3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時の教育(作業内容の変更も含む)危険または有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

#### 11.1.2.4 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月あたり半日以上時間を割当てて安全・訓練等を実施する。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

#### 11.1.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見やすい所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

#### 11.1.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注者の社内における現場巡回、または隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

#### 11.1.2.7 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。

また、安全衛生教育及び安全訓練等の主任監督員への報告にあつては、作業手順書を添付すること。

#### 11.1.2.8 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1) 巡視時間
- (2) 点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- (3) 指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

#### 11.1.2.9 「4月から5月上旬の連休中」及び「年末年始」における工事の安全管理の徹底

「4月下旬から5月上旬の連休中」及び「年末年始」は、長期の休日となることや県内外からの観光客の増加など、通常とは周囲の状況が異なり、より一層の留意をする必要があることから、このような現場状況に十分配慮した安全管理を行うとともに、下記事項について監督員に報告する。

また、万が一事故や災害が発生した場合は、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、関係者への報告などを適切に行う。

- (1) 連休中における、当現場に関する下記事項に関する計画書の提出
  - ①緊急時連絡網（関係者の氏名及び連絡先を記載）
  - ②現場巡視計画（巡視者の氏名及び連絡先を記載）
  - ③現場安全対策（交通安全対策や封鎖の必要がある場合の仮設物等の図面及び写真等）
  - ④その他安全管理に関すること

(2) 上記事項に関する実施結果の報告（異常なしの場合は提示で可）

- ① 現場巡視の結果
- ② 安全対策の図面及び実施状況写真（写真は、夜間の状況や周囲の状況がわかるようなもの）
- ③ その他安全管理に関して実施した事項

#### 11.1.2.10 その他

「安全教育訓練実施資料」は、監督員、検査員から求められた場合に提示できる体制とし、提出は不要とする。  
(工事書類簡素化ガイドライン(令和3年8月1日改定) P.32)

### 11.2 事故報告

#### 11.2.1 事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に**連絡**し、速やかに概要を書面で**報告**する。なお通報内容は以下の通りである。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等）
- (4) 事故の概況
- (5) 関係機関との対応内容報告

#### 11.2.2 事故報告書

土木工事共通仕様書第1編 1-1-35 事故報告書 に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に**連絡**（事故速報）するとともに、指示する期日までに、工事事故報告書または、労働者死傷病報告書を提出しなければならない。また、建設工事事故データベースシステム（SAS）の登録対象となる工事事故の場合、本システムに、工事事故に関する情報を登録する。」と規定されている。

#### 11.2.3 事故報告文書等の徴求

発注機関（県発注工事等以外の場合、事故発生場所を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁。以下同じ。）は、有資格業者が工事事故を生じさせたことを知ったときは、次の区分に応じて、事故報告文書又は労働者死傷病報告書を徴求するものとする。

ア 工事等関係者（工事等を請け負った者及び直接又は間接の使用人をいう。以下同じ。）に死亡者若しくは全治30日以上を負傷者があるとき、公衆に死亡者若しくは3名以上の負傷者があるとき、又は第三者に対する物的損害額が100万円を超えるとき

事故の概要、見取図、被災者の診断書、労働者死傷病報告書（労働基準監督署への報告書）、損害額見積書（物損事故の場合）、再発防止策等が添付された事故報告文書

イ 工事等関係者に全治4日以上30日未満の負傷者があるとき  
労働者死傷病報告書

#### 11.2.4 建設工事事故データベースシステム（SAS）

本システム（<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>）は、インターネット上で事故情報を入力・登録するもので、現在、全国の公共工事で発生した事故データを蓄積し、再発防止対策の検討資料とするものである。

## 12. 再生資源

### 12.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）

「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、工事着手時（施工計画書に添付）及び完成時に監督員に提出する。

作成にあたっては、建設副産物情報センター（<http://www.recycle.jacic.or.jp/>）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督員に**提出**、工事完了後には実施書を監督員に**提出**する。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-21（建設副産物）第4，6，10，11項には以下のように規定されている。

4. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に、その写しを添付して監督員に**提出**しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に、その写しを添付して監督員に**提出**しなければならない。
10. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「**再生資源利用実施書**」及び「**再生資源利用促進実施書**」を監督員に提出しなければならない。
11. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「**再生資源利用計画書（実施書）**」及び「**再生資源利用促進計画書（実施書）**」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。なお、建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成、提出するものとする。

### 12.2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処理責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬または処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理表（マニフェスト）を発行することとされている。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-21 建設副産物 第2項には以下のように規定されている。

2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に**提示**しなければならない。



## 13. i-Construction の推進

### 13.1 i-Construction の概要

i-Construction とは建設現場における一人ひとりの生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安定した休暇の取得や安全な建設現場を実現することを目指す取組であり、「ICTの全面的な活用」「規格の標準化」「施工時期の標準化」をトップランナー施策としている。

### 13.2 具体的な取組及び適用される基準等について

#### (1) ICT活用工事実施要領

ICT技術の活用に当たり適用される「ICT活用工事実施要領」については、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設工事におけるICT活用工事の実施について）

（[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)）に掲載されている。

#### (2) ICT技術の基準類

ICT技術の活用に当たり適用される基準類については、国土交通省ホームページの「政策・仕事」→「技術調査」→「建設施工・建設機械」→「ICTの全面的な活用」→「要領関係等（ICTの全面的な活用）」

（[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)）に掲載されている。



## 14. 提出書類

### 14.1 提出書類様式

工事関係書類の標準様式については、宮崎県の標準様式を使用する。ダウンロード先は、宮崎県ホームページの「トップ」→「しごと・産業」→「公共事業・建築・土木」→「技術基準」→「建設技術情報（土木工事共通仕様書等）」

(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shigoto/kokyojigyo/joho.html>)  
の様式を使用する。

なお、その他の帳票様式は、宮崎県ホームページの「トップ」→「県政情報」→「入札・調達・売却」→「入札情報」→「工事契約関係情報」→「宮崎県工事請負契約約款関係ダウンロード」

(<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kanri/kense/chotatsu/yakkan.html>)  
の中からダウンロードする。

### 14.2 工事書類簡素化

工事書類簡素化ガイドライン（令和3年8月）は、工事関係書類作成の負担を削減・軽減するため、宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部（営繕課が所管する工事を除く。）が所管する建設工事を対象としている。

受注者の社内が必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありませんが、ガイドラインに示している作成不要な書類を作成・添付しても、工事成績評定では評価されないため、不要な書類を作成しないようにする。

なお、法令等に規定された書類の作成及び保管は適正に行うこと。

# 14.3 工事書類簡素化一覧表

(別紙1)

## 工事書類簡素化一覧表

令和3年8月1日

工事関係書類					標準様式	簡素化内容
作成時期	種別	番号	書類名称	書類作成の根拠		
工事着手前	契約関係書類	7-2	経費書	約数第10条1項 入札実施要領第55	別紙(様式第5号)	入札参加資格確認資料で監理等が確認できる場合は、提示・提出は不要。
		10	建設業連合会共済協会収納書	H11.8.30土木部長通知 仕様書(集土)第1編1-1-40	—	協会収納書の提出は、契約時の提出のみとする。(監理員へ別途、協会収納書の写しの提示・提出は不要)
		14	一般下請費通知書 (令和3年8月1日改正により廃止)	約数第7条1項 (令和3年7月31日まで)	様式第3号(約数第7条関係)	一般下請費通知書については、別途提出する施工体制台帳にて同一内容が確認できるため、約数の改正により通知の義務付けを廃止。
		21	登録内容確認書 (旧「工事カルテ受領書」)	仕様書(集土)第1編1-1-6 統一事項第1編4	—	監理員への提示・提出は不要。「登録のための確認のお願ひ」についても提示・提出不要。 なお、検査員からの請求があった場合には提示できる体制とし、提出は不要。
	①施工計画	23	施工計画書	仕様書(集土)第1編1-1-4 統一事項第2編2	—	維持工事等既設工事及び当初設計額250万円未満の工事においては、監理員の承認を経て、記載内容の一部を省略することが可能。 工期や数量がけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合は、変更後施工計画書の提示・提出は不要。 表紙に工事等記載して、施工計画書が当該工事に関するものと判別できれば、工事概要及び工事内容の記載は不要。 なお、集約後設計書の写しの提示・提出は不要。 現場関係者に連絡先の記載は不要。 主要動線・橋梁の記載は不要。(指定橋梁については、記載が必要) 主要資材の記載は不要。 所定確認計画に施工予定時刻の記載は不要。 安全管理関係者に連絡先の記載は不要。
		24	設計図書の実査確認資料	約数第18条1項 仕様書(集土)第1編1-1-8 統一事項第2編3.1 実査ガイドライン	—	調査項目チェックリストの提示・提出は不要。
		27	施工体制台帳	仕様書(集土)第1編1-1-10 統一事項第1編3	—	「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(平成30年12月20日付国交技第62号、国交第164号)に基づき作成する。(監理担当者などの職責を載せる書類の提出を削減) 「建設業法第24条に該当する請負契約を行っている建設業者」及び「管理業者」について記載する。
		30	工事打ち合わせ簿	仕様書(集土)第1編1-1-2 統一事項第2編4	様式-2	協議の根拠となる標準仕様のコピーの添付は不要。 なお、この場合は工事打ち合わせ簿に、標準となる標準仕様書の名称、発行年月及びページ番号を必ず記載すること。 現場関係者に関する実施報告書の作成・提出は不要。 動き方改善等関係施策(情報共有システム、連携関係、連携2日等)の実施可否に関する協議の一元化。
工事関係書類	②施工体制	32	近隣協議資料	仕様書(集土)第1編1-1-28 統一事項第2編9.1	—	交渉に先立ち、監理員に連絡(口頭、ファクシミリ、電子メール等)すること。 なお、交渉等の状況を随時、監理員に連絡し、指示があればそれに従うものとする。
		33	材料確認書	仕様書(集土)第2編1-2 統一事項第2編9.1	様式-4	現場での材料確認の場合、監理員が実測値等を記入した資料があれば、監理員が材料確認を行っている写真的撮影・提出は不要。 また、連携関係を実施し、確認するのに十分な情報を得ることができた場合は、現場と照合し取扱いとする。 .8Bマーク 表示品及び過去1年以内に車が工場検査に立ち寄った工場の製品について、材料確認は不要。
		35	所定確認書	仕様書(集土)第3編1-1-6 統一事項第2編9.2	様式-5	現場での所定確認の場合、監理員が実測値等を記入した資料があれば、監理員が所定確認を行っている写真的撮影・提出は不要。 また、連携関係を実施し、確認するのに十分な情報を得ることができた場合は、現場と照合し取扱いとする。 机上での所定確認の場合、リボンテープとスチールテープの使用は不要。 所定確認書に添付する資料は、監理員が作成する管理資料(出歩形、品質管理資料等)とし、所定確認のために新たな資料作成は不要。 なお、確認時は、この管理資料に監理員が実測値等を手書きで記入する。
		36	現地調査・立会書	仕様書(集土)第3編1-1-6 統一事項第2編9.2	様式-6	工事関係契約約数第14条(監理員の立会い及び工事記録の整備等)により設計図書で規定した場合のみ提出。 監理員が現地調査・立会を行っている写真的撮影・提出は不要。 また、連携関係を実施し、確認するのに十分な情報を得ることができた場合は、現場による立会と照合し取扱いとする。
	③施工管理	37	休日及び夜間作業簿	仕様書(集土)第3編1-1-28 統一事項第2編4.4	様式-1	事前に監理員に提出。 ただし、事前にファクシミリまたは電子メール等により監理員に連絡すれば、提出は後日でもよい。 并とめて1ヶ月程度提出できる。 通常工程費を作成する工事については、通常工程費内に休日・夜間作業費を算入し、作業時間、作業内容、理由を記載し、事前に監理員に提出すれば、休日及び夜間作業簿の提示・提出は不要。
		38	安全教育訓練実施資料	仕様書(集土)第1編1-1-28 統一事項第2編11.1	—	監理員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。
		39	安全管理関係書類 (KY活動、新規入場者教育等)	統一事項第2編11.1	—	監理員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。
施工中	④安全管理					

工 事 監 査 書 類					標準様式	簡素化内容
作成時期	種 別	編 号	書 類 名 称	書類作成の根拠		
施 工 中	3 施工状況	⑤ 工事管理	43 工事進行報告書	計数第11条 仕様書(表土)第1編1-1-24 統一事項第2編7.1	様式-3	工事進行報告書のみ提出。
			44 測量工程表	統一事項第2編6.4	—	監督員と発注者との打ち合わせにより、必要と判断した場合のみ作成、提出する。(工事完成時の再提出は不要) 測量工程表の提出は、ファクシミリまたは電子メールでの提出ができる。 連続2日工事において、現場所用楽譜を測量工程表にて確認していたが、図付報告書、実施工程表及び情報共有システム等)による確認に替えることができる。
			45 実施工程表	施工管理基準(表土) 5 統一事項第2編6.4	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。
	その他	70	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	建設副産物等管理第3 仕様書(表土)第1編1-1-18 統一事項第2編12.2	—	監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。(写しの提出も不要)
			76 出来形管理図表 (出来形合資判定照会表)	仕様書(表土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.2	—	測定数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 出来形管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。
工事完成時	工事管理	78	品質管理図表	仕様書(表土)第1編1-1-23 統一事項第2編8.1	—	測定数の少ないもの(10点未満)については、作成を省略できる。 品質管理図表を作成する場合は、工程能力図及びヒストグラムの作成は不要。
			80 工事写真	仕様書(表土)第1編1-1-23 写真管理基準(表土)2-4 統一事項第2編6.3 統一事項第2編9.2 建設副産物等管理第3	—	発注者からの工事写真の提出部数は1部とする。 【仮設橋写真】 安全管理以外の写真(工事名等を記載した標示板等)、標示物(施工体系図、建設事務所等)、現場事務所内の設置状況の写真の撮影・提出は不要。 【仮設橋写真】 安全管理以外の写真(仮設橋や通行止め等の写真等)の写真については、監督員、検査員からの請求があった場合に提示できる体制とし、提出は不要。 【施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真】 撮影の記載内容(原則として、工程等)で確認できれば、写真の貼込み書きに撮影している内容を記載する必要はない。 【施工状況写真】 産業廃棄物の処理に関する施工状況写真については、埋め、搬入状況の写実を撮影する。(撮影機は、高層物の撮影に1サイクル) なお、搬出先が変わる場合には、その都度撮影する。 【出来形管理写真】 リボンテープとスチールテープの使用は不要。 【出来形管理写真】 完成後測定可能な部分については、出来形管理状況がわかる写真を工程図に1図撮影し、後は撮影を省略することができる。(完成後、その後の工事で不可視部となる場合は省略できない) 【使用材料写真】 JISマーク表示品については、規格及びJISマーク等の表示を撮影するのみでよく、形状や写真の撮影・提出は不要。 【使用材料写真】 過去1年以内に事が工場検査に立ち会った工場の製品については、材料の形状が分かる写真等を撮影するのみでよく、形状や写真の撮影・提出は不要。 【出来形管理写真、使用材料写真】 段階確認及び材料確認を現場にて確認する際に、併せて管理写真を撮影することができる。 【工事検査写真】 工事検査写真の撮影・提出は不要。 【その他】 机上の段階確認又は材料確認に使用(提出)した写真について、既に写真を工事写真(出来形管理写真、使用材料写真等)として再度提出は不要。
その他	—	—	品質管理基準	施工管理基準(表土) 5	—	路盤及びアスファルト舗装工事において、下記に掲げる工程(イ)・(ロ)の条件に該当する工事については、土木工事施工管理基準における試験区分を「その他」の取り扱いとする。 (イ)路盤：維持工事等の小規模なもの(施工面積500㎡以下) (ロ)アスファルト舗装：維持工事等の小規模なもの(施工面積500㎡以下) ※「維持工事等」とは、維持工事と共に旧工事を含む。 ※「施工面積」とは、1箇所あたりの面積とし、1つの契約で連続しない工事箇所が複数ある場合は各々を1箇所とする。 なお、現場施工で異常が認められた場合など、監督員が必要と認めるものについては、監督員の指示により、品質管理を実施すること。
			情報共有システム活用工事における書類	—	—	情報共有システムで交換・共有した書類(工事帳票)は、紙媒体での納品は不要。
			提示書類	仕様書(表土)第1編1-1-2	—	提示を求められた事項は、会社や現場事務所にある資料やデータをもとに提示する。 提示用に改めて作成したり、製本・製本は不要。
			段階確認	仕様書(表土)第3編1-1-6 統一事項第2編	—	これまで、やむを得ず机上確認していたものについて、段階確認を積極的に活用することにより、従来机上確認時に提出していた写真を削減。

土工工事施工管理の統一事項

工 事 監 査 書 様				標準様式	簡素化内容
作成 機関	種 別	番 号	書 名 等		
その他 (作成不要書様)	—	—	支給材料及び受入品要求書	—	支給材料及び受入品は、設計図書に明記しており、要求書の提示・提出は不要。
	—	—	排出ガス対策型・低騒音型 建設機械の写真	—	排出ガス対策型及び低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の写真の監査員への提示・提出は不要。

【用語の解説】

「約款」…京浜東北線貨物約款  
「仕様書(集土)」…土木工事共通仕様書(京浜東北線建設)  
「施工管理基準(集土)」…土木工事施工管理基準(京浜東北線建設)  
「写真管理基準(集土)」…写真管理基準(京浜東北線建設)  
「統一事項」…土木工事施工管理の統一事項(京浜東北線建設)  
「統一事項(集土)」…集土土木工事施工管理の統一事項(京浜東北線建設)

「MTRの土木部長通知」…建設業法施行令の普及促進に関する措置について  
「設置ガイドライン」…設計図書設置ガイドライン  
「建設副産物管理」…建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領  
「入札案内要領」…条件付一般競争入札実施要領

## 15. その他

### 15.1 支給品・発生品等

#### 15.1.1 支給品・貸与品

支給品及び貸与品の要求については、書面で行きかわす必要はないものとし、受領または借用後に受領書または借用書を監督員へ提出すればよい。

受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたときは、工事請負契約第15条3項により、引渡しの日から7日以内に発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-18 支給材料及び貸与品 により、受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事にあつては支給材料精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

#### 15.1.2 工事現場発生品

土木工事共通仕様書第1編 1-1-20 工事現場発生品 により、受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、**設計図書**または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。また、設計図書に定められていないものが発生した場合、監督員に**連絡**し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

### 15.2 創意工夫

#### 15.2.1 創意工夫

土木工事共通仕様書第3編 1-1-10 創意工夫 により、「受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出することができる。」と規定されている。

#### 15.2.2 提案の上限

説明資料は簡潔に作成し、1工事につき最大で10項目までの提出とする。10項目を超過した提出は認めない。

（工事書類簡素化ガイドライン（令和7年3月 改定））

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			受注者名	
項 目	細 別	提 案 内 容		
□創意工夫	□施工			
	□新技術活用			
	□品質			
	□安全衛生			
□社会性等	□地域への貢献等			

- 1 該当する項目の□にレマークを記入。
- 2 具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理。

## 説明資料

## 創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名				/
項 目		細 別		
提案内容				
(説明)				



## 16. 特殊車両通行許可

### 16.1 特殊車両通行許可

受注者は、土木工事共通仕様書第1編 1-1-40 交通安全管理 第14項により、建設機械及び建設資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならないと規定されている。

一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t（但し、高速自動車道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t）
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係わる軸距1.8m未満の場合は18t （隣り合う車軸に係わる軸距1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係わる軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最少回転半径	12.0m

なお、許可書は監督員から請求があった場合は提示するものとし、受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ② 現場到着地点、現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）〔走行中の写真撮影は不要〕
- ③ 車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）